様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象 事業年度	年度評価	令和６年度（第５期）
	中期目標期間	令和６年度～令和 10 年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 Ⅰ－３については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長　井上　和也
	大臣官房（Ⅰ－１に関する業務）		環境保健部企画課熱中症対策室長　中山　美恵
	大臣官房（Ⅰ－２に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長　中村　真紀
	大臣官房（Ⅰ－３に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長　黒部　一隆
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－４－１に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長　大川　正人
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－４－２に関する業務）		廃棄物規制担当参事官　大川　正人
	大臣官房（Ⅰ－５，６に関する業務）		環境保健部企画課保健業務室長　田中　大平
	大臣官房（Ⅰ－７に関する業務）		環境保健部企画課石綿健康被害対策室長　鈴木　貴士
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長　一井　里映
主務大臣	農林水産大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長　木村　崇之
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　藏谷　恵大
主務大臣	経済産業大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	ＧＸグループ	担当課、責任者	環境政策課長　中原　廣道
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長　村上　貴将
主務大臣	国土交通大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長　竹内　大一郎
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官　磯野　哲也

３．評価の実施に関する事項
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田　芳子（主婦連合会参与） ・泉　　淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川　秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木　啓祐（東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授）

４．その他評価に関する重要事項
特になし。

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

<table>
<tr><td colspan="7">１．全体の評定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">評定
（S、A、B、C、D）</td><td colspan="2" rowspan="3">A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</td><td colspan="5">（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況</td></tr>
<tr><td>６年度</td><td>７年度</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>10 年度</td></tr>
<tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>評定に至った理由</td><td colspan="6">特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評定が大部分を占める。また、全て「B」評定以上であり、全体の評定を引き下げる事象もなかった。
よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">２．法人全体に対する評価</td></tr>
<tr><td>法人全体の評価</td><td>業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。
● 気候変動の影響への適応策の推進について、令和６年４月から熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析と環境省への提供を開始し、評価指標に掲げている環境省への情報提供を、計画に定める回数以上の２回実施し、モニタリング指標に記載している情報提供についても複数回実施した。さらに、各種データ集積を目的としたシステム構築が完了し、各種データのクロス集計・分析・可視化を実施した。加えて、情報提供システムにおいて、地方公共団体や国民向けにクーリングシェルターのマッピング機能を追加的に導入するなど、当初計画には含まれていなかった独自機能を搭載し、より充実した情報提供を実施した。
● サーキュラーエコノミーに関する研究推進について、令和５年度のガバニングボードにおける ELV 規則案への対応及びアジア地域も巻き込んだ仕組みづくりに関する指摘に対して適切に対応し、再生材から実際に自動車部品を試作、品質評価を行う等の社会実装に繋がる具体な成果を前倒しで提示したことにより、SIP 第３期全 14 課題中で唯一の S 評価を獲得した。また、環境研究総合推進費による研究推進について、令和７年度新規課題公募の応募件数は目標を大幅に上回る 450 件（前中期目標期間の実績平均値 319 件比の達成率 141%）、令和５年度終了課題の事後評価については、上位２段階（S、A評価）の比率は 96%（49/51 課題、前中期目標期間実績平均値 93%比の達成率 103%）、研究終了３年後の追跡調査の指標については 70%（33/47 課題、前中期目標期間実績平均値 68%比の達成率 103%）を確保した。
● 環境パートナーシップの形成について、地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率については、第４期中期目標期間実績値の平均が 92%のところ、98.2%とし、目標を達成することができた。また、地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点については、前中期目標期間実績値が、10 点満点中平均 7.8 点のところ、7.9 点となり、目標を達成することができた。さらに、「地球環境基金の新たな事業実施方針」に基づき、戦略プロジェクト（政策課題協働型及び地域協働型）を創設した。
● 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等について、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることに加え、収集運搬・漏えい防止費用の助成再開、JESCO 処理施設の解体・撤去の知見収集に関する助成の実施及び低濃度 PCB 廃棄物処理費用等に対する助成の実施といった年度当初に計画していない３つの追加業務について、処理期限が迫る中、短期間で必要な措置を講じ、迅速な助成実施を実現できている。
● 公害健康被害の補償について、徴収関連業務の ICT 化を進めた成果として、制度発足 50 年で初めて徴収関連業務の受託先を日本商工会議所等から株式会社東京商工リサーチに変更した結果、令和６～10 年度の関連業務費用を前期の 7.8 億円から 44%（3.4 億円）削減する中で、定量的評価指標である申告率 99%に相当する 229.0 億円の 100%以上である 99.8%に相当する 230.9 億円（1.9 億円増）の汚染負荷量賦課金の徴収を達成するなど、量的に顕著な成果を上げた。また、納付義務者からの相談、問合せ、申告書類の受付等徴収関連業務への戦略的な ICT の活用、コールセンターの設置、納付書の様式変更など、受託先の変更を契機として納付義務者の利便性向上と申告・納付作業にあたる職員の超過勤務時間の削減に積極的に取り組んだ。
● 公害健康被害の予防について、令和６年度においては、新型コロナウィルス感染症の影響によって中止・縮小された厳しい事業環境を立て直し、また、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、患者等との意見交換によるニーズの把握や呼吸リハの普及や専門家の育成のための事業の重点化、関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。その結果、調査研究事業の評価指標である「治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合」は、中期計画値（28.5%以上の採択割合）の 120%以上である 151%となる採択割合である 43%を達成した。
● 石綿による健康被害の救済について、「被認定者の医療の受けやすさに関する満足度（前中期目標期間実績：平均 82%）」については、業務実績が 82%であり、目標を達成（100%）している。これは、被認定者に対しての丁寧な説明に加え、医療機関や薬局・訪問看護ステーションへのパンフレット等の送付、各種問い合わせへの対応等を行い、被認定者がより医療を受けやすい環境整備を行ってきたためと考えられる。「療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内）」については、業務実績は 111 日であり、目標を上回る成果（118%）が得られている。　　等</td></tr>
</table>

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	● 民間環境保全活動の助成について、令和７年度に検討をするとされている評価指標、評価ガイドラインについて、わかりやすく、被評価者の環境保全活動の内容や質について定量的な評価が可能なものとすること。その上で、とりわけ戦略プロジェクトにおいては新規に導入した補助メニューであることから、事業のアウトカムを明確にし、その効果を客観的に測定できる評価指標の確立を行うこと。 ● PCB 廃棄物の期限内処理に向け、今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。 ● 公害健康被害の補償について、賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、DX を推進することで納付義務者の利便性の向上や徴収業務の効率化を進めていく必要がある。 ● 石綿による健康被害の救済について、医療手帳の交付を受けた被認定者が必要な医療を受けられるよう、救済制度の医療費負担の仕組みを医療従事者等に周知するため、また、認定申請を行う方に必要な情報が届くよう、患者が最初に接触するだろう医療従事者等への制度周知が重要であると考えられるため、指定疾病の診断等に関する知見の提供をより効果的な方法で行えるよう検討する必要がある。等 ● 財務運営の適正化について、承継業務においては、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む必要がある。　　等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第５期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたと認める。 令和６年度は、第５期中期目標期間（令和６事業年度～令和 10 事業年度）の初年度に当たるところ、前中期目標期間において、主として新型コロナウイルス感染症の影響により今期に持ち越された諸課題は概ね解消し、所期の目標をほぼ計画どおり達成できたものと認める。 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正により、令和６年度から新たに追加された熱中症対策業務を開始し、これに適切に取り組んでいる。 また、令和６年４月に地域生物多様性増進法が成立し、令和７年度から増進活動実施計画等（自然共生サイト）の認定事務等に関する業務が続けて追加されることになったことを受け、新規業務の開始に向けて人員体制や事務スペースの確保、関係規程等の整備に向けた検討など、各種準備を遅滞なく周到に進めた。これら組織改編を伴う業容の拡大に合わせ、限られた人的資源を有効に活用して柔軟に対応するため、「業務改革プロジェクトチーム」を立ち上げた。既存の部門の枠組みにとらわれず、組織横断的に従来の業務プロセスを見直し、組織パフォーマンス向上の検討を継続しており、予算執行と業務の効率化に一定の成果を上げたものと認める。 令和６年８月 26 日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和５年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。 令和５年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考（評価比率）
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜気候変動の影響への適応策の推進＞	A						11%
熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供	S○					Ⅰ－１－１	(5%)
地域における熱中症対策の支援	A○					Ⅰ－１－２	(6%)
＜環境問題に関する調査・研究・技術開発＞	S						13%
サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進	S○					Ⅰ－２－１	(6%)
環境研究総合推進費による研究推進	S○					Ⅰ－２－２	(7%)
＜環境パートナーシップの形成＞	A						11%
民間環境保全活動の助成	A					Ⅰ－３－１	(7%)
民間環境保全活動の振興等	A					Ⅰ－３－２	(4%)
＜産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等＞	A						2%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成	A					Ⅰ－４－１	(1%)
維持管理積立金の管理	B					Ⅰ－４－２	(1%)
＜公害健康被害の補償＞	S○					Ⅰ－５	12%
＜公害健康被害の予防＞	A○					Ⅰ－６	8%
＜石綿による健康被害の救済＞	A○					Ⅰ－７	18%
	A						75%

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考（評価比率）
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	A					Ⅱ－１	3%
調達の合理化	A					Ⅱ－２	2%
給与水準等の適正化	B					Ⅱ－３	1%
情報システムの整備及び管理	A					Ⅱ－４	1%
	A						7%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B					Ⅲ－１	7%
基金の運用等	A					Ⅲ－２	3%
	B						10%
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	A					Ⅳ－１	6%
内部統制の強化	B					Ⅳ－２	1%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	B					Ⅳ－３	1%
	A						8%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注）「備考」欄には、令和６年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１－１	熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 11 号～12 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、人の命と健康を守る上で不可欠であるため。 ＜困難度：高＞地球温暖化の進行により過去に例のない暑さが見られる中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、創造性の高いチャレンジングな目標であり、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	１．地球温暖化対策の推進 １－３．　気候変動の影響への適応策の推進 （予算事業 ID：021300）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
＜評価指標＞							
熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度１回以上の実施状況。	●情報の整理・分析・提供の毎年度１回以上		熱中症警戒情報等運用期間外の暑さ指数の提供： ２回				
熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に			スキームの構築： １回				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	244,922				
決算額（千円）	228,246				
経常費用（千円）	241,884				
経常利益（千円）	34,527				
行政コスト（千円）	241,884				
従事人員数	8				

	促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。							
	＜モニタリング指標＞							
	熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）			停電・断水情報の提供： ２回				
	熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）			最新の情報提供： ４回				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 【評価指標1-1-1】 ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度１回以上の実施状況。 【モニタリング指標】 ・熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 ア 熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を毎年度１回以上行うために、以下の取組を行う。 （ア） 環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間とそれ以外の期間を含めた通年の暑さ指数の整理・分析を行い、運用期間の妥当性を検証し、環境省に提供する。	① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 ア 熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる病態であるため、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）を適切に活用し、地域の状況に応じた予防行動が効果的に促されることを目指して、過去にない高温状況を踏まえた熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性や暑さ指数等と健康との関係性の検証等に着目したPDCA サイクルが機能するよう、以下の取組を行う。 （ア）環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間の妥当性を検証するため、運用期間以外の期間を含めた通年の暑さ指数の収集・整理・分析を行い、環境省に年１回以上提供する。	＜主な定量的指標＞ 熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度１回以上の実施状況。 ・熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）	＜主要な業務実績＞ ① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供 令和６年４月からの改正気候変動適応法の全面施行に合わせて、ERCA においては、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）の前提となる情報の整理・分析と環境省への提供のための取組を開始した。 また、熱中症死亡者 2030 年半減目標の達成に向けた地域の熱中症対策の促進のため、ERCA の Web サイトに熱中症対策のページを設け、一般公開ページを通じた国民への情報提供を開始するとともに、地方公共団体職員に限定したページを設け、関係部署や指定暑熱避難施設の登録受付・情報発信、ERCA 主催の研修・イベント情報の発信、研修資料等のダウンロードなどの情報発信及び受信を開始した。 （資料編Ｐ１_熱中症１ アラート情報の収集等事業概要） ア 熱中症警戒情報の前提となる情報の収集・整理・分析 （ア）運用期間の妥当性の検証 熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性の検証のため、環境省が熱中症警戒情報等の運用期間（令和６年４月 24 日から 10 月 23 日まで。以下「運用期間」）に公表している 841 箇所の暑さ指数提供地点において、運用期間外も暑さ指数を収集するシステムの構築を進めるとともに、環境省へ運用期間中の暑さ指数を提供する（一財）気象業務支援センターと７月に契約し、収集・整理・分析の仕組みを整えた。令和６年４月１日から 23 日まで及び令和６年 10 月 24 日以降の暑さ指数を収集し、令和６年 12 月と３月に環境省へ４月分及び 10 月から３月まで（報告時以降の残日数分は後日別途報告済）の	＜評定と根拠＞ 評定： S ○ 熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症警戒情報の的確性の向上や過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報に関連する情報提供スキームの構築・改善は、人の命と健康を守る上で不可欠である上、創造性の高いチャレンジングな目標である。その達成のためには、相当の努力を必要とするため、本業務は、重要度が高く、困難度も高い業務とされている。なお、近年は、気候変動や高齢化等の影響により熱中症リスクが拡大し、その重要度・困難度は更に増している。 ○ ①評価指標及びモニタリング指標にそれぞれ掲げている環境省への情報提供回数は、それぞれ２回・６回と計画以上に実施できたこと、②各種データ集積を目的としたシステム構築が完了したこと、③各種データのクロス集計・分析・可視化を実施したこと、④地方公共団体や国民にクーリングシェルターのマッピング機能を提供するなど独自機能を搭載し、有意義な情報提供を実行できた。以上から評価指標に対する実績が顕著であり、かつ、中期目標において困難度が「高」とされており、中期計画における所期の目標を大きく上回る成果が得られたと認められることから、自己評価をＳとした。 詳細については以下のとおり。 ■所期の目標を量的に上回る顕著な成果 ● 熱中症警戒情報等の前提となる情報の整理・分析・提供については、評価指標に「情報の整理・分析・提供の毎年度１回以上」とある。これについて、暑さ指数の運用期間外の値を収集し、確認した上で、熱中症警戒情報等の発表期間の妥当性を検証し、環境省への情報提供を２回行ったことにより、熱中症警戒情報等の運用期間の的確性に係る環境省の検討材料に供した。 ● 情報提供スキーム構築のために新たに試行的に設けたシステムについては、評価指標に「環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築」等とあるところ、この構築を実現した。また、環境省等のニーズを想定し、暑さ指数データを蓄積するだけでなく、地点別、日別及び時間別を容易に分析	評定 S ＜評定に至った理由＞ 令和６年４月から熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析と環境省への提供を開始し、評価指標に掲げている環境省への情報提供を、計画に定める回数以上の２回実施しており、また、モニタリング指標に記載している情報提供についても複数回実施した。 また、各種データ集積を目的としたシステム構築が完了し、各種データのクロス集計・分析・可視化を実施した。 加えて、情報提供システムにおいて、地方公共団体や国民向けにクーリングシェルターのマッピング機能を追加的に導入するなど、当初計画には含まれていなかった独自機能を搭載し、より充実した情報提供を実施した。 以上を踏まえ、評価指標に対する実績が顕著であり、かつ、中期目標において困難度「高」とされており、中期計画における所期の目標を大きく上回る成果が得られたと認められることから「Ｓ」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

	・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。 【モニタリング指標】 ・熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）	（イ） 熱中症による死亡者数や救急搬送者数等の健康に関するデータと暑さ指数等の関係について、地域や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省に提供する。	（イ）健康に関する統計データ等を収集し、暑さ指数との関係性について外部有識者と整理・検討し、取りまとめるとともに、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省の担当部署へ提供する。	熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。	運用期間外暑さ指数の速報値について情報提供を行った。また、運用期間外において熱中症警戒情報発表の基準に該当する暑さに達することはなかったため、令和７年度の運用期間外の暑さ指数の収集は４月と 10 月のみとするよう環境省と調整した。年度末には全ての運用期間外暑さ指数の提供を行った。 （イ）健康に関する統計データ等の収集 暑さ指数と人の健康との関係の分析に向け、熱中症死亡者数についての詳細な分析を行うため、ERCA の自主的な創意工夫として、市町村ごとの令和５年度死亡者数に係る情報について、厚生労働省に申請し、入手した（令和６年７月）。その上で、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた分析を行い、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死亡者数を都道府県ごとに分析した。また、令和５年 10 月に消防庁から入手していた消防本部ごとの熱中症による救急搬送者数のデータも活用し、熱中症対策研修を実施した 10 都道府県においては、外部有識者である熱中症対策アドバイザー（救急救命医、救急救命士、技術士）の協力を得て暑さ指数提供地点ごとの暑さ指数の分析や消防本部ごとの救急搬送者数と死亡者数の分析を行った。その結果、東京・大阪などの大都市において人口 10 万人当たりの死亡者数が比較的高く、独居高齢者（特に男性）の死亡率が高いこと、また、それらの地域では自宅での死亡率が高いことなどが分かった。これらの結果については、研修等を通じて環境省及び地方公共団体に提供した。 更に、熱中症特別警戒情報が発表される可能性が高い地域（都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が 33 以上となった延べ日数を考慮）の分析と取りまとめを行い、環境省に情報提供するとともに、当該情報等を参考に令和７年度の研修実施地の調整に活用した。 また、自然的社会的状況に関する情報（停電、断水）収集について、大規模な停電や断水が起こると想定される場合は停電情報、断水情報を送付することで環境省と調整し、台風 10 号(8/30～9/4)及び令和６年９月 20 日からの大雨時(9/24～9/26）に試行的に情報提供を行った。	できるよう履歴検索の仕組みを搭載することで、適時適切な情報提供を可能にした。 ● モニタリング指標として設定している自然的社会的状況に関する情報（停電、断水）収集については、環境省と調整の上、試行的に台風 10 号（8/30～9/4）及び令和６年９月 20 日からの大雨時(9/24～9/26)に関して情報提供を行い、熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報に係る環境省の検討材料に供した。 ● モニタリング指標として設定している「最新の情報の整理・分析・提供」等については、顕著な高温が見られた地域の経験・教訓についてドイツ・スペインにおいて現地調査を行い、得られた成果を地方公共団体向けの事例集にまとめられるよう整理した。また、熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報等に関する状況調査のため、熱波と大規模停電が同時発生したマルタ共和国への現地調査を行った。いずれの調査結果についても環境省に速やかに情報提供を行ったほか、健康に関する統計データ等を収集し、分析した結果についても環境省に情報提供を行ったことにより、環境省における今後の政策立案に係る検討に供した。 ■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【ERCA の自主的な取組による創意工夫】 ● 健康に関する統計データ等の収集に当たっては、自主的な創意工夫として、市町村ごとの令和５年度死亡者数に係る情報を厚生労働省から入手し、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた分析を行い、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死亡者数を都道府県ごとに詳細に分析した。また、消防庁から独自に入手していた消防本部ごとの熱中症による救急搬送者数のデータも活用し、外部有識者である熱中症対策アドバイザーの協力を得て暑さ指数提供地点ごとの分析や消防本部ごとの救急搬送者数と死亡者数のクロス集計を行うなど、独自の集計データをもって、環境省や地方公共団体に研修を通じて情報提供した。ERCA が各地域の現状分析データを提供することにより、各地域における熱中症対策の課題整理に貢献できた。 【目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与】 ● 情報提供スキーム構築のために新たに試行的に設けたシステムについては、評価指標に「環境省に対して	

	＜目標水準の考え方＞ 　地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を定期的に行う設定とする。 熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映させながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期に構築し改善を図る設定とする。 ＜想定される外部要因＞ 地球温暖化の進行による気象変化に伴う熱中症による被害には、地域性の高い環境、経済、社会的要因が複合的に影響することから、著しい異常気象や、熱中症弱者のリスクが高い	イ　熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善を図るために、以下の取組を行う。 （ア）　熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、取得先の特定及び連絡調整を行い、環境省に対してプッ	イ　熱中症特別警戒情報について、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指して、発表の前提となる情報について、プッシュ型で環境省へ提供するために必要な体制及び情報システム（次の（ア）、（イ）において「スキーム」という。）を可能な限り早期に構築するために、以下の取組を行う。 （ア）熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の取得先の調査、特定及び調整を実施し、環境省に対してプッシュ型で提供する	・熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）	イ　熱中症警戒情報等の前提となる情報の整理・分析・提供 （ア）プッシュ型の「ERCA 熱中症情報等関連システム」試行版の開発 　ア．（ア）で収集した運用期間外の暑さ指数をリアルタイムで日本地図上に表示し、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版として「ERCA 熱中症情報等関連システム」の構築を９月に完了した。本システムは、暑さ指数が熱中症特別警戒情報発表の基準に達した場合には自動で ERCA にメールが通知される仕様とし、１時間置きに気象業務支援センターのサーバにアクセスして、自動で値を収集するシステムとした。これにより、ERCA から環境省への有事の報告とは別に、環境省が観測地点の最新データを確認することを可能としており、利便性の向上を図ることにつなげた。 　また、ERCA の自主的な創意工夫として、今年度収集した暑さ指数について、地点別、日別及び時間別に、ERCA 職員が容易に分析できるよう ERCA 熱中症情報等関連システムに履歴検索の仕組みを搭載し、分析結果を環境省に提供した。 　さらに、中期目標策定時に想定した以上の政策実現に貢献するよう、自主的な創意工夫として、熱中症特別警戒情報発表時に、地方公共団体によるクーリングシェルターの円滑な開設・運用に役立てるため、ERCA 熱中症情報等関連システムのサーバを二次活用することにより新たなコストをかけることなくクーリングシェルターマップを構築した（９月）。環境省からの要請に応え、６月には地方公共団体からの登録データを精査し、マッピングを加速するために部内の体制を強化した結果、全国 6,961 の施設をマップ化できた。当該情報は、	情報提供するスキームの試行版の令和６年度目途の構築」等とあるところ、この構築を実現した。また、環境省等のニーズを想定し、暑さ指数データを蓄積するだけでなく、地点別、日別及び時間別を容易に分析できるよう履歴検索の仕組みを搭載することで、適時適切な情報提供を可能にした。【再掲】 ● また、同システム内には、当初想定していなかった市町村長が指定するクーリングシェルター情報を追加し、ERCA が一元的にマッピング機能を地方公共団体等に提供できるシステムとした。当該システムは、ERCA の Web サイトにおいて地方公共団体に加えて一般向けにも公開を実現したことで、国民への安心・安全に繋がる情報提供が実現できた。 ● 当該 Web サイトは、指定暑熱避難施設の登録受付・情報発信、ERCA 主催の研修・イベント情報の発信、研修資料等のダウンロードなどの機能を持たせることで、事務の効率化及び環境配慮等に貢献しつつ、地方公共団体職員に対する利便性の向上に貢献できた。 ● 業務追加の初年度ではあるものの、主体的に情報を収集し、データの整理・分析を行うとともに、創意工夫を凝らしたシステムの構築やクーリングシェルターのマッピングなど、当初見込んでいた環境省や地方公共団体への適時適切な情報提供を行うとする中期計画に掲げた実績を上げることができた。加えて、令和７年度以降の熱中症対策の推進に向けて、令和６年度に収集できた情報の分析結果の詳細な検証を行うなど、PDCA サイクルにより事業を軌道に乗せることができた。以上により、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与があったと評価でき、質的に顕著な成果を上げたと評価できる。 【重要度及び困難度の高い目標の達成】 　上記のとおり、いずれも中期目標において重要度及び困難度の高い目標を達成した。 　＜課題と対応＞ ・熱中症死亡者数の半減に向けた適切なデータ収集及び詳細な分析が今後の課題である。令和７年度は、熱中症死亡者数の減少に向けた効果的な指標となりうるデータの特定、収集及び分析・解析を進める必要があると考えられる。	

	感染症の蔓延等、熱中症警戒情報の的確性の評価に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。	シュ型で提供するためのスキームを第５期中期計画期間中の出来るだけ早期に構築する。 （イ） 毎年度実施する現地調査等により、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの実効性が高まるよう必要な改善を不断に図りながら、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。	ためのスキームを検討するとともに次年度稼働に向けた情報システムの設計、構築を行う。 （イ）現地調査等を実施し、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの検討等における参考事例を抽出する。また、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。		環境省及び地方公共団体に提供するとともに、ERCA の Web サイトにおいて一般公開した。自らの地方公共団体のホームページに ERCA Web サイトのマップをリンク掲載した地方公共団体からは、感謝の声が寄せられた。指定された施設ごとの有事の際の開放時間、受入可能人数等が一覧的に確認でき、視認性を向上したことにより、未指定の地方公共団体における指定の検討を促す効果を期待している。 （イ）熱中症特別警戒情報に関する国内外の情報の整理・分析・提供 国内における熱中症特別警戒情報への備えを行っている事例として、①岐阜県において休日における連絡体制を整えてリハーサルを実施した事例や、②札幌市において市独自の特別警戒アラートを策定した事例等について情報を収集し、８月１日の気候変動適応東北広域協議会等の場で環境省及び地方公共団体に提供した。 顕著な高温が見られた地域の経験・教訓について、現地調査（ドイツ、スペイン）も含めた海外事例の調査を令和７年２月に実施し、環境省及び地方公共団体に情報提供した。 また、熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報等に関する状況調査を行うため、令和５年にマルタ共和国で発生した熱波と大規模停電の同時発生に関する事例について、同国の各主体の対応状況についての情報収集を３月に実施した。当該調査で得られた成果については、環境省に報告した。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１－２	地域における熱中症対策の支援		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 11 号～12 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、地域における熱中症対策の推進が不可欠であるため。 ＜困難度：高＞熱中症対策については、令和５年５月の気候変動適応法の改正により、地域における熱中症対策が強化されたところであり、新たな対策を普及させるためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	１．地球温暖化対策の推進 １－３．　気候変動の影響への適応策の推進 （予算事業 ID：021300）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
＜評価指標＞							
令和５年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約 1800 の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去５年間（2017 ～ 2021 年）において、熱中症に起因して１人以上が死亡した市区町村の割合が約 80%あることを勘案し、ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けた	- ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上	-	5 月 10 日ウェビナー研修：18.2%（39/214） 7 月 25 日ウェビナー研修：20.7%（46/222） 5 月～7 月地域対面研修：31.4%（39/124） 1 月 23 日成果報告会：37.0%（47/127）				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	244,922				
決算額（千円）	228,246				
経常費用（千円）	241,884				
経常利益（千円）	34,527				
行政コスト（千円）	241,884				
従事人員数	8				

	と回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援する。							
	人事異動を考慮して２年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する１名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上とする。	･ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには 90%以上	･	全体平均：96.7% （5 月 10 日ウェビナー:92% 7 月 25 日ウェビナー：96%、地域対面研修:99%）				
	＜モニタリング指標＞							
	熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）			28.7% （令和６年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査による。）				
	ERCA が地方公共団体に対し、ERCA 職員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）			15 団体				
	ERCA が実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）			36.1% （647/1,788）				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
②地域における熱中症対策の支援 【評価指標1-1-2】 令和５年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約1800 の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去５年間（2017～2021年）において、熱中症に起因して１人以上が死亡した市区町村の割合が約80%あることを勘案し、ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援する。 【モニタリング指標】 熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）ERCAが地方公共団体に対し、ERCA職	②地域における熱中症対策の支援 ア　地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制（会議体や協議体等）を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援するために、以下の取組を行う。 （ア）中期目標期間の前半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例、後半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設のスキルアップにつながる優良事例の創出	②地域における熱中症対策の支援 ア　地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCA が実施するアンケートにおいて、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）を設ける等を行う地方公共団体の割合を30%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進及び熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共	＜主な定量的指標＞ 令和５年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約1800の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去５年間（2017～2021年）において、熱中症に起因して１人以上が死亡した市区町村の割合が約80%あることを勘案し、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援する。 熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）ERCAが地方公共団体に対し、ERCA職員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）	＜主要な業務実績＞ ②地域における熱中症対策の支援 ア．地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進について、ERCA が実施したアンケートの結果、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）を設ける等を行った地方公共団体の割合は、令和６年５月 10 日ウェビナー研修においては 18.2%（39/214）、７月 25 日ウェビナー研修においては 20.7%（46/222）であり、地域対面研修においては31.4%(39/124)、成果報告会では37.0%(47/127)であった。 地方公共団体へのヒアリングにおいても熱中症対策を進める上で庁内連携が必要であり、課題であるとの回答が最も多く、連携構築を促進するためのより一層の取組が必要であることが確認された。 （ア）地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業による優良事例の創出 「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」（以下「モデル事業」という。）は、先進的な熱中症対策に取り組む９つの地方公共団体（モデル自治体）に対し、令和６年４月～５月頃にかけて事業の立ち上げの支援を、７月～９月頃にかけて進捗状況の確認や実施支援を行った。また、ERCA から地方公共団体への情報提供の一環として、モデル事業を含む各地方公共団体の先進的な熱中症対策の取組事例の収集を上半期に実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和５年の気候変動適応法の改正により強化された新たな熱中症対策を普及させ、2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進める必要があることから、中期目標において「地域における熱中症対策支援」は、重要度及び困難度の高い業務とされている。 ①　評価指標にある「熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合」については、中期目標期間の最終年度（令和 10 年度）までに都道府県では 100%、市町村では 80%以上が熱中症対策の体制を設けることを目指している。環境省が令和５年度に実施したアンケートでは、その割合は 19%に留まったところ、令和 10 年度に 80%以上に至る経路として年度計画で設定した令和６年度目標は 30%であるが、ERCA が実施したアンケートでは、質問項目は異なるものの同趣旨の回答は 37.0%であった。 ②　また、評価指標にある「ERCA の熱中症対策研修受講者のうち「理解した」と回答する割合」については、達成目標に定める 80%以上を大きく上回る 96.7%（「理解度」５段階評価で上位２段階の評価）であった。評価指標「２年間を通じて全国の地方公共団体の１人以上の職員が ERCA の研修を受講」することについても、約 36%の地方公共団体（令和６年度末 1,788 地方公共団体に対し 647 地方公共団体）の職員が ERCA の研修を受講した。 このように、中期目標において困難度が「高」とされている本業務において、中期計画における所期の目標を充足する成果が認められることから自己評価を「A」とした。詳細は、次のとおり。 ■所期の目標を量的に充足する成果 ①　地方公共団体の関係部局の連携体制の構築を含む地域の取組促進のため、改正法施行初年度の５～７月に、人口当たり熱中症死亡者数が上位の 10 都道府県における地域対面研修、２度のウェビナー研修、ｅラーニング、講師派遣などにより、47 都道府県を含む 736 地方公共団体（令和６年度末 1,788 地方公共団体の約 41%）の 2,037 人の職員に対し	評定　A ＜評定に至った理由＞ 評価指標にある「熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合」については、年度計画において 30%と設定されているところ、ERCA が実施したアンケートにおいて 37.0%であった。 また、評価指標にある「ERCA の熱中症対策研修受講者のうち「理解した」と回答する割合」については、達成目標に定める 80%以上を大きく上回る 96.7%（「理解度」５段階評価で上位２段階の評価）であった。 以上を踏まえ、中期目標において困難度が「高」とされている本業務において、中期計画における所期の目標を充足する成果が認められることから「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）</td>
<td>及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。</td>
<td>団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。</td>
<td></td>
<td>下半期には、令和７年度当初からの公開に向けて取組事例集のとりまとめ作業を実施した。また、モデル事業に関心の高い地方公共団体の掘り起こしを行い、随時地方公共団体からの相談への対応を行った。合わせて、熱中症対策に関して各自治体が抱える問題点等の情報交換を目的としてモデル自治体同士における意見交換を実施した（全１回）。令和７年１月 23 日にはモデル自治体による成果報告会を開催した（192 地方公共団体、223 名参加）。このほか、令和６年度までは環境省が行っていたモデル事業の「公募・審査・採択」の事務局業務を、令和７年度からは ERCA が実施するため、公募要領や応募様式の改訂、審査委員会の設置等を行い、令和７年１月 24 日から２月 21 日まで公募を行ったところ 15 の団体から応募があった。その後、有識者からなる評価委員会を３月に開催し、応募申請書の審査を行った結果、12 の団体を採択した。
このほか報告書の様式を実施計画書の様式と同一とすることにより採択団体の負担を軽減するとともに、ERCA 職員の確認も容易となるよう効率化を図った。
現地調査では、可能な限り周辺地方公共団体への訪問を行い、モデル事業の説明をすることにより、効率的に新たな取組の掘り起こしを行った。
また、令和６年度のモデル事業を通じて得られた知見を活用した普及啓発ツール「高齢者をサポートする方へ　熱中症対策ハンドブック」をケアマネジャーや介護に携わる方々に向けに作成し、公表した。全国の地方公共団体が編集可能なデータとして、地域の実情に応じてカスタマイズして活用いただくことで全国における熱中症対策の底上げや関係部局（環境部署、福祉部署等）の連携体制の構築促進に効果的に繋げることを予定している。

＜参考＞直近３年間における応募・採択件数状況
<table><tr><td>募集件数</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>予定採択件数</td><td>６件</td><td>10 件</td><td>９件</td></tr><tr><td>当初応募</td><td>２件</td><td>６件</td><td>９件</td></tr><tr><td>追加募集</td><td>２件</td><td>―</td><td>―</td></tr><tr><td>最終採択件数</td><td>４件</td><td>６件</td><td>９件</td></tr></table>（資料編Ｐ３_熱中症２ モデル事業及び研修事業概要）

（イ）川崎市との連携による先駆的な取組事例の創出
令和６年４月に川崎市消防局と環境局に対して、ERCA が分析した川崎市内の熱中症救急搬送者数の状況分析や地域の熱中症リスク評価・情報を共有し、大都市の代表的な事例として ERCA と連携して先駆的な熱中症対策を推進していくことの検討を依頼した。その結果、市内の福祉施設等に対する見</td>
<td>て取組を促した。その際、連携協定を締結した大塚製薬(株)が地方公共団体と開催した 13 回の熱中症対策健康会議等や、５ブロックにおける気候変動適応広域協議会において優良事例の横展開を図るなどの成果を上げた。

②　また、地域対面研修（188 人）及び、ウェビナー研修（延べ 952 人）に参加した延べ 835 地方公共団体の主に福祉・環境部局の職員 1,140 人のうち、地域の熱中症対策の中核を担うであろう 96.7%を占める 1,102 人の職員から「理解した」（「理解度」が５段階評価で上位２段階の評価を占めた）という、量的に顕著な成果を上げた。

■所期の目標を質的に充足する成果
①　地方公共団体の関係部局の連携体制の構築の中核となることが期待される福祉・環境部局の職員の研修に止まらず、ERCA の自主的な取組として、県と市町村、県の研究所と市町村、モデル事業実施地方公共団体間を積極的に“つなぐ”ことにより、市町村の庁内連携体制の枠を超えて連携する地域対策のネットワーク化の優良事例を各地で創出するという、質的に顕著な成果を上げた。

②　ERCA の自主的な取組として、川崎市本庁の熱中症関係部署等をつなぐ２度のワークショップへの講師派遣などに連携して取り組むことができた。ワークショップでは本庁のみならず行政区の職員も交えて熱中症特別警戒情報の発表時に備えた現場レベルでのタイムラインの検討を深めることができた結果、令和７年度モデル事業につながるなど、実例に乏しい連携体制構築の優良事例の創出に向けて質的な成果を上げた。

③　地域対面研修等の実施に当たっては、ERCA の自主的な取組として、非公表の情報（人口動態統計の市町村別熱中症死亡者、消費動向調査の都道府県ごとのエアコン普及率）を申請・収集し、都道府県や市町村が単独で行うのは困難な整理・分析・課題抽出を行うことにより、地域の実情の異なる地方公共団体内の説得材料となる政策立案に必要なエビデンスを提供するという質的な成果を上げた。

④　令和６年度モデル事業の成果として、14 万人のケアマネジャーや介護に携わる方々に向けた高齢者の見守り・声がけに使用いただくための熱中症対策ハンドブックを、各地方公共団体が地域の実情に応じてカスタマイズできる形で ERCA ホームページから提供することができた。今後地方</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>（イ）気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体の熱中症対策への取組状況を調査するアンケートなどを行いつ</td>
<td>（イ）気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体への熱中症対策に関するアンケート調査等を通じて、取組が遅れている市町</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		つ、取組が遅れている市町村に対して、現地を訪問するなどしながら、優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。	村の課題を洗い出し、把握するとともに優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。		守り・声掛けの啓発活動等について、川崎市環境局、健康福祉局が中心に連携して推進する契機となった。また、10 月には理事長が川崎市長と熱中症対策に関する今後の連携・協力体制について意見交換を行い、令和７年１月に開催した川崎市本庁の熱中症関係部署を繋ぐワークショップ等において、ERCA が講師派遣を行うなど、連携して取り組んだ。 当該ワークショップでは、本庁のみならず行政区の職員が特別熱中症警戒情報の発表に備えた現場レベルでのタイムラインの検討に取り組んでおり、想定した以上の先駆的な事例とすることができた。 （ウ）気候変動適応広域協議会や民間企業との連携による優良事例の横展開 関東、中部、近畿の各地方環境事務所においてオブザーバー参加に加え、地方環境事務所、関係省庁の出先機関、地方公共団体と連携して地域の取組を推進するため、全国ブロックにおける気候変動適応広域協議会に全５回出席して、ERCA による取組、他地方公共団体の事例紹介等を行うとともに問合せ等に対応することにより、後述の ERCA 熱中症対策研修を補う形で優良事例の横展開を進めた。 また、目標設定時に想定した以上の政策実現に寄与するよう環境省及び ERCA と連携協定を締結した大塚製薬(株)が地方公共団体とともに開催する「熱中症対策健康会議」に 12 か所（うち２か所オンライン）参加するとともに、同社北関東支店とは６月 28 日に 126 名が参加するセミナーを共催することにより、市民や地域の民間のステークホルダーに対して、優良事例の横展開を進めた。 さらに、地方公共団体からの個別具体的な相談に対しては現地訪問やオンライン相談を通じて随時対応を行った。 以上を合わせて 15 の地方公共団体に対して、ERCA 職員が直接相対して支援を行った。 （エ）地域のおける関係機関間の連携の促進 地域対面研修開催地以外の６県の地方公共団体からの講師派遣依頼を受けて、目標設定時に想定した以上の政策実現に寄与するよう ERCA 職員が現地に赴き、地域レベルに落とし込んだ分析データや、優良事例について講演を行った。熱中症対策の企画立案の基礎となる気象データ、熱中症救急搬送者数、死亡者数等の情報について地方公共団体の熱中症担当部署が把握できていない例が多いことを令和６年度の研修事業を通じて把握した。そこで各地域の科学的データ等のリソースと対策を進める担当部門との「橋渡し」を進めていくモデルケースとするため、モデル自治体である焼津市への現地調	公共団体においてこれまで交流がなかった関係部局（環境部署、福祉部署等）の連携体制の構築等を促進する土台を整えた。 ⑤　ERCA においては、地域対面研修や講師派遣等の機会を利用して地方環境事務所との連携強化や、周辺の地方公共団体への働きかけを重ねた結果、令和７年度のモデル事業において、過去最多の９を上回る 15 の申請を得て、エアコン普及率の低い地域での対策、孤独・孤立者対策、認知症対策、熱中症特別警戒情報発表時のタイムライン策定など、優良事例に乏しく難易度の高い 12 のプロジェクトを採択した。このことも、地方公共団体の関係部局の連携体制の構築促進につながっている。 ⑥　令和６～８年度の研修は主として福祉・環境部門の職員を想定していたが、クーリングシェルターの指定が想定以上に進んだ結果、施設の管理・運営部門の職員を対象にした研修へのニーズが高まった。このため、日本救急医学会との共催でセミナーを開催し、令和７年度研修の新メニューとしてニーズの高い救急対応実習研修を立ち上げた。 ＜課題と対応＞ ● ERCA が主催する各種研修におけるコンテンツのアップデートが課題である。令和７年度は、これまでに実施した各種研修等で得られた、地方公共団体が希望する情報等について収集し、最新情報にアップデートしたものを普及していく必要があると考えられる。 ● また、地方公共団体における庁内連携の促進については、ERCA が直接働きかけることが困難であるため、担当者自身が対策の必要性・重要性を認識することが重要である。そのため、更に担当者の内発的動機付けが進むよう、各種コンテンツや啓発ツールの充実化を図りつつ、それらを活用しながら有効な情報を ERCA が自治体に効果的に提供していくことが重要と考えられる。	

					査の機会を利用して、暑さ指数による県内のリスク評価を研究している静岡県環境衛生科学研究所の担当職員から焼津市の担当職員に対する地域の暑さ指数及び熱中症救急搬送者の発生状況の情報共有を促した。併せて、静岡県の職員に対して焼津市の学校施設や指定暑熱避難施設での熱中症対策の状況の把握を促した。本件をモデルケースとして、令和７年度も各地域の関係機関間を“つなぐ”役割を意識して、連携の促進を図る方針とした。		
	人事異動を考慮して２年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する１名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCAが実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80％以上、最終年度までには90％以上とする。 【モニタリング指標】 ERCAが実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし） ＜目標水準の考え方＞ 各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。そ	イ　人事異動を考慮して２年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する１名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCAが実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80％以上、最終年度までには90％以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）地域対面研修のほか、オンライン研修及びeラーニングを行うなど、全国の地方公共団体で熱中症を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い効果的	イ　地域における熱中症対策を推進するためには、全国の地方公共団体の職員が令和５年４月の気候変動適応法の改正により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識を取得することが必要である。このため、より多くの地方公共団体職員にERCAの開催する熱中症の研修を受講いただくとともに、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問での回答について有効回答者の80％以上から５段階評価で上位２段階までの評価とするために、以下の取組を行う。 （ア）全国10か所程度で地域対面研修を開催するほか、オンライン研修及びeラーニング研修の実施など、全国の地方公共団体において熱中症対策を担当する職員等が参加しやすい	人事異動を考慮して２年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する１名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCAが実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80％以上、最終年度までには90％以上とする。 ERCAが実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	イ　令和６年度ERCA熱中症対策研修 2030年熱中症死亡者数半減目標の達成に向けて、地域の熱中症対策の優良事例を全国の地方公共団体に横展開するため、地方公共団体の職員を対象に４月に３つのeラーニングをHPで開始（熱中症に関する制度、優良事例、熱中症の基礎情報）した。 また、５月下旬から７月初旬に、地方ブロックごとに人口当たり死亡者数の多い10の都道府県等において演習を組み込んだ地域対面研修を行った。なお、地域対面研修等の実施に当たっては、ERCAの自主的な取組として、非公表の情報（人口動態統計の市町村別熱中症死亡者、消費動向調査の都道府県ごとのエアコン普及率）を申請・収集し、地方公共団体における政策立案に必要なエビデンスを提供した。 さらに、５月には「基礎的知識」、７月には「データ分析や医学的観点や救急搬送の実態」を内容とするオンライン研修を開始した。 以上の研修を通じて、47都道府県を含む736地方公共団体（令和６年度末1,788地方公共団体の約41％）の2,037人の職員に対して取組を促した。 （ア）理解度評価 令和５年４月の気候変動適応法の改正により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識の取得等を目的として、令和６年度ERCA熱中症対策研修を実施したところ、延べ1,281名（地域対面研修：188名、ウェビナー研修：延べ952名、eラーニング：141名）の参加があった。 受講後アンケート調査の「理解度」を問う設問への回答において５段階評価で上位２段階までの評価が占める割合は、		

	のため、当中期目標期間の最終年度までにERCAが実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では100%、市区町村では80%以上にする設定とする。2030 年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施されることが重要であるため、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を当中期目標期間の最終年度までに90%以上に設定する。	な研修体制の充実を図る。 （イ）研修受講者を対象にアンケートを行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析することにより、研修メニューの改善を重ね、全国の地方公共団体における熱中症対策に実効性の高い研修を実施する。	よう利便性の高い研修を実施する。 （イ）研修受講者を対象にアンケート等を行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析し、研修メニューの改善を図り、効果的な研修の実施に繋げる。		全体平均96.7%（5月10日ウェビナー：92%、7月25日ウェビナー：96%、地域対面研修99%）であった。また、地域対面研修における演習及びハンズオン研修を取り入れて10月に仙台市で開催した「日本救急医学会共催セミナー」においては、上位２段階までの評価が占める割合は100%であった。（資料編Ｐ７_熱中症3 日本救急医学会共催セミナー概要） （イ）地方公共団体の参加状況 本研修に参加した地方公共団体の数は、647団体（延べ958団体）であり、全国の都道府県市町村1,788団体に占める割合は、36.1%であった。 なお、人事異動を考慮して２年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する１名以上の職員が、ERCAが開催する研修を受講した状況については、次年度のERCAが実施する研修の受講状況とともに評価する。 （ウ）研修の実施体制等 令和６年度は熱中症対策業務が開始された初年度であることから、研修事業において提供すべき情報やその提供方法等について専門医等の有識者の知見に基づいて検討すべく、ERCAの自主的な創意工夫として、救急救命医、救急救命士、技術士（環境部門）の３名を熱中症対策アドバイザー等として委嘱するとともに、研修検討会を３回実施し、実施方針の検討、振り返り、次年度に向けた検討を行った。この結果、地方公共団体が必要とする情報が提供でき、事後アンケート結果につながった。また、熱中症対策業務に還元すべき情報を収集するため、東京都監察医務院へのヒアリング、第19回日本ヒートアイランド学会、第52回日本救急医学会総会・学術集会及び気象と健康に関する研究が行われている第63回日本生気象学会大会に延べ15名が参加した。 （エ）利便性の高い研修の実施 演習を組み入れた地域対面研修を10都道府県で開催するとともに、地域対面研修の内容も盛り込み、専門性を深めたオンライン研修を７月に開催することにより、全国の地方公共団体において熱中症対策を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い研修プログラムを体系的に設計・実施した。また、地域対面研修を開催しなかった都道府県においては、都道府県及び熱中症対策に関する連携協定を締結している大塚製薬株式会社の研修にERCA職員を講師として派遣し、市町村を対象に改正気候変動適応法及び熱中症特別警戒情報発表時の対応等への理解の促進を図った。 次年度に向けて、地域対面研修へより多くの参加者を得る		

					ためには、開催地の都道府県の理解と協力が必要であることから、本研修に関する理解と協力を促すことを目的とし、47都道府県の熱中症対策部署を対象とした事前説明会を11月26日、27日、29日に開催し、合計35都道府県58名の参加を得た。 （オ）地域ごとのニーズや課題の評価と改善 　地域ごとのニーズや課題を評価・分析し、研修メニューの改善を図り、効果的な研修の実施に繋げることを目的として研修受講者を対象にアンケート調査等を行ったところ、庁内連携に関する課題が最も多く、次いで住民向けの普及啓発、熱中症弱者への対策に課題があるとの回答があった。 　また、希望する研修テーマについては、熱中症対策事例の紹介について最も希望が多く、次いで「庁内連携、自治体連携のための意見交換会」、「熱中症の発症機序、ハイリスク層、予防方法等」と続いた。 　参加者意見では、「他の自治体の取組、都道府県内の気象の将来予測、消防本部単位の熱中症被害の実態といった政策立案に必要なエビデンスを取得することができた」、「他団体との交流・講師との直接の対話ができた」、「実際に県内の他市町村との意見交換を通じて、似たような悩みを抱えていること、どのように解決に向かっているかということを知ることができた」、と高く評価され、「本研修で得た知識や情報を今後の対策立案、実施に活用する」との意見も多く寄せられた。 　さらに、日本救急医学会との共催で実施した「熱中症基礎セミナー」のアンケート結果では法制度のみならず、現場で求められる知識や実習機会の提供に対して強いニーズがあったため、目標設定時に想定した以上の政策実現に寄与するよう死亡者等の削減に向けた「熱中症患者発生時の救急対応（状態評価、救急、冷却）実習研修」を令和７年度の新メニューとして設定したところ、９団体から開催希望が寄せられた。 　このほか次年度の研修計画の検討に当たっては、今年度事業で得られた気づきや地方公共団体の要望を的確に反映し、より効果的かつ多くの地方公共団体職員の参加が得られるよう改善を図ることとしたい。下半期においては受講者の利便性向上を目的として、時間を問わず受講できる ｅ ラーニング研修のコンテンツを充実させるため、今年度の事業成果を取り込んだ新規コンテンツを制作し、令和７年４月より LMS（Learning Management System）より受講できるよう整えた。 （資料編Ｐ３_熱中症2 モデル事業及び研修事業概要）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－１	サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞SIP は、我が国の未来像である Society5.0 の実現を目指した科学技術イノベーションに係る国家プロジェクトであり、サーキュラーエコノミーシステムの構築は我が国の持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を目指す上で極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞プラスチックのサーキュラーエコノミーの実現に向けては、デジタル情報を用いて多様なステークホルダーが関与するバリューチェーンの構築が必要であるとともに、これを社会に定着させるため、再生材の利用に向けた事業者、消費者等の行動変容が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 ８－６．環境問題に関する調査・研究・技術開発 （予算事業 ID：000140）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
＜評価指標＞							
プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けた SIP 期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	XRL による進捗評価及びガバニングボードによるプログラム評価		ガバニングボードによる評価：Ｓ評価				
＜モニタリング指標＞							
戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献する MVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし）		＜令和５年度＞研究成果数：実績なし	４テーマ（情報流通プラットフォーム開発、ガイドライン０次版、自動車部品開発、再生材データバンク）				
全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数（新規指標のため実		＜令和５年度＞コアメンバー会議：25 回	コアメンバー会議：24 回 全体会議：２回				

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	6,855,020				
決算額（千円）	7,072,118				
経常費用（千円）	7,047,924				
経常利益（千円）	61,712				
行政コスト（千円）	7,047,936				

	績なし）		全体会議：１回 サブ課題ミーティング：0回	（４月、10 月） サブ課題ミーティング：３課題×２回				
	知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果		＜令和５年度＞ 知的財産出願件数：４件	＜令和６年度＞ 知的財産出願件数：17 件				
	イベント、HP 等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし）		＜令和５年度＞ イベント：2 回 情報発信：50 件	イベント：４回 情報発信：68 件				
	関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果		BRIDGE 件数： ２件	BRIDGE 件数： ３件				
	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況		説明会の開催：1 回／年 実地検査の実施：初年度のため０件	説明会の開催： １回 実地検査の実施：21 件				

従事人員数	20				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進 【評価指標1-2-1】 プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進 ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標を進展させるために、以下の取組を行う。	① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進 ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標を進展させるために、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標の進展状況（見通しを含む）	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ SIP は、内閣府において、「ミッション志向型のアジャイルな開発モデル」として、技術開発や事業環境の変化に応じて目標を機動的に変化させて進めていくこととされており、令和５年度の内閣府ガバニングボード評価においてＡ評価をいただくとともに、「Tier1 を巻き込んだ ELV 規則案への対応、アジア地域も含めた仕組みづくりは予算措置に期待することなく実施すること。」との指摘をいただいた。令和６年度は、中期目標における所期の目標を踏まえつつ、具体的には、上記内閣府ガバニングボードの指摘に対応することを大きな目標として、研究を推進した。令和６年度の成果としては、以下の量・質からの観点によりＳ評価と判断する。 【量的】 令和６年度ガバニングボード評価で、160 点満点中 149 点と高く評価され、全 14 課題中唯一のＳ評価（Ｓ評価は 144 点以上）を獲得。 【質的】 ・情報流通プラットフォームのガイドラインの公表、再生材を用いた自動車部品開発等、第３期 SIP 開始２年目にも関わらず、社会実装につながる成果を前倒しで提示した。またこのことがガバニングボード評価でも高く評価された。 ・コアメンバー会議、全体会議等による関係者間での密な情報共有、外部有識者やピアレビュー委員など第三者からのアドバイスも加え、PD によるマネジメントに大きく貢献した。 ・環境省の自動車コンソーシアムや経産省の CPs との連携など、サーキュラーエコノミーに係る各省の施策・制度設計に対して貢献した。 詳細は以下のとおり。 （１）社会実装につながる研究成果の提示 令和６年度は、Tier１企業を巻き込んだ ELV 規則案への対応等、上記した令和５年度末における内閣府ガバニングボードからの指摘事項に基づき追加公募を行うことで研究開発体制の見直しを行い、再生材から自動車向け再生プラスチックを生み出すモデル（X to Car モデル）の構築に向け実際に再生材から自動車部品を制作するなど、社会実装	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 令和５年度のガバニングボードにおける ELV 規則案への対応及びアジア地域も巻き込んだ仕組みづくりに関する指摘に対して、自動車部品 Tier1 企業を巻き込んだ新規課題（X to Car アプローチによる自動車向け再生材の品質評価、再生材を用いた自動車部材開発）の設定、令和５年度に実施した BRIDGE 事業成果を受けた後継課題（ASEAN 地域も含めた再生材データバンクの構築）の設定等により適切に対応し、再生材から実際に自動車部品を試作、品質評価を行う等の社会実装に繋がる具体な成果を前倒しで提示したことにより、SIP 第３期全 14 課題中で唯一の S 評価を獲得したため。 また、SIP/CE 以外でも環境省の自動車コンソーシアム、経産省の CPs 等において、SIP/CE の成果である再生材データバンクや PLA-NETJ の手法を活用する等、各施策の連携に大きく寄与したため。 以上のとおり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、S 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし	
	【モニタリング指標】 戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向	（ア） 戦略及び開発計画に示すミッションを達成するため、PD の指導のもと、研究開発テーマの進捗管理、研究開発テーマの実施支援などマ	（ア）SIP に参画する全研究開発テーマについて、月報の提出及びそれに対するコメント、年４回程度のPD 面談、PD 等の関係者も同行したサイトビジット	戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし）	・令和６年度は、内閣府の指示及びPDの判断に基づき、再生材を用いた社会実装モデル（MVP）を提示するため、自動車部品開発に注力した。自動車部品開発にあたっては、自動車部品のTier１企業等の参画を目的として４月に公募を行い、８月より２社（豊田合成、トヨタ紡織）が参画することとなった。自動車部品開発には、リサイクラー、コンパウンダー、Tier１企業、国研・アカデミア等のSIP第３期課題「サーキュ			

	けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし） 全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数（新規指標のため実績なし）	ネジメント業務を行う。	を通じて進捗管理、研究開発テーマの実施支援を行う。また、年２回の全体会合によりSIP参画機関全体の認識を合わせ、連携を促進する。さらに、個別の研究開発テーマ（13 課題）について、内閣府の提示する５つの視点（技術、事業、制度、社会的受容性、人材(育成)）を用いて進捗度を可視化するため、PD 等と連携し、進捗度を測る指標の作成に取り組む。		ラーエコノミーシステムの構築（以下「SIP-CE」という。)」内での幅広い連携が必要不可欠であり、６月から８月にかけてPD等と連携し、サブ課題ミーティングや全体会議の場、または関係各社との個別の調整を繰り返し、SIP-CE内での作業フローを確定させた。また、自動車OEM、Tier１企業等からなるアドバイザー委員会を設置し、自動車部品開発に取り組む体制を整えた。その後実証を進め、PIR材から要求物性を満たす自動車部品を開発し内閣府主催のSIP/BRIDGEシンポジウムで展示するなどSIP成果の社会実装モデルの１つを提示した。また、再生材データバンクの構築やそれを活用した認証制度の検討、情報流通プラットフォームのガイドライン（０次版）の公表、衣装ケースやコンタクトレンズケースの店舗回収・拠点回収を通じた行動変容等、社会実装につながる取組を推進した。 ・11月～12月にかけて令和６年度のPD自己点検やピアレビューを実施し、令和６年度評価及び令和７年度予算要求に向けた資料作成を実施した。１月17日のガバニングボードによるヒアリングを経て、令和６年度評価結果が示されるとともに令和７年度予算が内示された。その結果、全14課題中唯一のＳ評価を獲得し、令和７年度内示額は前年度比1.05億円増の16.25億円であった。 （資料編　Ｐ８_SIP１　令和６年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編　P11_SIP２　令和７年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編　P14_SIP３　ＳＩＰ第３期令和６年度末評価について）	の形を示すことに成功した。 また、再生材原料入手から自動車部品評価の各工程における課題を抽出するとともに、各企業がデータをプラスチック情報流通プラットフォーム（PLA-NETJ）に入力することで要件定義を明確にするなど、マテリアルリサイクルのデジタル化について世界に先駆けた取組を進めた。加えて、情報流通プラットフォームを構築するにあたっての要件定義を行ったガイドライン０次版（日英）を公表した。 さらに、再生材データバンクの構築やそれを活用した認証制度の検討や衣装ケースやコンタクトレンズケースの店舗回収・拠点回収を通じた行動変容等、社会実装につながる取組を推進した。社会的受容性の向上に向けた具体的な取り組みとしては、参画企業によるプラスチック資源回収を実施し、自治体と連携して資源回収ステーションの数を大幅に増やした（２→41 か所）。これにより、モノマテリアル PP の５品目（プラキャップ、豆腐の容器、ゼリーの容器、冷凍食品のトレー、タッパー）の回収量が 10 倍以上増加するなど効果が見られた。 サーキュラーエコノミーの社会実装の形を第３期 SIP の２年目という早い段階で提示することができ、内閣府のガバニングボード評価においてもその点が高く評価され、全 14 課題中唯一のＳ評価を得ることができた（予算についても、令和７年度予算は前年度比 1.05 億円増の 16.25 億円を獲得)。 ガバニングボード評価という量的側面、社会実装の形を一早く提示したという質的な面からも顕著な成果が得られたものと考えている。	＜その他事項＞ なし
				全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数（新規指標のため実績なし）	・PD、サブPD、内閣府の参加するコアメンバー会議を隔週で開催（計24回）し、マネジメントに関する相談や研究開発の方針決定を行った。 ・４月にサブ課題単位のミーティング（全３回）及び全体会議を開催し各研究テーマの進捗状況及び令和６年度のSIP-CEの方針を共有した。９月～10月にかけて２回目のサブ課題ミーティング（全３回）及び全体会議を開催し、進捗状況の共有を図った。また、毎月の月報及びPD面談（６月、11月、３月）を通じて、PD等からのフィードバックを行い、各課題の進捗状況を管理した。加えて、人材育成の一環として、９月に若手勉強会を合宿形式で開催し、高分子化学やデータサイエンスや社会心理学等SIP-CEに関係する知識を提供する場を設けた。 ・10月には内閣府とピアレビュー委員を招いたサイトビジッ	（２）PD マネジメントに対する貢献 本 SIP における研究推進法人として、３つのサブ課題、16 のプロジェクトに関わる府省庁、企業、大学、団体等の機関と調整を行い、昨年度と同程度あるいはそれを上回る回数の、コアメンバー会議（24 回)、全体会議（２回)、サブ課題ミーティング(課題ごとに２回)､PD 面談等を開催し、PD、サブ PD、関係省庁、昨年度より数が増加した研究機関及び民間企業が連携するにあたっての橋渡しを行い、PD がリーダシップを発揮して全体を統率することに大きく貢献した。 また、人材育成に関する初の取組みとして、SIP-CE 参画機関内の動脈企業と静脈企業の若手が一同に介し、若手技術者・研究者向けの勉強会を実施した（計 45 名のうち若手技術者・研究者は 32 名)。９月 11 日、12 日の２日間、サー	

					トを実施した。令和６年度は東北大学で実施し、再生材データバンク及びNanoTerasuのSIP-CEにおける研究活用等について紹介した。	キュラーエコノミーについて多角的な学習と動静脈企業の交流を深め、動静脈連携の強化と人材育成を促す場を提供した。 加えて、PD 自己点検やピアレビュー等の年度評価においても、内閣府の評価基準に対応した説明資料の検討、PD の意向を反映させた資料作成を実施するなどにより、ガバニングボードの高評価につながるなど、質的な面で顕著な貢献を果たしたと考える。	
	イベント、HP 等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし） 関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果	（イ） 研究開発で得られた成果を広く周知するとともに、関係府省の研究開発や政策に橋渡しするなど、研究成果の最大化に努める。	（イ）年１回、ERCA 主催で、一般参加者向けのシンポジウムを開催し、SIP 成果の情報発信を行うとともに、内閣府が主催するSIP イベントにおいて研究成果を発信する。また、SIP に関するイベントや各研究開発テーマの成果や取組について、Ｘ（旧Twitter）による情報発信を行う。 研究成果の最大化に当たっては、SIP 成果を関係省庁の政策に反映するため、関係省庁と連携し、社会的ニーズに基づく提案を実施する。また、SIP 成果のASEAN 地域への展開について、BRIDGE 等を活用し成果の最大化を図る。	イベント、HP 等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし） 関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果	・SIP-CE及びサーキュラーエコノミーに関する情報発信を目的に、Xによる定期的な情報発信を開始した(Xでの投稿44件)。また、SIP-CEの成果をより広く認知してもらうため、ERCAのHPに令和５年度の各研究テーマの成果を反映するとともに、より効果的な情報発信ができるようHPを刷新した（11月末完成)。加えて、日刊工業新聞及び日経BPに伊藤PDが取材を受け、SIP-CEの取組が掲載（日刊工業新聞：12月３日、日経BP：１月７日、８日）されるなど、研究成果の発信が進んでいる。 ・SIP参画機関には大手企業も多く、SIPの取組の積極的な発信も依頼している。結果として、68件の情報発信があった。 ・12月に八木亜希子アナウンサーとサブPDとの対談動画の撮影を実施、１月よりERCAのYouTubeにて公開した。また、１月にERCA主催の公開シンポジウムの開催、２月にサーキュラーEXPOへ出展する等、CEが一般の方に普及するようなイベントやコンテンツ制作を行った。 ・SIP成果の最大化に当たっては、令和６年度BRIDGE「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」、「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の３施策（合計3.63億円）を環境省と連携の上新たに開始した。７月～９月にかけて公募を実施し、全８課題が採択された。SIP-CEにおいてはプラスチックのCEに焦点を当てているが、プラスチック以外の分野における国際標準化、ネイチャーポジティブの分野における国際標準化やルールメイキングに向けた研究を開始した。年度末にBRIDGEに関する年度評価が行われ、研究開発型BRIDGE（「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」）においてＳ評価	（３）研究成果等の周知 SIP-CE で得成果の普及及び社会実装を目的として ERCA の Web サイトや X を通じた情報発信を積極的に行うとともに著名なアナウンサーとサブ PD との対談動画を YouTube 配信した。また、ERCA 主催の公開シンポジウムの開催やサーキュラーEXPO への出展を通じて普及啓発を行った。公開シンポジウムやサーキュラーEXPO においては、再生材を用いて開発した自動車部品を展示し新聞記事等でも取りあげられた。国内のみならず、10 月 22－24 日に東南アジア、欧米の CE に係る研究者・企業、プラスチックの放射光計測に係る研究者等を招聘し国際シンポジウムを開催するなど積極的に海外への発信も行った。CE の課題解決に向けた国際的な連携、国内外の研究者・事業者の交流を通じて、プラスチックの CE の解決に向けた国際連携を深めた。 各種イベントでの SIP 成果の展示、新聞取材を通じて SIP 成果を発信することができ、質的な面で高い成果を得られたと考える。 （４）SIP と環境施策との連携 SIP の研究成果と環境施策の橋渡しのため、ERCA が研究推進法人の役割を担い、令和６年度 BRIDGE「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」、「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の３施策（合計 3.63 億円）を環境省と連携の上、新たに実施した。結果として、研究開発型の BRIDGE プログラム「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」において、成果（KPI）の達成について高い評価を得て、総合評価Ｓを獲得した。また、システム開発型の BRIDGE プログラム２施策のうち、「バリューチェーン循環性	

					を獲得するとともに、次年度予算要求の結果、３施策で合計3.87億円が配分された。 ・さらに、令和６年８月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画及び大臣決定された環境研究・環境技術開発の推進戦略においてもSIP-CEの取組が明記された。今後もSIP-CEの成果の社会実装の出口の１つとして環境施策に反映されるよう環境省と連携を進める。 ・PDやサブPDを中心とした関係省庁との意見交換の結果、環境省の主導する自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（以下「自動車コンソーシアム」という。）での再生材データバンクの手法の活用（上記した、令和６年度補正予算事業「国内における自動車向け再生プラスチックの品質評価業務」）、経産省のサーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（以下「CPs」という。）でのPLA-NETJの活用の検討等、関係省庁において、具体的に、施策への反映に向けた検討も進められている。	指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」の予算査定において満額査定の高い評価を得ることができた。残る「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」を含め、ERCA が関与する BRIDGE プログラムについては全て令和７年度も継続することとなり、SIP の経験や競争的研究費のノウハウを活用した研究マネジメントで貢献することができた。 　また、経産省の主導する CPs のサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム静脈 WG においても、SIP-CE で構築を進めるプラスチック情報流通プラットフォーム（PLA-NETJ）がユースケースとして取り上げられ、令和７年度以降、SIP-CE が参画して静脈側の業界団体と連携して情報流通に必要な要件の検討を進めることとなった。 　加えて、環境省が令和６年度補正予算で実施する「自動車向け再生プラスチックの品質評価業務」にて、再生材データバンクの手法を用いた提案を東北大と共に実施し採択された。当該業務においては、令和７年度にかけて、PP 及び PE を対象に 150 種類のサンプルを ERCA が収集し東北大において分析する。容器包装リサイクル、家電リサイクル、建設リサイクル、一般廃棄物、産業廃棄物由来に分類し、自動車部品に適用可能な再生材の供給可能性を質・量の側面から検証する。 　上記について、BRIDGE 件数は令和５年度２件が令和６年度は３件になっており、環境省の施策と連携した SIP 成果の社会実装に向けた実績と考える。その他についても、SIP 成果の社会実装に向けた当初想定を超えた具体的な進展であり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたものと考えている。 　以上、全体として、ERCA の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果であると考えているため「Ｓ」評価と判断する。	
	知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果	（ウ）　知財委員会を設置し、研究機関から提出される知的財産等を適切に管理するとともに、その活用に向けた取組を行う。	（ウ）SIP 参画機関からの要請に応じて、適宜知財委員会を開催するとともに、SIP 参画機関全体でデータ連携や研究開発テーマ間の連携を促進するため、知財に関する全体の合	知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果	・自動車部品開発等において関係者間で連携するため、SIP-CE参画機関全体での知財合意書の締結を行った（全44機関）。下半期において、公募により８月から追加された参画機関含め残り６機関の知財合意書を締結した。 ・令和６年度知財出願実績は17件でプラスチックの選別処理システム及び選別方法や再生材機械物性の予測装置に関する内容となっている。	＜課題と対応＞ ○　令和７年度は SIP の中間年度であるため、各研究テーマの社会実装に関する戦略を検討する必要がある。経済合理性や法制度の観点も踏まえ、次年度のステージゲートにおいて社会実装計画を検討していく。 ○　このため新たにユーザーレビュー委員会及びステージゲート委員会を設置する。ユーザーレビュー委員会におい	

			意書を結ぶ。			ては社会実装計画書の妥当性やユーザー視点での利用可否を評価する。ステージゲート委員会ではユーザーレビュー委員会とピアレビュー委員会の評価結果を総合的に判断し、研究開発テーマ毎に継続の可否を検討する。	
	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	（エ） 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び会計事務担当者向けの説明会を実施する。	（エ）研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	・研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対する事務処理説明をオンラインでいつでも視聴可能な形で公開している。毎年度、事務処理ルールの変更があった場合に更新を行う。 ・研究公正の第一人者である講師を招き、不正行為、不正使用の事例を紹介しながら、不正行為等防止に向けた周知を行うための説明会を令和７年３月27日に環境研究総合推進費と同時開催した。	○ Tier１企業の参画数を増強し、PCR（ポストコンシューマーリサイクル）材の使いこなしによる再生プラ供給増、高品質化、適用部品の拡充が可能な X-to-Car モデルを検討していく。 ○ 再生材から自動車部品開発のノウハウを活かし、容器包装由来の再生材の活用、再生材比率を高めた家電製品を開発する X-to-家電モデルを構築する。また、自動車に適用可能な再生材と家電に適用可能な再生材をグレーディングすることで、再生材利用の裾野を広げる。	
	＜目標水準の考え方＞ SIP の戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとの KPI を参考にする設定とする。 ＜想定される外部要因＞ 戦略及び開発計画に示すミッション、ロードマップ、テーマの各段階での進捗状況や経済社会情勢の変化等を踏まえ、計画・テーマ設定がアジャイルに見直しが行われることから、評価において適切に考慮することが必要である。	（オ） 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（実地検査）を行う。	（オ）研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（以下「実地検査」という。）を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低１回は行う。		・研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行に向けた指導のための実地検査について、全ての研究課題について、研究期間中に最低１回は行うという年度計画のもと、令和６年度の実地検査計画を策定した。大学等の研究機関については、他の競争的研究費で一定の事務処理経験があるため、令和６年度においては民間企業に絞り21箇所を検査し、指導・助言を行った。 ・なお、SIP及びBRIDGEの研究管理を行うに当たっては、ERCAにおいて先行して実施している環境研究総合推進費のノウハウを最大限活用するため、研究業務課で競争的研究費全体の一元管理が行えるよう所掌事務の見直しを行うなど、事務の効率化にも努めた。SIP及びBRIDGEの契約事務のルールと環境研究総合推進費の契約事務のルールを可能な限り統一化し使いやすくすることで、SIPの成果を環境研究総合推進費への応募につなげることも想定している。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
○DX の活用について 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用した研究機関等の公募 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）においては研究開発を実施する研究機関等を公募により決定している。平成 20 年１月に稼働

した、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した e-Rad を活用することにより、ERCA、研究者双方にとって業務の効率化を図っている。
クラウドコンテンツ管理ツール（Box）を活用した PD、参画機関等との情報交換・情報管理
SIP 課題においては３つのサブ課題を有機的に連携して進めるため、PD、サブ PD（６名）及び PD 補佐（１名）に加えて参画機関（44 機関）とのタイムリーな情報連携が必須である。そのため、全主体で Box を活用することにより情報交換の迅速化を図り、研究開発テーマの進捗管理や実施支援を行うことでマネジメントの効率化を図っている。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－２	環境研究総合推進費による研究推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第８号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞推進費においては、毎年度の環境政策のニーズに応じた研究を実施することとしており、その研究成果の社会実装は、環境政策の推進において極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞ERCA の限られた体制の中で、若手研究者や人文社会科学分野を含む幅広い分野の研究者に対する、応募件数の増加のための周知の拡大や、研究成果の質の向上のための伴走支援の強化を図るとともに、研究成果の政策への反映・事業化のために多様な関係者に対する働きかけの強化を図らなければ、目標の達成が困難であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 ８－６．環境問題に関する調査・研究・技術開発 （予算事業 ID： 018757）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
＜評価指標＞							
高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）		前中期目標期間の実績平均値：319 件／年	450 件				
人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況		—	—				
研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を		前中期目標期間実績：平均 93%	96%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	6,855,020				
決算額（千円）	7,072,118				
経常費用（千円）	7,047,924				
経常利益（千円）	61,712				

	確保（前中期目標期間実績：平均93%）													
	研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間平均：68%）		前中期目標期間平均：68%	70%						行政コスト（千円）	7,047,936				
	＜モニタリング指標＞									従事人員数	20				
	公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会２回／年、個別相談会39 回／年）		前中期目標期間実績平均：全体説明会２回／年、個別相談会39 回／年	全体説明会２回、個別相談会66 回										
	環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況		—	—										
	革新型研究開発（若手枠）の採択件数（前中期目標期間実績平均：15 件／年）		前中期目標期間実績平均：15 件／年	32 件										
	研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11件／年）	—	令和５年度実績：20件	28 件										
	社会実装支援の実施状況		—	—										
	イベント、HP 等における研究成果の周知回数（前中期目標期間実績平均：イベント開催数３回／年、HP 周知回数30 回／年）		前中期目標期間実績平均：イベント開催数３回／年、HP 周知回数30 回／年	イベント開催数５回、HP 周知回数43 回										
	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	—	事務処理説明会の開催：1 回／年 令和５年度実地検査課題数：59 課題	1 回 73 課題										

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 環境研究総合推進費による研究推進	② 環境研究総合推進費による研究推進	② 環境研究総合推進費による研究推進	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 以下の量・質からの観点によりＳ評価と判断する。 【量的】 ・令和７年度新規課題公募では、効果的な広報の実施及び申請等に係る負担軽減策の導入により、目標を大幅に上回る 450 件（前中期目標期間の実績平均値 319 件に対し 41％増）の応募を獲得。このうち、革新型研究開発（若手枠）は 105 件の申請があり、申請数は前中期計画期間最終年度（52 件）から約２倍に増加。 ・令和５年度に終了した 51 課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 96%（49/51 課題）で、前中期目標期間実績平均値（93%）と同程度を確保。 ・研究終了後の３年後に追跡調査を行った調査対象 47 課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は 33 件（70%）であり、前中期目標期間実績平均値（68%）と同程度を確保。 【質的】 ・自主的な創意工夫として、若手研究者の負担軽減を目的に令和５年度に若手研究者を対象に実施したアンケート調査結果に基づき、革新型研究開発（若手枠）の申請様式、成果報告書様式等の見直しを継続。令和７年度新規課題公募から、革新型研究開発（若手枠）の審査でヒアリング審査を省略するなど、新たな負担軽減策を導入。また、若手研究者への活躍機会の提供すること等を目的として、若手研究者による国民向けの研究成果発表会を開催。 ・研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、ERCA から環境省に対して提出。環境省との関与が少ない研究課題に対しては、PO が研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを実施。研究者と環境省との面談を設定し、研究成果の政策反映に向けた議論を行うなど、環境政策の実現に貢献。 ・研究成果の政策への反映・事業化のために多様な関係者に対する働きかけの強化するため、技術開発成果（知財）については、「新技術説明会」（令和７年１月）」（JST 共催）、「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和７年２月）	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 以下の理由により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、S 評価とする。 量的指標において、令和７年度新規課題公募の応募件数は目標を大幅に上回る 450 件（前中期目標期間の実績平均値 319 件比の達成率 141%）、令和５年度終了課題の事後評価については、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 96%（49/51 課題、前中期目標期間実績平均値 93％比の達成率 103%）、研究終了３年後の追跡調査の指標については 70%（33/47 課題、前中期目標期間実績平均値 68%比の達成率 103%）を確保した。 質的には、自主的な創意工夫として、アンケート調査や大学 URA・研究者等との意見交換により若手の応募増につながる要素を分析・対応するとともに、若手研究者の負担軽減策を実施し、これらの取組の結果、革新型究開発（若手枠）への応募は 105 件と、前中期計画期間最終年度（52 件）から約２倍に増加となった。 知的財産に係る取組として、「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」を策定し、知的財産の利活用を促進し、社会実装を推進することを念頭とした知的財産等に関する ERCA の支援の	

	【評価指標1-2-2】 高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319件／年）	ア 高い研究レベルが確保できるよう、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。	ア 高い研究レベルを確保するため、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。	高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）	ア　前中期目標期間の水準以上の応募件数を確保（実績平均値：319 件） 令和６年９月 13 日から 10 月 18 日まで、令和７年度新規課題の公募をした結果、450 件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、前中期目標期間の実績平均値（319 件）から 41％増加となった。 令和７年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和６年８月環境大臣決定）で示された５つの研究領域とそれらに対応する重点課題を提示し、公募を行った。複雑化した社会問題を解決するに当たっては、自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ取組が重要であるため、令和７年度新規課題公募では、特に提案を求める研究課題として、「人文・社会科学分野の研究課題」、「自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題」、「従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決に引き続き出展し、研究者と企業等とのマッチングの機会を提供（33 件面談を実施）。また、過去、これらイベント等で発表した研究課題の追跡評価結果から企業等との共同研究開発の進展、製品化等の実績を確認。 ・令和６年度からの自主的な創意工夫として、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の知財戦略アドバイザーに支援をいただきながら、レアメタルのリサイクル技術を開発する研究者に対して、特許調査に基づくパートナー企業の提案、当該技術に関連する他の競争的研究費への参入等を提案。また、知的財産の利活用を促進し、社会実装を推進することを念頭に、知的財産等に関する ERCA の支援の基本姿勢を盛り込んだ「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」を策定。支援先研究機関の研究者等に対して、「知的財産セミナー」を実施。 ・令和５年度に公募審査業務で導入した RPA（Robotic Process Automation）を他の業務（研究管理業務、中間・事後評価業務）に適用し、DX による業務効率化を推進。 ・『「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえた 各府省における対応について』（令和６年８月 27 日　内閣官房国家安全保障局内閣府政策統括官（経済安全保障担当）事務連絡）に対応するため、委託研究契約書を改訂。 詳細は以下のとおり。 （１）公募の応募件数 複雑化した社会問題を解決するに当たっては、自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ研究開発が重要であるため、令和７年度の公募において、特に提案を求める研究課題として、「自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題」等を設定し、公募を実施した。 公募に関する広報の新たな取組として、大学の URA や研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、（一社）リサーチ・アドミニストレーション協議会（RA 協議会）との連携の上、URA 等を対象としたオンライン説明会を開催した。また、若手枠等の周知強化及び応募に関する阻害要因等を調査するため、５～７月に全国の大学及び研究機関に訪問し、URA・研究者・事務職員等と意見交換を行った。頂いた意見のうち対応可能な事項（公募審査における評価点のフィードバック等）は速やかに令和７年度新規課題公募	基本姿勢を示した。 研究終了後の３年後に追跡調査を行った調査対象 47 課題の具体的な環境政策への貢献内容には、生物多様性条約世界目標（GBF）の地球の表面積 30%以上を保護区とする目標（いわゆる「30by30」）に対し日本として科学的な根拠を与え、自治体の生物多様性保全施策の推進に寄与したものがあり、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与をしたものと評価した。 加えて、環境政策への貢献内容として、生物多様性国家戦略策定への貢献、PRTR データの正確性の向上、漂流マイクロプラスチックのモニタリング調和ガイドラインの発出・改定への貢献、地球温暖化対策計画の見直し・フォローアップへの貢献等が挙げられ、質的視点からも重要度及び困難度の高い目標を達成したものと評価した。 ＜その他事項＞ なし。

					にも貢献するような研究課題」を設定した。 審査の結果、環境問題対応型研究・次世代事業 45 件、革新型研究開発（若手枠）32 件、戦略的研究開発（Ⅰ）１プロジェクト（16 サブテーマ）、戦略的研究開発（Ⅱ）１プロジェクト（10 サブテーマ）を採択した。 （図）新規課題公募申請件数の推移 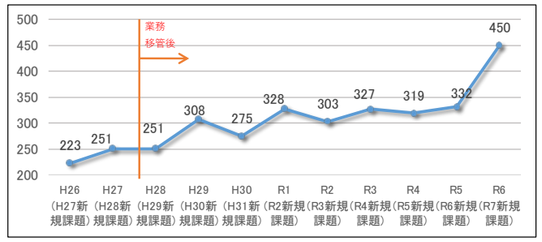 （資料編Ｐ23_推進１ 環境研究総合推進費 令和７年度 新規課題公募要領（抜粋版）） （資料編Ｐ30_推進２ 環境研究総合推進費 令和７年度 新規採択研究課題） 令和５年度から引き続き、公募審査業務では RPA（Robotic Process Automation）を活用し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更、メール文書一括作成等の操作手順を自動化するなど、業務の効率化を図った。 研究インテグリティの確保に係る対応については、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、全ての現在の所属機関・役職に関する情報の提出を求めるなど、研究資金配分機関に求められる取組を実施した。	に反映した。 さらに、環境省や関係機関と連携した公募説明会の開催、オンライン個別相談会（66 回）によるきめ細かな申請相談を行った。 これら結果、目標を上回る 450 件（前中期目標期間の実績平均値 319 件に対し 41%増）の応募を獲得することができ、高い研究レベルを確保するための競争環境を創出した。	
	【モニタリング指標】 公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会２回／年、個別相談会39 回／年） ※公募に関する説明	（ア） 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会、個別相談会を実施するなど効果的な広報を展開する。	（ア）研究者に行政ニーズを的確に周知するため、環境省と連携の上、年２回、公募説明会を開催する。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に	公募に関する説明会等の回数（前中期目標期間実績平均※：全体説明会２回／年、個別相談会39 回／年）	（ア） 効果的な広報展開 令和７年度新規課題の公募に当たり、オンラインによる説明会を２回開催した（８月及び９月）。第２回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズ（約 50 の行政要請研究テーマ）を説明する機会を設けた。２回のオンライン公募説明会には 800 名を超える多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リ		

	会は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催方法を変更したため、直近２年間の実績平均とした。		対応するため、プログラムオフィサー（PO）及びERCA 職員によるオンライン相談会を年間通じて開催する。SNS による発信、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。		サーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた。公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。また、公募実施期間以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO 及び ERCA 職員によるオンライン個別相談会を、年間を通じて 66 回開催し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 32 件）。 広報の新たな取組として、大学の URA や研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、（一社）リサーチ・アドミニストレーション協議会（RA 協議会）との連携の上、URA 等を対象としたオンライン説明会を開催した。また、若手枠等の周知強化及び応募に関する阻害要因等を調査するため、５～７月に全国の大学及び研究機関に訪問し、URA・研究者・事務職員等と意見交換を行った。頂いた意見のうち対応可能な事項（公募審査における評価点のフィードバック等）は、速やかに令和７年度新規課題公募に反映した。 （一社）京都知恵産業創造の森、（一社）うめきた未来イノベーション機構より講演の依頼を受けて、推進費の公募について説明を行った。 さらに、７～８月に推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめたパンフレット、公募に関するポスター・リーフレットを制作し、各研究機関、大学、学会等に配布又はメール配信を行ったとともに、幅広い研究者を対象に周知を行うことを目的として、８～９月に Web 広告を実施するなど、効果的な広報を展開した。		
		（イ） 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。	（イ）公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を開催するなど、公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。		（イ） 広報の早期化 第１回 環境研究推進委員会（７月８日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の７月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。		
	【モニタリング指標】 環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況	（ウ） 行政ニーズ策定のために、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理	（ウ）推進戦略に掲げる重点課題、環境省の行政ニーズに対応した研究を効果的に推進す	環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況	（ウ）環境省への情報提供・連携 令和６年８月に新たな推進戦略の策定に当たって、環境省に推進費の実施状況等を踏まえた意見を提出した。環境省の行政ニーズに対応した研究を効果的に推進するため、終了課		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>【評価指標1-2-2】
人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況
【モニタリング指標】
革新型研究開発（若手枠）の採択件数
（前中期目標期間実績平均：15 件／年）</td>
<td>し、環境省政策担当者に提供する。

イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。

（ア） 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新</td>
<td>るため、研究の実施状況、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に情報提供する。

イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。

（ア）前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創</td>
<td>人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況

革新型研究開発（若手枠）の採択件数（前中期目標期間実績平均：15 件／年）</td>
<td>題の研究成果などの情報を整理し、環境省政策担当者に情報提供した。

イ 多様な分野の若手研究者を確保
若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠Ａ（600 万円以内／年）及び若手枠Ｂ（300 万円以内／年）を実装し、前中期目標期間の採択枠を上回る規模に拡大し公募を行った。
人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者から、革新型研究開発（若手枠）に 105 件の申請があり、申請数は前中期計画期間最終年度（52 件）から約２倍に増加した。審査の結果、32 件採択（前中期目標期間実績平均：15 件／年に対し 113%増）し、多くの若手研究者に研究実施の機会を提供した。

（表）革新型研究開発（若手枠）申請件数・採択件数の推移
<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="5">前中期目標期間</td><td rowspan="2">R6</td></tr><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>申請件数（件）</td><td>53</td><td>54</td><td>51</td><td>60</td><td>52</td><td>105</td></tr><tr><td>採択件数（件）</td><td>15</td><td>14</td><td>15</td><td>19</td><td>20</td><td>32</td></tr></table>
（ア） 若手枠の改善・広報の充実
環境省が実施する追跡評価結果、ERCA が令和５年度に実施した「革新型研究開発（若手枠）に関するアンケート調査」では、競争的研究費への応募に当たって、申請手続き及び研究</td>
<td>（２）若手研究者の確保、育成等
若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠Ａ（600 万円以内／年）及び若手枠Ｂ（300 万円以内／年）を実装し、前中期目標期間の採択枠を上回る規模に拡大し公募を行った。
また、若手研究者にとって応募しやすい環境を整備するため、令和５年度に若手研究者を対象に実施したアンケート調査結果に基づき、革新型研究開発（若手枠）の申請様式、成果報告書様式等の見直しを継続的に行ったとともに、令和７年度新規課題公募から、革新型研究開発（若手枠）の審査でヒアリング審査を省略するなど、新たな若手研究者の負担軽減策を導入した。さらに、若手枠（600 万円/年）から環境問題対応型（ミディアムファンディング枠（2,000 万円/年）にステップアップしている研究事例を取りまとめ、推進費では継続的な研究支援の枠組みが用意されていることを公募説明会、研究機関との面談等で積極的に周知した。
これらの結果、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者から、革新型研究開発（若手枠）に 105 件の申請があり、申請数は前中期計画期間最終年度（52 件）から約２倍に増加した。審査の結果、32 件採択（前中期目標期間実績平均：15 件／年に対し 113%増）し、多くの若手研究者に研究実施の機会を提供した。
また、採択された若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施したほか、令和６年度からの新たな取組として、若手研究者への活躍機会の提供及び若手枠の認知度向上を図ることを目的として、若手研究者による国民向けの研究成果発表会を開催した（参加者 120 名）。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

		規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。 （イ） 若手研究者に対して、研究マネジメント等に関する講習会の実施、研究成果発表の機会を提供するなど、若手研究者の育成と活躍を促進する。	性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者に研究実施の機会を提供するため、大学、研究機関、関連学会等への広報を充実させる。 （イ）若手研究者に対して、P0 による研究マネジメント等に関する講習会の実施するほか、若手研究者による研究成果発表会等を開催するなど、若手研究者の育成と活躍を促進する。		実施中の事務手続きの簡易さを重視していることが示唆されたことから、革新型研究開発（若手枠）の申請様式、成果報告書様式等の見直しを継続的に行ったとともに、令和７年度新規課題公募から、革新型研究開発（若手枠）の審査でヒアリング審査を省略するなど、若手研究者の新たな負担軽減策を導入した。また、若手枠（600 万円/年）から環境問題対応型（ミディアムファンディング枠（2,000 万円/年））にステップアップしている研究事例を取りまとめ、推進費では継続的な研究支援の枠組みが用意されていることを公募説明会、研究機関との面談等で積極的に周知した。 （イ） 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠Ａ及び若手枠Ｂの実装や、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォートの 20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度等について、積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、P0 による研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスを実施した。 また、採択課題を対象として、P0 による研究マネジメントや研究評価等に関する講習会を実施するとともに、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、年 1 回に研究の進捗等に関する自己点検シートを提出してもらい、進捗状況に応じて P0 から助言を行うなどフォローアップを行った。 また、ライフイベント（出産・育児・介護）の事由による研究期間等の問合せの増加に鑑み、ライフイベント事由の休業による研究期間の延長の対象となる条件等について詳細に記載し、研究者に理解しやすいよう案内した。 さらに令和６年度からの新たな取組として、若手研究者に活躍の機会を提供及び若手枠の認知度向上を図ることを目的として、若手研究者による国民向けの研究成果発表会を開催した（参加者 120 名）。		
	【評価指標1-2-2】 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と	ウ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程	ウ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合を前中期目標期間実績平均値と同程度を確保するために、以	研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（前中期目標期間実績：平均 93%）	ウ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（５段階中上位２段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（前中期目標期間実績：平均 93%） 令和５年度に終了した 51 課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 96%（49/51 課題）で、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保した。	（３）研究成果の最大化 プログラムオフィサー（P0）によるに研究者への支援を継続的に行うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和５年度に終了した 51 課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 96%（49/51 課題）で、前中期目標期間実績平均値（93%）と同程度を確保した。 また、若手研究者の育成では、研究進捗に応じて P0 が助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、革新型研究開発	

	同程度を確保（前中期目標期間実績：平均93%）	度を確保するために、以下の取組を行う。 （ア） 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザリーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・ERCA 職員による研究の進め方、政策検討状況の情報提供等の助言を充実させる。	下の取組を行う。 （ア）研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年１回以上、アドバイザリーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びPO・ERCA 職員による研究の進め方等の助言を行う。		また、若手研究者の育成を支援するため、平成 30 年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題（14 課題）の評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 93%（13/14 課題）と高い評価を得た。 戦略的研究開発Ⅱ型の１プロジェクトはＳ評価の高い評価を得た。 （図）事後評価における上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率の推移 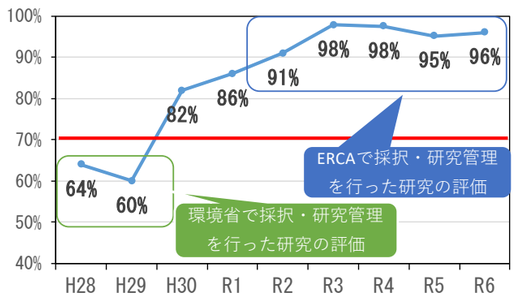 （ア） 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、７月までにキックオフ（KO）会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年１回以上、アドバイザリーボード（AD）会合を開催し、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、PO による研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。 その際には、ERCA 職員も研究管理業務の能力向上のため、KO 会合や AD 会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を７回開催したとともに、推進費の業務マネジメントに関する取組を国際 P2M 学会に発表した。 KO 会合・AD 会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、PO や ERCA 職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、年１回に研究の進捗等に関する自己点検シートを提出してもらい、進捗状況に応じて PO から助言を行うなどフォローアップを行った。 令和５年度より公募審査業務で導入した RPA（Robotic	（若手枠）（14 課題）の事後評価では、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 93%（13/14 課題）と高い評価を得た。	

					Process Automation）を研究管理業務、中間・事後評価業務に適用し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更、メール文書一括作成等の操作手順を自動化するなど、業務の効率化を図った。		
		（イ） 中間評価で低評価を受けた研究課題については、評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつ、PO を中心に研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	（イ）中間評価において５段階評価で下位３段階又は「目標達成度」が80 点以下の評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPO を中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。		（イ） 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 中間評価は、公募区分の新設に伴う評価件数の増加及び複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、戦略的研究開発Ⅰ型以外の研究区分において、評価対象課題の専門分野に近い評価委員による書面評価に方式で実施した。 令和６年度実施課題のうち、中間年度にあたる 61 課題の中間評価の結果、全ての課題が Ｓ～Ｂ評価となり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、98%（60/61 課題）であった（令和５年度は 97%）。 ５段階評価（Ｓ～Ｄ）で、下位３番目（Ｂ）の評価を受けた課題については、プログラムディレクター（PD）と連携しつつ、PO の指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。		
	【モニタリング指標】 研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	（ウ） 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び会計事務担当者向けの説明会を毎年度実施する。	（ウ）新たに採択された研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。	研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況	（ウ）研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された研究課題も含め、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対し事務処理説明会をオンラインで実施した（令和７年３月末）。事務処理説明会では、適正な経理処理に関する内容のほか、研究公正の第一人者である講師を招き、不正行為、不正使用の事例を紹介しながら、不正行為等防止に向けた周知を行った（事前登録者数：303 名）。		
		（エ） 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行	（エ）研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向け		（エ）研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のための実地検査 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行に		

		に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（実地検査）を行う。	た指導のため、継続中の研究課題について実地検査を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低１回は行う。		向けた指導のための実地検査について、全ての研究課題について、研究期間中に最低１回は行うという年度計画のもと、令和６年度の実地検査計画を策定するとともに、計画通り 12 月末までに 43 機関 73 課題を実施した。経費として認められない支出が認められた一部の機関については、返還手続きを行った。		
	【評価指標1-2-2】 研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間平均：68%）	エ 研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保するため、以下の取組を行う。	エ 研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準以上を確保するため、以下の取組を行う。	研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間平均：68%）	エ　研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間平均：68%） 令和３年度に終了した調査対象47課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）。）は33件（70%）であり、前中期目標期間の水準以上を確保した。	（４）研究成果の環境政策への反映や社会実装 研究終了後の３年後に追跡調査を行った調査対象47課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は33件（70%）であり、前中期目標期間実績平均値（68%）と同程度を確保した。また、令和６年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は28件であった。 研究成果を環境政策へ活用するため、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、ERCA から環境省に対して提出した。PO、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省との関与が少ない研究課題に対しては、PO が研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。 また、技術開発成果（知財）については、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、「新技術説明会」（令和７年１月）」（JST 共催）で紹介したほか、「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和７年２月）に引き続き出展した。これらイベントにおいて、研究者と企業等とのマッチングの機会（１対１の個別相談の場）を提供し、33件の面談を実施した（全８課題を紹介）。また、過去の新技術説明会、イベント等で発表した研究（延べ23課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は23件（令和５年度から15件増）となり、共同研究開発の進展が見られた。さらに、シリコン変性樹脂を用いたアスファルトクラックの充填によるヒアリ等の外来生物防除に資する技術など、製品化まで至った件数は７件（令和５年度は０件）となった。 令和６年度からの新たな取組として、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の知財戦略アドバイザーに支援をいただきながら、レアメタルのリサイクル技術を開発する研究者に対して、特許調査に基づくパートナー企業を探索し、研究者に連携候補先5社を提案したほか、当該技術の応用を図るため、関連する他の競争的研究費への参入等の提案を行った。また、知的財産の利活用を促進し、社会実装を推進す	

						ることを念頭に、知的財産等に関するERCAの支援の基本姿勢を盛り込んだ「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」を策定した。さらに、支援先研究機関の研究者等に対して研究者及び知財担当者向けの「知的財産セミナー」の開催、職員向けには知財研修会と知財勉強会の開催を行うなど、ERCAにおける知財管理体制を整備した。	
		（ア） PO、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省政策担当者に研究成果の橋渡しを行い、社会実装を推進する。また、PO やERCA 職員がKO会合やAD 会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	（ア）PO、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省政策担当者に研究成果の橋渡しを行う。また、POやERCA 職員がKO会合やAD 会合において、研究者に政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を行う。		（ア）研究成果の社会実装を見据えた研究管理 研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、ERCA から環境省に対して提出した。PO、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省との関与が少ない研究課題に対しては、PO が研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。また、行政推薦課題については環境省政策担当者と連携し、KO 会合・AD 会合において、PO や ERCA 職員とともに政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても PO から指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行う PO に加え、社会実装支援コーディネーターを配置し、２人体制で研究支援と社会実装支援（特許取得支援や企業とのマッチング支援）を充実させた。		
	【モニタリング指標】 研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11 件／年） 【モニタリング指標】 社会実装支援の実施状況	（イ） 研究成果の実用化に向けて、研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、研究者と民間企業等とのマッチング機会の提供により、大学等と民間企業等による共同研究開発等を促す。	（イ）研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、新技術説明会の開催や環境イベントへの出展を通じて、マッチング機会を提供す	研究機関からの知的財産出願通知書提出件数（前中期目標期間実績平均：11 件／年） 社会実装支援の実施状況	（イ）知的財産出願及び社会実装支援の状況 令和６年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は 28 件であった。 得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、「新技術説明会」（令和７年１月）」（JST 共催）で紹介したほか、「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和７年２月）に引き続き出展した。これらイベントにおいて、研究者と企業等とのマッチングの機会（１対１の個別相談の場）を提供し、33件の面談を実施した（全８課題を紹介）。また、過去の新技術説明会、イベント等で発表した研究（延べ23課題）に対して毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件		

			る。		数は23件（令和５年度から15件増）となり、共同研究開発の進展が見られた。さらに、シリコン変性樹脂を用いたアスファルトクラックの充填によるヒアリ等の外来生物防除に資する技術など、製品化まで至った件数は７件（令和５年度は０件）となった。 　さらに、公益社団法人新化学技術推進協会と連携の上、化学メーカーの研究者、技術者等を対象に、推進費制度や資源循環領域の研究成果に関する勉強会を開催した。 　また、(独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat事業)」に申請し、令和６年度より知財戦略アドバイザーによる社会実装を見据えた知財戦略支援が決定した。知財戦略アドバイザーに支援をいただきながら、レアメタルのリサイクル技術を開発する研究課題に対して、特許調査に基づくパートナー企業を探索し、研究者に連携候補先５社を提案したほか、当該技術の応用を図るため、関連する他の競争的研究費への参入等の提案を行った。知的財産の利活用を促進し、社会実装を推進することを念頭に、知的財産等に関するERCAの支援の基本姿勢を盛り込んだ「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」を策定した。さらに、支援先研究機関の研究者等に対して「知的財産セミナー」の開催、職員向けには知財研修会と知財勉強会の開催を行うなど、ERCAにおける知財管理体制を整備した。 　なお、研究契約においては、研究成果が国外に流出することを防止するため、『「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえた 各府省における対応について』（令和６年８月 27 日　内閣官房国家安全保障局内閣府政策統括官（経済安全保障担当）事務連絡）に基づき、委託研究契約書の改訂の措置を講じた。		
	【モニタリング指標】 イベント、HP 等における研究成果の周知回数（前中期目標期間実績平均：イベント開催数３回／年、HP 周知回数30 回／年）	（ウ）　国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及を行う。	（ウ）研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携した研究成果発表会、研究成果の国際展開に繋げるための国際シンポジウムを開催する。また、実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対	イベント、HP 等における研究成果の周知回数（前中期目標期間実績平均：イベント開催数３回／年、HP 周知回数30 回／年）	（ウ）　研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ①イベント等による研究成果の普及 　推進費の研究成果の国際発信を推進するため、11 月に「ISAP2024（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(IGES 主催）のテーマセッションをオンラインで開催し、アジアにおけるネットゼロの実現に向けて、気候変動緩和策の実装化に向けた支援・方法論に関する研究成果を世界に向けて発信した（参加者 152 人)。 　さらに、３月には研究コミュニティと連携した成果普及のイベントとして、「環境省の競争的研究費“環境研究総合推進		

			話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化に向けて、ERCA ウェブサイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。		費”を活用した北海道の生態系研究」をテーマとした自由集会を日本生態学会大会で開催した（参加者 43 人）。 令和６年度から新たに「若手研究者による成果発表会」を開催（11 月）し、若手研究者による研究成果の普及を強化した（参加者 120 人）【再掲】。 得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、「新技術説明会」（令和７年１月）」（JST 共催）で紹介したほか、「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和７年２月）に引き続き出展した【再掲】。 ② ERCA による国民対話の推進及び情報発信 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、ERCAホームページで紹介した（43回）。 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2024年版　推進費パンフレット」を制作（3,550部）し、各研究機関、大学等に配布した。 また、推進費ホームページにおいて、令和６年度開始課題の研究概要、令和５年度終了課題の研究成果等の情報を研究課題データベースや英語版 Web サイトに更新したほか、研究機関のイベント情報、プレスリリースを逐次、掲載するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを適切に運用した。また、メールマガジン、SNS（X（旧：Twitter））を運用し、研究成果等の情報発信を強化した。メールマガジンは公募、イベント開催時に追加して、８月から推進費ニュースを毎月配信したことなどにより、会員数が 116 人増加した（令和６年度：532 人、令和５年度：416 人）。		
	＜目標水準の考え方＞ 高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準以上の応募件数を確保することを目指す設定と			＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －		＜課題と対応＞ ○　研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、PO 及び社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省各局に研究成果の橋渡しを行うとともに、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介するなど、研究者への支援を強化していく。 ○　環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができ	

	する。 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。 環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平均値と同程度を確保することを目指す設定とする。 研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了３年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率					るよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めていく。	

	（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準以上を確保することを目指す設定とする。 なお、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、３年後の社会実装率からは除外する。						

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－１	民間環境保全活動の助成		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第３号
当該項目の重要度、困難度	＜困難度：高＞環境保全活動を行う民間団体は、社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、活動成果の発現までに一定の期間を要するものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成 （予算事業 ID：018758）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
〈評価指標〉							
地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目 標期間実績：平均 92%）	前中期目標期間の平均値以上	第４期中期目標期間実績：平均 92%	98.2%				
地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点 （前中期目標期間実績:10 点満点中平均 7.8 点）	前中期目標期間の平均値以上	第４期中期目標期間実績：平均 7.8 点	7.9 点				
〈モニタリング指標〉							
戦略プロジェクトの新規採択数	－	－	５件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	1,029,089				
決算額（千円）	1,023,375				
経常費用（千円）	1,035,969				

	（新規指標のため実績なし）													
	伴走支援プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし）	－	－	５件					経常利益（千円）	127,479				
	助成終了後１年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合（前中期目標期間実績：平均78%）	－	第４期中期目標期間実績：平均78%	76.0%					行政コスト（千円）	1,035,969				
									従事人員数	12.5				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 民間環境保全活動の助成 【評価指標1-3-1】 地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目標期間実績：平均92%） ＜目標水準の考え方＞ 持続可能な社会の構築に当たっては、民間団体等が各地において環境・社会・経済の課題を解決するための活動を自立的に継続していく持続可能性を備えることが極めて重要であるため、前中期目標期間実績の平均値92%を踏まえて高水準を目指す設定とする。 なお活動継続率は、助成終了後１年以上経過した案件に対するアンケート調査において、他団体に引	① 民間環境保全活動の助成 ア 地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア） 国の政策目標や社会情勢などを踏まえ、民間団体による国内の社会課題解決に資する活動への助成に重点化を図り、活動成果の向上及び発展につなげる	① 民間環境保全活動の助成 ア 地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率が前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）民間団体による国内の環境を軸とした社会課題（次の（イ）において「社会課題」という。）の解決に資する活動への助成に重点化を図る。 a 助成方針を周知する助成金説明会等の広報を充実する。	＜主な定量的指標＞ 地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目標期間実績：平均92%）	＜主要な業務実績＞ （助成事業全般） 地球環境基金創設 30 年にあたる令和５年度に、今後の地球環境基金の新たな事業方針を取りまとめ、助成メニューの抜本的な見直しを行った。令和６年度は、新たな事業方針に基づき、助成メニューの見直しを具現化し、令和７年度からの着実な運用に向けて助成金募集等に取り組んだ。また、新しい助成メニューに対応した評価制度の構築に向けた見直しの検討を行った。 ア 助成による支援を行った活動の継続性の確保 令和４年度に助成を終了し、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 98.2%（55 団体/56 団体）であった。 また、自団体で活動を継続している団体を対象とした、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合は 76%（38 団体/50 団体）であった。 （資料編 P37_地球１ 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2024 年度）） （ア）社会課題解決に資する活動への助成の重点化 a 地球環境基金の新たな事業方針について６月にホームページにおいて説明動画を掲載し、助成団体を含めた各ステークホルダーへの事前告知を行った。また、助成金要望団体が十分な準備期間を設けられるよう、助成金募集要項等の公表を例年よりも約１か月早い９月上旬に行うとともに、基金主催の助成金説明会（Web 開催）を開催し、新助成メニューの内容やその趣旨について幅広く説明を行った。 例年開催している全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携した説明会（全国８ブロック）においては新助成メニューの説明に加えて、各地域で活動する助成先団体による助成金活用事例紹介など、参加団体にとって活動の継続性や発展性につながる情報提供となるプログラ	＜評定と根拠＞ 評定： S 第５期中期目標期間における助成終了後１年以上経過した実質的な活動継続率及び助成活動に対する事後評価の目標指標は、第４期中期目標期間の実績平均値より高い水準を設定したものであり、活動継続率は社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことから困難度「高」に設定されているものである。 助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率について、98.2%と定量的指標としては、第３期中期目標期間（2014 年度）からの実績の中で最高値であり、対中期計画値 106.7%を獲得（全団体が継続した場合の最高値は 108.7%）するという、困難度「高」に設定されている本業務において、これまでにない成果に繋がったものである。 また、地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点については 7.9 点と、活動初期に新型コロナウイルス感染症の影響で活動実施が困難となる状況が発生するなど非常に厳しい状況下にあったが、地球環境基金の事業見直しに取り組む中でも中間コンサルテーションや担当者モニタリングを丁寧に実施し、伴走支援を行うことで目標指標を上回る成果を上げることができたとともに、自然共生サイトの認定や熊本 SDGs アワード大賞を受賞するなど環境政策への寄与や社会的インパクトの高い活動成果を上げることができた。 さらに、地球環境基金創設 30 年を機に策定した「地球環境基金の新たな事業実施方針（令和６年６月公表）」に基づき、事業を実践、実行していくための新たな枠組の構築や事業内容の見直しなど重要度の高い業務において、以下のとおり質的にも顕著な成果が得られていると認められることから、自己評価を「Ｓ」とした。	評定 A ＜評定に至った理由＞ ・地球環境基金の助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率について、第４期中期目標期間実績値の平均が 92%のところ、98.2%とし、目標を達成することができた。 ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点については、前中期目標期間実績値が、10 点満点中平均 7.8 点のところ、7.9 点となり、目標を達成することができた。 ・「地球環境基金の新たな事業実施方針」に基づき、戦略プロジェクト（政策課題協働型及び地域協働型）を創設した。 政策課題協働型は８件の応募に対し、２件を採択。 地域協働型は 29 件の応募に対し、３件を採択した。 ・既存の７種の助成メニューを「通常助成」、「戦略プロジェクト助成」、「企業連携プロジェクト助成」の３種類に再編をすることにより、合理化を図った。 令和７年度助成について、392 件の応募に対し、161 件を採択した。 ・以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」評価とした。

	継がれて活動を継続している案件を含めるものとし、活動目的達成のため活動を終了した案件を除き算定するものとする。また、当中期目標期間の２年度目までは、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。 ＜想定される外部要因＞ 前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で民間団体の活動実施が困難となる状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、活動に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。		b 各プロジェクトの目指すアウトカム成果が明確になるよう要望書の様式を見直す。 c 助成方針を助成金要望審査に反映する。 d 令和７年度助成金募集から助成プロジェクトの選択と集中を一層促進する。 e 助成金の使い勝手の向上、事務手続きの効率化を図る。 （イ）社会課題解決を多主体と協働で戦略的かつ統合的に取り組む新たな助成メニューを令和７年度助成金から創設し、活動を推進する。		ムを含めた内容とした（９月～11 月開催）。 また、助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会の開催回数を令和５年度（計５日）より増やし、計８日開催することで丁寧なフォローを行った。 このように積極的に広報に取り組んだことにより、392 件（前年度比 27%増）の応募を受けることができた。 b　複層化する社会課題の解決や地域の持続可能性向上に向けて、多主体協働による新たな助成メニューとして２種類の戦略プロジェクトを創設した。戦略プロジェクトに係る要望書様式には、協働事業の体制図や活動基盤強化への取組を記載することとしたことで、プロジェクト全体の設計やアウトカム成果が明確になるよう整理した。 c　第１回助成専門委員会（８月）において、新たな助成事業の方針に応じた審査方針とするための検討を行い、審査項目に「社会的インパクト」等の項目を追加するとともに、新規助成メニュー毎の審査の観点を設定するなど見直しを行った。また、助成メニューごとの審査の観点も新たに作成した。 d 令和７年度以降の助成事業について、社会課題解決や地域づくりに取り組む活動への支援拡充、多主体協働による新たな助成メニューの創設、助成活動の持続的な発展に向けた活動基盤強化の支援充実の３本を柱とした方針を定め、大規模な助成メニュー（戦略プロジェクト）の導入、人件費の助成対象拡大等の助成の重点化を進めた。 e 人件費や活動基盤強化費を助成対象とすることにより、団体のニーズに合った助成金の使用を可能とした。また、助成金システムの機能改修を実施し、中間コンサルテーション等の評価業務について、事務手続きの効率化を図ったほか、助成金支払申請の事務処理において証憑類の確認作業の一部簡略化に試行的に取り組んだ。 （イ）新たな助成メニューの創設	■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【ERCA の自主的な取組による創意工夫】 令和６年６月に公表した基金創設 30 周年を機に策定した次の 10 年の新たな事業実施方針を実践する取組として、草の根活動から政策連携や他主体協働による社会課題解決を目的とした活動に重点を置いた ERCA 独自の新たな助成メニューを開発した。新たな助成方針は、これまでと大きく変わる革新的なものであり、見直しにあたっては助成専門委員などステークホルダーとの意見交換など多くの時間や労力を要して調整した上で実現したものである。この新たな助成メニューにおいては、２種類の戦略プロジェクトを含めた新助成メニューの募集のための募集要領や審査方法･基準等を短期間で整備し、令和７年度助成金募集から導入した。新たな助成メニューや人件費助成の対象拡大などの支援内容の見直しについては NPO･NGO から多くの関心や反響が得られ、前年度比 27%増の応募数を獲得するなど、平成 29 年度以降、右肩下がりで減少していた応募数が平成 30 年度応募数と同水準まで上昇し、量的に顕著な成果を上げることができた。 【目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与】 新たな助成メニューとして創設した戦略プロジェクトにおいては、これまでの草の根活動になかったカーボンニュートラルやネイチャーポジティブの政策実現への貢献が期待されるプロジェクトを採択した。特に政策課題協働型の戦略プロジェクト課題として採択した社会課題解決型の自然共生サイトのモデルを創出する活動は環境省担当課から連携の要望があるなど政策貢献が期待される課題である。これらのことは、第５期中期目標期間のスタートとなる重要な基盤づくりとして事業見直し時の想定を上回る結果を生み出し、今後の成果創出に大いにつながる質的にも顕著な成果を上げることができた。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・令和７年度に検討をするとされている評価指標、評価ガイドラインについて、わかりやすく、被評価者の環境保全活動の内容や質について定量的な評価が可能なものとすること。 ・その上で、とりわけ戦略プロジェクトにおいては新規に導入した補助メニューであることから、事業のアウトカムを明確にし、その効果を客観的に測定できる評価指標の確立を行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。

		的に解決する活動の助成を推進する。	a 政策連携を強化した大規模な戦略プロジェクトを創設する。 b 地域課題解決を多主体と協働して取り組む中規模の戦略プロジェクトを創設する。 c 令和８年度以降の各戦略プロジェクトを効果的に推進するため、地域の課題等を収集・整理する手法を検討し、令和６年度は試行的に実施する。 d 戦略プロジェクトの創設に伴い、既存の各助成メニューを統合し合理化を図る。		a　中長期的に、市民社会に期待される活動と連携して政策課題に取り組む活動として、戦略プロジェクト（政策課題協働型）を創設した。令和７年度助成金募集における政策課題テーマは、環境省等との協議及び第１回助成専門委員会での検討を踏まえ、脱炭素地域づくり、地域におけるネイチャーポジティブの実現、地域におけるサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現、地域循環共生圏の実現、の４つとした。 b 中長期的に、企業、行政、地域団体等と連携し、持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組みづくりに取り組む活動として、戦略プロジェクト（地域協働型）を創設した。 これらの戦略プロジェクトは令和７年度助成金から募集を行い、a 政策課題協働型は８件、b 地域協働型は 29 件の応募があった。新規採択にあたっては、従来の助成メニューと同様の書面審査（１月）に加えて、ヒアリング審査（２次審査）を行った（２月）。ヒアリング審査では、提出された要望書等の内容をもとに、課題の設定や事業計画、団体の実施体制等について審査を行った。 審査の結果、a 政策課題協働型は２件、b 地域協働型は３件の計５件を採択することとした。 c 各地域の課題把握とそれに関連する市民活動の動向等を把握するため、令和６年度は環境省が設置している地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、試行的に２地域（関東、近畿）において調査等を実施した。 関東では、広く地域の環境 NPO の活動現状や課題感を把握するため、新潟（２団体）、栃木（４団体）、静岡（２団体）の３地域に活動拠点のある NPO に対し、各県内の環境課題・脱炭素の現状における課題感や NGO・NPO の課題、状況についてオンラインで県ごとにヒアリングを実施した（９月）。 また、近畿は奈良県内で活動する２団体（天理市・山添村、王寺町）の NPO を訪問して、また京都市についてはオンラインでそれぞれ協働・連携先（自治体、企業等）を交えヒアリングを実施し、個別事例から各地域の現状や課題を深堀りした。（10 月）。 d　現行の７種類の助成メニューを刷新し、「通常助成」、「戦略プロジェクト助成」、「企業連携プロジェクト助成」の３種類に統合し、合理化を図った。	【重要度及び困難度の高い目標の達成】 地球環境基金の新たな事業実施方針（令和６年６月公表）を踏まえ、新たな助成メニュー等に対応した評価制度に見直すため、評価専門委員会を３回開催し、プログラム評価に基づく活動の計画段階や実施段階における評価及び評価専門委員や ERCA 職員による伴走支援を充実させる評価制度に見直しを行った。評価制度の充実により、助成活動の質を改善し、社会課題解決や社会的インパクトの創出等に向けた成果のより一層の向上につながる重要度の高い目標を達成することができたものである。 以上のとおり、第５期中期計画は、第４期中期計画とは異なり、地球環境基金の新たな事業実施方針に基づき、新たに事業を具現化していくチャレンジングな目標や計画が立てられている中、中期目標において困難度「高」としている活動継続率において対中期計画値の 100%以上を上回り、第３期中期目標期間からの実績において最高値を得られたこと、ERCA が創設 30 年を機に自主的に取り組み開発した新たな助成メニューにおいて、NPO 団体や環境省担当課から高い評価や期待が得られたこと、助成制度の新たな運用や評価制度の見直しなど質的に重要度及び困難度の高い目標を達成するなど、初年度の短期間で、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得た。 ＜課題と対応＞ 〇令和７年度から本格導入する戦略プロジェクトを円滑かつ効果的に運用する。 〇令和７年度からの助成メニューに対して、新たな評価要領を適用し、運用する。 〇助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。	

令和６年 11 月 11 日～12 月２日までの間、令和７年度助成金の要望書受付を行い、392 件（イ案件：47 件、ロ案件：27 件、ハ案件：318 件）の応募を受け、事務局（部内）審査の後、２～３月に助成専門委員会の審査及び運営委員会の承認を得て、３月下旬に 161 件の令和７年度助成金交付を内定し、採否の通知を行った。

＜令和７年度助成活動の応募・内定状況＞

（単位：件）

助成ﾒﾆｭｰ	応募	内定（うち新規）
（新メニュー）		
通常助成（基礎型）	82	15　(15)
通常助成（発展型）	162	40　(40)
戦略ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ(政策課題協働型)	8	2　(2)
戦略ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（地域協働型）	29	3　(3)
（継続メニュー）		
つづける助成	15	15　(0)
ひろげる助成	68	68　(0)
フロントランナー助成	4	4　(0)
プラットフォーム助成	3	3　(0)
特別（地域循環共生圏）	1	1　(0)
LOVE BLUE	20	10　(4)
計	392	161　(64)

＜令和６年度助成金交付状況＞

（単位：件、百万円）

助成ﾒﾆｭｰ	令和６年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額
はじめる	6	10	7	9
つづける	26	53	22	45
ひろげる	112	423	106	382
ﾌﾛﾝﾄﾗﾝﾅｰ	4	25	6	40
ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ	4	13	3	14
特別	2	3	2	3
LOVE BLUE	9	10	15	15
計	※※163	540	161	512

※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース

※※令和６年度は 164 件に対して交付決定を行ったが、その後１件活動中止となったため 163 件となっている。

					＜助成金応募数の推移（平成 29 年度～令和７年度）＞ 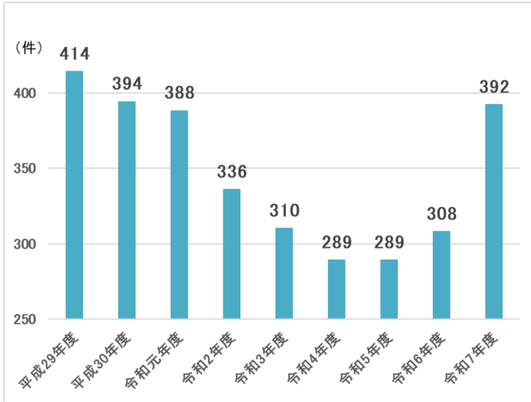 （資料編Ｐ53_地球２　2024 年度助成金分野別件数内訳） （資料編Ｐ55_地球３　地球環境基金助成金　助成金額・件数の推移）		
		（ウ）　民間団体の活動基盤強化の助成を充実することにより、活動の持続的な発展及び団体の成長の促進を図る。	（ウ）民間団体の活動基盤強化を図るための活動基盤強化に要する費用の新たな助成スキームを構築する。 a 戦略プロジェクトにおいて活動基盤強化に要する助成先団体の活動費（人件費）を助成する枠組みを設ける。 b 全助成メニューにおいて助成先団体の要望に応じて中間支援組織が伴走支援する費用を助成する枠組みを令和７年度助成金募集から設ける。		（ウ）活動基盤強化に係る新たな助成スキームの構築 a　これまで、助成先団体に係る人件費助成は非常勤職員のみを対象とし、常勤役職員は対象外としていたが、担い手の確保等による活動基盤強化の取組の一環として、常勤職員まで助成対象を拡大することとし、令和７年度の戦略プロジェクト助成から先行導入した。通常助成は令和８年度から導入を予定している。 b　これまで、助成金の対象となる経費は助成活動を行うために直接必要な経費（謝金、賃金、旅費等）に限られていたが、組織運営力や広報力等の向上による活動基盤強化の取組の一環として、中間支援組織が伴走支援する経費等（活動基盤強化費）まで助成対象を拡大することとし、令和７年度の戦略プロジェクト助成から先行導入した。通常助成は令和８年度から導入を予定している。 また、活動基盤強化費を助成対象に加えること等の新たな運用に伴い、地球環境基金助成金交付要綱の一部改正を３月に行った（令和７年４月施行）。		
	【評価指標1-3-2】	イ 地球環境基金の助	イ 地球環境基金の助成	地球環境基金の助成を受け	イ　助成による支援を行った活動の質の向上		

	地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均7.8 点） 【モニタリング指標】 ・戦略プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし） ・伴走支援プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし） ・助成終了後１年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合（前中期目標期間実績：平均78%） ＜目標水準の考え方＞ 助成終了後１年以上経過した案件の実質的な活動継続率を向上させるためには、民間環境保全活動の自立的に発展する取組が担保されていることが極めて重要である ため、自立発展性等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中	成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア） 活動内容や組織規模に応じた中間支援組織による伴走支援プロジェクトの助成を推進することにより、活動成果の向上につなげる。 （イ） 助成メニューの見直し等に伴う評価方法や評価基準の見直しを行いつつ、評価の負担や効果等を考慮した評価制度の効果的、効率的な運用を図る。	を受けた活動に対する外部有識者委員会による 事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）中間支援組織が伴走支援する効果的な支援方法の枠組みを構築し、令和７年度助成金募集から導入する。 （イ）助成メニューの見直しに伴う評価方法や評価の負担等を考慮した効果的、効率的な評価制度への見直しを行う。 a 助成メニューの見直しに伴うヒアリング評価の導入、戦略プロジェクトに関する評価基準の設定等の評価制度を見直す。 b 評価制度の見直しに当たっては評価の目的を再整理し、評価負担の軽減を図る。 c 評価制度の見直しは評価専門委員会において検討し、令和６年度	た活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均 7.8 点） ・戦略プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし） ・伴走支援プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし） ・助成終了後１年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合（前中期目標期間実績：平均78%）	令和５年度に活動を終了した活動のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 39 件を対象に事後評価を実施した。事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20 点満点中平均 15.9 点（10 点満点換算で 7.9 点）となった。評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 （資料編Ｐ56_地球４ 2024 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要） （ア）令和７年度助成金から、活動基盤強化費の助成を戦略プロジェクト助成より先行導入することにより、団体のニーズに応じて、中間支援主体等からの支援を受けられる仕組を構築した。 ア（イ）b のとおり、戦略プロジェクトは政策課題協働型２件、地域協働型３件の計５件を採択することとしており、この５件については、中間支援組織による伴走支援を行うこととしている。 （イ）地球環境基金の新たな事業方針において、社会課題解決や社会的インパクトの創出が重点に掲げられたことを踏まえ、評価を通じて事業の価値を高めていくことで社会にインパクトを創出していくことができるよう、評価の目的を活動成果の向上により重点を置くように全体の枠組みの見直しを行った。 a 助成メニューの見直しに対応し、より効果的な評価制度とするため、ヒアリング評価を含む戦略プロジェクト助成の評価枠組みと全メニューを対象とした活動手法や活動内容に応じた評価視点と評価項目、評価指標の追加を検討し、案を作成した。 b・c 第１回及び第２回評価専門委員会（９月、12 月）において、現行評価制度の課題を踏まえて、評価制度の見直しの方向性についての検討や目的の再整理を行った。また、委員会での議論と評価枠組みの全体像を踏まえ、評価負担の軽減内容についても検討し、第３回評価専門委員会（３月）において見直し内容を取りまとめ、評価要領の一部改正案を作成した。		

	期目標期間実績の平均値7.8 点以上となることを目指す設定とする。		末までに見直し内容を取りまとめる。				

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－２	民間環境保全活動の振興等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第４号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成 （予算事業 ID：018758）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
〈評価指標〉							
環境ユースネットワーク事業への参加者数（前中期目標期間実績：471.5 人）	前中期目標期間の平均値以上	第４期中期目標期間実績：平均471.5 人	666 人				
（モニタリング指標）							
ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均５回／年）	－	第４期中期目標期間実績：平均５回	６回				
研修等参加者による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均97.5%）	－	第４期中期目標期間実績：平均 97.5％	96.6%				
メディア等とのSDGs の推進協働企画への参画回数（前中期目	－	第４期中期目標期間実績：３件	３件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	1,029,089				
決算額（千円）	1,023,375				
経常費用（千円）	1,035,969				
経常利益（千円）	127,479				
行政コスト（千円）	1,035,969				
従事人員数	12.5				

	標期間実績：３件）														

注２） 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 民間環境保全活動の振興等 【評価指標1-3-3】 環境ユースネットワーク事業への参加者数（前中期目標期間実績：471.5 人） 【モニタリング指標】 ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均５回／年） 研修等参加者による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均97.5%）	② 民間環境保全活動の振興 ア 環境ユースネットワーク事業への参加者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア） 全国の高校生を中心としたユース世代が行う環境保全活動についての発表及び交流の機会の提供を推進し、連携やネットワークの充実を図る。	② 民間環境保全活動の振興 ア 環境ユースネットワーク事業への参加者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）全国ユース環境活動発表大会に応募した全高校を対象に各地方大会において高校生同士の交流の機会を設けて、ネットワークの拡充を図る。 （イ）全国の高校生などユースを対象としたセミナー等を開催する。 （ウ）ユース世代と企	＜主な定量的指標＞ 環境ユースネットワーク事業への参加者数（前中期目標期間実績：471.5 人） ・ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均５回／年）	＜主要な業務実績＞ （振興事業全般） 地球環境基金創設 30 年にあたる令和５年度に、今後の地球環境基金による環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を取りまとめた。令和６年度は、新たな事業実施方針（令和６年６月公表）に基づく縦・横のネットワークの構築・強化に向けたキャパシティビルディング支援策の検討や試行、環境ユースネットワークの拡充に向けた取組等を行ったほか、環境 NGO・NPO データベースの整備や情報発信を行った。また、助成先団体の活動成果等の発信により、地球環境基金の認知度向上及び理解促進を図った。 ア　環境ユースネットワーク事業への参加促進による環境保全活動の次世代担い手の創出 （ア）ユース世代の交流・連携・ネットワークの充実 参加者の利便性を考慮し、全国ユース環境活動発表大会のエントリー方法を動画から書面による申込手続きに見直し広く参加を呼び掛けた結果、前年度比 27%増の 147 校からの応募を得た。 また、各地方大会において、高校生同士の更なる交流機会を提供するため、令和６年度は、一次選考不通過の高校も交流会にオンライン参加ができる機会を提供し、関東及び九州・沖縄大会において実施した。 （資料編　P60_地球５　第 10 回全国ユース環境活動発表大会） （イ）ユースを対象としたセミナー等の開催 「高校生 SDGs セミナー」は令和６年度より２地方（北海道、東北）に増やして開催することとし、北海道地方では、次世代を対象とした総合環境イベント「環境広場さっぽろ」と連携することで、個々の高校生の興味関心に沿った幅広いコンテンツを提供することができた。 （ウ）ユース世代と企業・民間団体をつなぐ仕組の構築	＜評定と根拠＞ 評定：A ・「地球環境基金の新たな事業実施方針（令和６年６月公表）」を踏まえ、今後の振興事業の展開として、助成事業の相乗的、補完的な機能としての位置付けを強化し、助成事業と振興事業が両輪でより高い成果を創出できるよう、環境 NGO・NPO の活動基盤強化や活動の持続的発展に向けた支援を行うための今後の振興事業の在り方について検討・整理し、今後の事業の重点方針を取りまとめることができた。 ・振興事業の定量的評価指標である環境ユースネットワーク事業への参加者数は 666 人（基準値比 41.3%増）と対中期計画値を大幅に上回る顕著な成果を得た。これは、令和６年度全国ユース環境活動発表大会において、前年度比 27%増の 147 校から応募を得たことに加えて、北海道「環境広場さっぽろ」にて新たに開催した高校生 SDGs セミナーや、大学生に対して NPO 職員との交流機会を提供したグリーンミーティングなど、ユース世代のニーズを的確に捉えた質の高い取組を、基準値を上回る６回実施したことが大きな成果につながった。 また、令和６年度は第 10 回記念大会であることから、縦横のネットワークの強化を図るため、SDGs セミナーの充実、夏季インターンシップの企画、EXPO2025 大阪・関西万博における「SDGs ジュニアキャンプ」での発	評定　A ＜評定に至った理由＞ ・令和６年度は、今後の振興事業の在り方について検討・整理をした新たな事業実施方針の公表を６月に行った。 ・全国ユース環境活動発表大会のエントリー方法の見直しを行うなどすることにより、前年度比 27%増の 147 校からの応募を得た。 ・グリーンミーティングを開催することにより、学生が NPO 職員と交流をし、自身のキャリア形成、環境 NPO の仕事を把握する場を設けた。 ・これらの事業を行うことにより、定量的評価指標に設定している「環境ユースネットワーク事業への参加者数」は、基準値（471.5 人）を超える 666 人の参加を得ることができた。 ・環境 NGO・NPO データベースの整備及び情報発信を行うため、1,085 件の環境 NPO の活動実態を把握し、整理を行った。 ・各地域メディアが行う各種イベントに、地球環境基金やその助成先団体を関連付け参加・出展等することにより、広報活動を行った。 ・以上のことから、中期目標期間の所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし

業・民間団体をつなぐ仕組の構築に向けて検討を行う。

大学生を対象とした「グリーンミーティング」において、「環境 NPO の仕事とキャリア形成」をテーマに大学生と NPO 職員が交流する機会を提供した（６月）。また、全国ユースネットワーク事業の協賛企業である「キリンホールディングス株式会社」（８月）、「株式会社タニタ」（11 月）及び「協栄産業株式会社」（１月）の協力を得て、高校生を対象に民間企業の SDGs に係る取組みを学ぶ研修を実施した。
令和６年度の全国ユース環境活動発表大会は第 10 回大会の記念大会となることから、新たに２つの企画の立ち上げを行った。１つは、全国大会で優秀な成績を収めた高校生を EXPO2025 大阪・関西万博における「SDGs ジュニアキャンプ」（令和７年６月実施）に招待し、発表・交流機会を提供するものであり、もう１つは、地方大会で特別賞を受賞した高校生を「環境ユース夏季インターンシップ in 北海道」（令和７年８月実施予定）に招待し、自治体や民間団体の取組みを体験するものである。

以上（ア）～（ウ）の取組により、環境ユースネットワーク事業への参加者数は 666 人であった。

	事業名	参加者数
（ア）	全国ユース地方大会 （北海道 49、東北 65、関東 70、中部 57、近畿 53、中国 41、四国 60、九州・沖縄 64）	459
	全国ユース全国大会	85
（イ）	北海道 SDGs セミナー	10
	東北 SDGs セミナー	61
（ウ）	グリーンミーティング	34
	キリン HD㈱企業研修	8
	㈱タニタ企業研修	5
	協栄産業㈱企業研修	4
合計		666

表・交流機会の企画など、これは環境ユースネットワークがより一層拡充し、次世代の担い手となる人材の確保・育成に大きく寄与するものである。

・民間団体による交流の促進及び活動基盤の強化を図るためのキャパシティビルティング支援策を振興事業検討会において検討を行うとともに、試行として組織基盤強化研修を計２回実施し、次年度以降の活動基盤強化支援の事業展開に有用な知見を得た。

・平成 27 年度以降、更新されていなかった「環境 NGO・NPO データベースの整備及び情報発信」を行うため、1,085 件の環境 NPO の活動実態を把握し、整理したデータベースは、今後の事業戦略を策定していくための基礎資料になるとともに、地球環境基金の Web サイト等で広く一般に提供することにより、環境 NPO に対する市民の理解や参加を促す機会を提供する情報基盤を整備することができた。

・広報展開においては、地域メディア等が行う企画に参加し、その地域や企画参加者に興味を持ってもらえるよう、当該地域で活動している助成先団体の取組や地球環境基金の各種事業を地域と関連付けながら紹介することで、地球環境基金を効果的に周知することができた。

以上のとおり、令和６年度は定量的指標の所期目標の対中期計画値の 120％以上を上回る成果を上げるとともに、振興事業の在り方を検討し、

イ 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進や民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。
（ア） 環境保全に係

イ 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進や民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。

（ア）助成メニューの

・研修等参加者による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均 97.5％）

イ　民間団体による交流の促進及び活動基盤の強化等

		る課題解決に取り組む民間団体に対して、地域のステークホルダーとの交流の機会の提供や研修等の実施を通じてキャパシティビルティングの支援を行う。	見直しに伴う民間団体のキャパシティビルティング支援策を外部有識者等の意見を活用し検討を行い、令和７年度からの本格実施に向けて試行的に実施する。 （イ）キャパシティビルティング支援策の見直しに伴い、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムは令和７年度助成金新規プロジェクト募集から見直しを行う。 （ウ）民間団体の相互間や企業、行政等の交流・連携を促すための環境NGO・NPO データベ		（ア）民間団体のキャパシティビルディング支援策 ・支援策の見直しのため、助成先団体に対する振興事業アンケートと外部有識者にヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、振興事業検討会（10 月、２月）において、振興事業の今後の事業展開について検討を進め、令和７年度の振興事業の計画を取りまとめた。 ・令和７年度からのキャパシティビルディング支援策の本格実施に向けて、助成先団体をはじめとする環境保全活動を実施する団体を対象とした組織基盤強化セミナーの試行的な実施として、組織基盤強化研修（全２回（１月、２月））を実施した。第１回では活動の安定化を図るための組織診断、第２回は活動を多主体で進めていくための協働のあり方をテーマとした。第１回では、強みや課題など団体及び活動の特徴を把握し、第２回では、企業や行政、学生等との連携を深め、協働体制を構築し、生み出すことで活動の発展や成果の向上に繋げた事例について参加者と共有した。 ・助成最終年度の団体を中心に、助成活動の成果を共有するとともに助成終了後の活動について学び合う機会として活動成果共有会を実施した。併せて、活動の持続的な発展のためのノウハウ習得を目的として研修も実施した（12 月）。 （イ）若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの見直し 地球環境基金の新事業方針を踏まえ、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムは、令和７年度助成より新規の募集を停止し、現在受講中である研修生（９期生～11 期生）の修了をもって終了することとする。後継となる研修に向けて、将来の目指すべき環境 NPO の姿を見据え、次世代の担い手を育成する研修を企画立案した。 （資料編　P62_地球６　若手プロジェクトリーダー育成人数の推移） 以上（ア）及び（イ）の取組による、計 11 回の研修等参加者による肯定的評価（５段階中上位２段階の評価）の割合は 96.6%であった。 （資料編　P63_地球７　令和６年度研修・講座等実施状況） （ウ）NGO・NPO データベースの構築に向けて、外部有識者による第１回検討会議（７月）を開催し、調査項目についての検討を行った。９月に全国の環境 NGO・NPO 等 11,124 団体を対象に調査票を発送した。11 月に回答を締め切り、1,085 件	今後の事業方針を取りまとめたこと、当該法人の自主的な取組として、活動基盤強化に向けた人材育成や情報発信強化に向けた様々な取組を推進するなど量的及び質的にも目標を上回る成果を上げることができたことからＡ評価とした。 ＜課題と対応＞ 〇振興事業検討会において策定した今後の事業展開について、研修等の新たな人材育成スキームや情報提供方法等の具現化を進め、試行的に実施する。	

	メディア等との SDGs の推進協働企画への参画回数（前中期目標期間実績：３件） ＜目標水準の考え方＞ 持続可能な社会の構築に当たっては、地域において課題解決を実践する人材の輩出と、協働連携の強化が不可欠であることから、将来を担うユース世代から自主的に環境保全活動に参画する人材を創り出すという取組の充実のためERCA が提供する環境ユースネットワーク事業への参加者数が前中期目標期間実績の平均値471.5 人以上となることを目指す設定とする。	ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。 （ア） メディア等との連携により民間団体の活動成果の発信を充実させる。	ースを構築する。 ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。 （ア）地域のメディア等が行うSDGs の推進協働企画へ参画し、当該地域の助成先団体の活動成果等を発信することを通じて、地球環境基金の理解への促進を図る。	・メディア等との SDGs の推進協働企画への参画回数（前中期目標期間実績：３件） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	の回答を得た（回答率 9.7%）。この回答内容をもとに、第２回検討委員会（12 月）において決定したデータの分析手法等を用いて報告書を取りまとめた（３月）。 ウ　寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じた基金事業の理解増進 （ア）東京新聞、河北新報社及び琉球新報社が行う SDGs 推進協働企画に参画し、紙面広告を通じて情報発信するとともに、助成先団体の活動成果やユース事業等について、講演や現地セミナーへの参加を通じて周知した。 また、各種環境イベントに出展し、地球環境基金事業の認知度向上及び理解促進を図った。 「環境広場さっぽろ 2024」では、タブレットによる子どもの環境学習情報サイト「集まれ！グリーンフレンズ」体験や地球環境基金事業紹介のほか、北海道で活動する助成先団体による昆虫を通じた環境学習活動提供を行った。 総務部と合同で出展した「エコプロ 2024」では、パネル、成果物展示による助成先団体及び全国ユース環境活動発表大会出場校活動紹介を行った。加えて、助成先団体２団体による生物多様性に関するワークショップや給水体験提供を行った。 （環境イベント出展実績） ●8/7-8　こども霞が関デー2024 ●8/24-25　環境広場さっぽろ ●9/28-29　きょうと☆いきものフェス！ ●11/2-3　GTF グリーンチャレンジデー ●12/4-6　エコプロ 2024 ◎　地域循環共生圏づくり支援体制構築事業の受託 第六次環境基本計画（2024年５月閣議決定）の中心概念であるウェルビーイングの実現に向けた新しい成長のための実践、実装の場として位置づけられた地域循環共生圏の創造に関する事業について、地球環境基金が創設以来から培ってきた資金配分機関としての適切な執行管理、助成団体への指導、人材育成のための研修及び成果発信等の事業の知見や実績が評価されたことにより、「地域循環共生圏づくり支援体		

					制構築事業」に係る資金配分業務、フォーラム・セミナーの企画運営業務を新たに受託し、地球環境基金事業で培ったノウハウを活かすことで円滑に遂行した。 ①資金配分機関としての適切な執行管理 ・活動経費処理に係る Web 説明会を実施し 26 地域（52 団体）との連携協定書締結。３月末までに全団体の活動経費精算を実施。活動経費精算が初めてである団体が 26 地域中 23 地域と大半を占めたが、滞りなく、処理を完了させた。 ②情報発信（フォーラム・セミナー）企画及び実施 ・1 人でも多くの人が、地域循環共生圏のノウハウに基づいた地域づくりに取り組むことを目的に、地域循環共生圏フォーラム（11/14）の企画立案・運営等を実施した。延べ参加者数は昨年度より 193 名多い 1,598 名であった。また、メインターゲットと定めた自治体職員については、昨年度の 92 名からほぼ倍増の 171 名の参加があった。 ・学びと実践の場を通じて、持続可能な地域づくりを前進させるための実践力を高めることを目的に、地域循環共生圏セミナー（全４回）の企画立案・運営等を実施した。昨年度の課題を踏まえ、講演編と実践演習編を同日開催としたところ、当日参加率が昨年度の 29%から 46%と増加した。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４－１	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第５条第１項、第６条第１項 環境再生保全機構法第 10 条第１項第５号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） （予算事業 ID ：018759）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
〈モニタリング指標〉							
審査基準、助成対象事業の状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年）	—	第４期中期目標期間実績：４回／年	４回				
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年）	—	第４期中期目標期間実績：１回／年	１回				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	579,952				
決算額（千円）	459,393				
経常費用（千円）	461,046				
経常利益（千円）	1,564				
行政コスト（千円）	461,046				
従事人員数	2.25				

注２）　複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 【モニタリング指標】 審査基準、助成対象事業の状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年）	① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るために、以下の取組を行う。 （ア） 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 （ア）助成金の交付・支払申請等の内容を適正に審査し、実施状況を四半期ごとにホームページ等において公表する。 （イ）基金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、助成対象事業の状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 高濃度及び低濃度 PCB 廃棄物処理助成状況 （単位：千円） | 区分	軽減事業	振興事業	代執行支援事業	合計
令和２年度	2,871,865	－	△1,771	2,870,094
令和３年度	6,650,248	－	105,363	6,755,611
令和４年度	2,668,557	－	356,655	3,025,212
令和５年度	1,122,464	－	58,922	1,181,386
令和６年度	209,768	142,000	87,104	438,872
合計	13,522,902	142,000	606,273	14,271,175 | ①高濃度 PCB 廃棄物処理助成金の審査基準、審査状況 各助成事業の実績は以下のとおり。環境大臣が指定する者（JESCO）からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで助成した。 ア 軽減事業：185 百万円（助成件数 312 件） イ 振興事業：142 百万円（助成件数１件） ウ 代執行支援事業：３百万円（助成件数２件） 助成金の審査状況及び実施状況について以下のとおり公表した。 １回目 令和５年度第４四半期実績（４月） ２回目 令和６年度第１四半期実績（７月） ３回目 令和６年度第２四半期実績（10 月） ４回目 令和６年度第３四半期実績（１月） (B) 基金の適切な管理 ①基金の適正な管理及び管理状況の公表 基金の管理状況をホームページにおいて公表した。（５月） (C) その他 ①低濃度 PCB 廃棄物処理費用の助成対象に伴う諸規程の改正、助成の実施 ・軽減事業及び代執行支援事業において、低濃度 PCB 廃棄物処理費用の助成を実施（令和７年１月）するにあたり、業務方法書、PCB 廃棄物処理基金助成金交付要綱の一部を改正した。（12 月） ・環境大臣が指定事業者として指定する産業廃棄物処理事業振興財団からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで助成を行った。 （令和６年度実績） ア：軽減事業：24 百万円 イ：代執行支援事業：84 百万円（助成件数１件）	＜評定と根拠＞ 評定：A 高濃度 PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するため、透明性・公平性を確保し、堅実かつ円滑に業務を遂行した。 令和６年度は、これら定型業務に加えて、昨今の収集・運搬費の価格上昇等に対応するための収集運搬・漏えい防止費用の助成再開及び JESCO 処理施設の解体・撤去の知見収集に関する助成の実施など、年度当初に計画されていない業務であったが、業務の重要性・緊急性に鑑み、ERCA 内の関係部署との調整や諸手続きを円滑に進め、限られた期間内に必要な措置を講じることができた。 更に、低濃度 PCB 廃棄物処理の助成業務についても、年度当初に計画されていない業務であったが、環境省の政策方針を踏まえ、短期間で助成対象の拡大等に対応する業務方法書や交付要綱等を改正するとともに、環境大臣が指定する事業者である産業廃棄物処理事業振興財団と密に連絡調整し、令和６年度から助成を開始することができた。 以上のとおり、令和６年度は、年度当初に計画していない３つの業務追加があり、処理完了期限が迫り、緊急性を要することから、短期間で速やかに対応しなければなたない状況下で、必要な措置を講じることができた。これらの業務は PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に寄与し、目標設定時に想定した以上の政策実現に貢献する重要な業務であることから、評価をＡとした。	評定：A ＜評定に至った理由＞ 軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされている。 また収集運搬・漏えい防止費用の助成再開、JESCO 処理施設の解体・撤去の知見収集に関する助成の実施及び低濃度 PCB 廃棄物処理費用等に対する助成の実施といった年度当初に計画していない３つの追加業務について、処理期限が迫る中、短期間で必要な措置を講じ、迅速な助成実施を実現できている。 以上を踏まえ PCB 廃棄物処理の助成について、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ PCB 廃棄物の期限内処理に向け、今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。 ＜今後の課題＞ 特になし。

					②JESCO 処理施設の解体・撤去の知見収集の助成対象に伴う諸規程の改正、助成の実施 ・振興事業として、JESCO 処理施設内の PCB の除去分別や解体・撤去工事に関する知見収集に関する費用を助成するため、業務方法書及び PCB 廃棄物処理基金助成金交付要綱の一部を改正した。（５月） ・JESCO からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで助成を行った。 （令和６年度実績） 上記Ａ-①-イ　振興事業　142 百万円（助成件数１件） ③収集運搬費用及び漏えい防止費用の助成再開 ・昨今の収集・運搬費の価格上昇に対応するため、令和６年９月より収集運搬費用及び漏えい防止費用に限り、助成対象として再開するため、PCB 廃棄物処理基金助成金交付要綱の一部を改正した。（８月） （資料編Ｐ64_PCB１　ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要） （資料編Ｐ65_PCB２　高濃度 PCB 廃棄物の地域別処理期間等）	＜課題と対応＞ 高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、引き続き関係各所と密に連携する。	

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４－２	維持管理積立金の管理		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第１項第６号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の５
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） ４－５．廃棄物の不法投棄の防止等 （予算事業 ID ：018760）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
〈モニタリング指標〉							
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165件）	－	第４期中期目標期間実績：平均1,165 件	1,145 回				
維持管理積立金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１回／年）	－	第４期中期目標期間実績：平均１回／年	１回				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	353,636				
決算額（千円）	223,172				
経常費用（千円）	410,143				
経常利益（千円）	2,216				
行政コスト（千円）	410,143				
従事人員数	1.25				

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
② 維持管理積立金の管理 【モニタリング指標】 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165 件） 維持管理積立金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１回／年）	② 維持管理積立金の管理 ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するために、以下の取組を行う。 （ア） 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度１回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。 イ 維持管理積立金の適正な管理を行うために、以下の取組を行う。 （ア）維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	② 維持管理積立金の管理 ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 （ア）運用利息等を毎年度１回通知し、積立て、取戻し事務を適切かつ確実に行う。 イ 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 （ア）維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	＜主な定量的指標＞ 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165 件） 維持管理積立金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１回／年） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ① 情報提供及び適切かつ確実な事務 ｉ）積立額及び取戻額 積立及び取戻しに係る事務を適切かつ確実に行った。 （単位：百万円） | 区分	積立		取戻（△）		残高
	件数	金額	件数	金額	
令和２年度	647	7,410	48	561	117,831
令和３年度	608	5,469	47	1,715	121,585
令和４年度	606	5,933	41	1,219	126,299
令和５年度	583	5,977	40	1,312	130,964
令和６年度	590	7,646	50	1,884	136,726	 ⅱ）運用利息の通知及び払渡し 令和５年度分維持管理積立金利息（令和６年３月通知）について、希望する設置者（４月定期払 687 件、その他 17 件）に支払った。 また、最終処分場設置の許可権者（99 都道府県等）に、各管内の設置者の積立額及び取戻額を通知した（６月）。 (B) 維持管理積立金の適正な管理 ① 維持管理積立金の適正な管理のため、法律上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。 ・許可権者からの算定通知（12 月末期限）の内容確認 ・設置者の積立て（２月末期限）確認及び預り証書の発行 ・令和６年度分利息額の計算（計算期間：令和６年２月 29 日～令和７年２月 28 日） ・設置者へ利息額、積立額及び取戻額を通知（３月末） ・許可権者へ積立遅延者リストを送付（３月末） ② 維持管理積立金の管理状況の公表 維持管理積立金の適正な管理のため、令和５年度末時点の維持管理積立金の管理状況をホームページで公表した（４月）。	＜評定と根拠＞ 評定：B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評価をＢとした。 ○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し、積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ 最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にあることから、許可権者に適宜状況を確認しつつ、環境省と情報共有等を図り適正な管理に努めていく。	評価：B ＜評定に至った理由＞ 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、ホームページにおいて管理状況を適切に公表しており、埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行している。また、積立者に対して維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っていることから、「B」と評価した。 ＜その他事項＞ 特になし。

					積立て　590 件　7,646 百万円（583 件　5,977 百万円） 取戻し　50 件　1,884 百万円（40 件　1,312 百万円） （カッコ内は昨年度の同時期実績。） （資料編Ｐ66_維持１　維持管理積立金管理業務の概要）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

-様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―５	公害健康被害の補償		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第１号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞被認定者の命と健康を守る公健制度を安定的に実施・運用するためには、補償給付等の財源を適切に確保することが重要であるとともに、補償給付費等を地方公共団体に対し確実に納付することが必要不可欠であるため。 ＜困難度：高＞制度創設から長期間経過する中、産業構造の変化が加速化する環境において、引き続き納付義務者の自主的な協力の下、補償給付等の財源を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防） （予算事業 ID：018756）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
〈評価指標〉							
賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上）	毎年度 99％以上	第４期中期目標期間実績：99%以上	99.8%（8,109 件 / 8,128 件）				
地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況			地方公共団体の課題・ニーズと情報・シーズを ERCA が情報集約し、マッチングさせる PDCA を新たに開始				
〈モニタリング指標〉							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	34,746,722				
決算額（千円）	30,471,517				
経常費用（千円）	30,470,675				
経常利益（千円）	△772,647				
行政コスト（千円）	30,470,770				

	産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況			汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率					従事人員数	15		
				99.986% (23,120,281千円 /23,123,553千円)								
				ERCA・賦課金事務局における相談・問合せ対応件数 （フリーダイヤル・メール）								
				5,785件								
				未納納付義務者に対する納付督励件数 （電話督励・現地督励実施件数）								
				60件								
				汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査等の件数								
				24件								
	デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況			申告納付説明･相談会の開催								
				・動画配信（1,739再生） ・ウェビナー（1,705人参加）								
				オンライン申告の促進動画の配信								
				1,538再生								
				汚染負荷量賦課金に係る電子申告率								
				83.6% （6,776件 / 8,109件）								
				ペイジー（※）を利用した収納件数								
				2,142件								
	納付業務に係る指導調査の実施件数		前中期目標期間実績の平均値：12 件	14件								
	補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況			地方公共団体向け納付業務システム研修に対する満足度								
				96.8% （研修後アンケート結果）								
	地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保			納付業務システムを利用した情報共有								
				・補償給付：29件 ・福祉事業：								

	健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況			35 件				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

（※）ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
	（1）公害健康被害の補償 【評価指標2-1-1】 賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上） 【モニタリング指標】 ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況	（1）公害健康被害の補償 ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア） 産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上を図るとともに、納付義務者からの質問及び相談等に的確に対応する。	（1）公害健康被害の補償 ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上を目的とする受託者向けの研修資料の充実を図るとともに、効果的な指導を行う。	＜主な定量的指標＞ 賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上） ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況	＜主要な業務実績＞ 重要度・困難度が高い公害健康被害の補償業務を着実・効率的に遂行するため、「主要重点業務」を設定し、PDCA を回しながら業務の効率化と達成度の向上を図っている。 「主要重点業務」を用いた業務管理により、部全体の情報共有と意識向上、優先順位の明確化及び継続的な業務改善を図りながら、より質の高い目標達成に向けて取り組んでいる。 ア 賦課金の申告率：99.8%（8,109 件/8,128 件） （ア）補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応 a 徴収関連業務受託事業者への指導 「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」については、公害健康被害補償予防制度（以下「公健制度」という。）の創設当初から約 50 年間、日本商工会議所及び各地商工会議所に委託していたが、令和５年度に実施した民間競争入札の結果、令和６年度申告業務から、受託者が株式会社東京商工リサーチに変更となった。（５年間で前契約額比 3.4 億円（44%）削減） これまで、全国 103 会場で集合形式により開催していた申告・納付説明会については、ウェビナー形式による開催に変わるとともに、納付義務者からの相談、問合せ、申告書類の受付については、全国 156 箇所に開設していた対面の窓口から、コールセンター及び賦課金事務局（受託者）による一極集中管理に変わる等、ICT を活用した徴収関連業務の実施方法への大きな変化に対応する必要が生じた。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ ①公害健康被害補償制度（公健制度）の実施に当たり、27,101 人（令和６年３月末）の被認定者への補償給付費等の給付を確実に行うのに必要な財源を確保するために 8,109 事業者から汚染負荷量賦課金（231 億円）を徴収する業務は、第５期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている。令和６年度においては、ERCA の業績向上努力により、“汚染負荷量賦課金の申告率”が定量的評価指標である 99%の 100%以上である 99.8%を達成したことに加え、中期目標における困難度が「高」とされている当該業務において、以下のとおり質的にも顕著な成果が得られていると認められる。 ②また、第５期中期目標において重要度が高い業務とされている評価指標“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、ERCA の業績向上努力により、指導調査の実施に加え、地方公共団体のニーズに応えた新たな取組を開始するなど、以下のとおり質的に顕著な成果が得られていると認められる。 このように、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が認められることから、自己評価を「Ｓ」とした。 ■所期の目標を量的に上回る顕著な成果 ①急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、令和６年度の申告率が下がることも懸念された中、ERCA の業績向上努力により徴収関連業務の ICT 化を進めた成果として、令和５年度の民間競争入札の競争性が高まり、制度発足 50 年で初めて徴	評定：Ｓ ＜評定に至った理由＞ 公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は重要な任務であることから、第５期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された状況の中、令和６年度においては、徴収関連業務の ICT 化を進めた成果として、制度発足 50 年で初めて徴収関連業務の受託先を日本商工会議所等から株式会社東京商工リサーチに変更した。その結果、令和６～10 年度の関連業務費用を前期の 7.8 億円から 44%（3.4 億円）削減する中で、定量的評価指標である申告率 99%に相当する 229.0 億円の 100%以上である 99.8%に相当する 230.9 億円（1.9 億円増）の汚染負荷量賦課金の徴収を達成するなど、量的に顕著な成果を上げた。

			（イ）受託者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての理解を深めるとともに、前年度までに多かった質問や誤りの多い事項についての対応策を講じる。		また、前受託者との契約時には徴収関連業務の手引き（以下「業務マニュアル」という。）に可視化されていなかった納付義務者に対するきめ細やかなサービスやノウハウが契約変更後の令和６年度に顕在化したが、予め想定し得ない現場レベルの課題を、一つ一つ解消・克服し、従前と同等又はそれを上回る質を確保するために、法令に定める期限（例年５月 15 日。同日が土日の場合は翌営業日。以下「申告・納付期限」という。）及び委託契約の徴収実施期間（令和６年３月１日～６月 14 日）を中心に、相談・問合せ対応、申告・納付説明会のウェビナーでの開催、申告書提出の催促及び受領点検の確認等について、受託者へのきめ細やかな伴走支援を行った。 具体的には、新たな徴収関連業務従事者の知識向上を図るために、受託者変更に伴い３月から４月にかけて全面改訂を行った業務マニュアルに基づき、汚染負荷量賦課金 Q&A 集やチャットボットを活用しながら、ほぼ毎日のペースで丁寧に受託者からの相談対応・指導を行った。また、納付義務者からの相談・問合せに関する受託者との情報共有を目的としたクラウドサービス（ICT）の新たな活用のため、情報システム課と連携し、繰り返し相談しながら運用上の問題の改善に取り組んだ。さらに、約 8,100 の納付義務者に対しては、受託者変更に伴う申告・納付手続の変更点について、全納付義務者を対象にした案内チラシと、新たに全面改訂を行った申告納付手続マニュアル、初のウェビナーによる申告・納付説明会において重ねて周知を行った。 その結果、賦課金の申告率は 99.2%(徴収実施期間の終了日時点）となり、従前と変わらない高い申告率を確保することができた。 また、令和６年度業務の課題や改善点を踏まえ、令和７年度申告納付用の業務マニュアル等の見直しを行い受託者に提供するとともに、申告関係書類及び申告・納付説明会用の動画を作成した。（３月） （イ）納付義務者からの相談、質問事項等への対応 ａ　申告・納付説明会の実施 納付義務者を対象とした申告・納付説明会については、令和４年度から実施している動画配信形式（４月１日～５月 15 日　1,739 再生）及びクラウドサービスを活用したウェビナー形式により実施。（４月８日、４月 16 日　計 1,705 人参加）公健制度の概要のほか、賦課金事務局による申告関係書類の一極集中管理等、受託者変更に伴う申告納付手続の変更点についても丁寧に説明を行った。 ｂ　納付義務者からの問合せへの対応	収関連業務の受託先を日本商工会議所等から株式会社東京商工リサーチに変更した。その結果、令和６～10 年度の関連業務費用を前期の 7.8 億円から 44%（3.4 億円）削減する中で、定量的評価指標 99%に相当する 229.0 億円の 100%以上である 99.8%に相当する 230.9 億円（1.9 億円増）の汚染負荷量賦課金の徴収を達成する量的に顕著な成果を上げた。 ②また、“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、指導調査 14 件に加え、地方公共団体からの様々なニーズに応えて他の地方公共団体の創意工夫による優良事例を ERCA の自治体専用 HP で共有する新たな取組により、補償給付 29 件、公害保健福祉事業 35 件の情報提供を行うという量的に顕著な成果を上げた。 ■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【ERCA の自主的な取組による創意工夫】 ①毎年４・５月の申告・納付期間中は、8,109 の納付義務者からの問合せ対応に ERCA 職員が忙殺されるため回答に時間を要する事態も生じていたが、ERCA の自主的な取組として、令和６年度よりコールセンターによる相談・問合せ体制を構築させるとともに、コールセンターと ERCA との情報共有にクラウドサービスを活用する創意工夫を行った。この結果、申告・納付期間の職員の超過勤務時間の前年度比約 47%削減を図りながら、納付義務者からの問合せへの対応の迅速化により納付義務者の利便性向上を図るという、質的に顕著な成果を上げた。 ②また、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期に落ち込んだ地方公共団体による公害保健福祉事業の執行率と事業量の改善を図るため、従来から取り組んできた指導調査 14 件に加え、ERCA の自主的な取組として、同事業の対象となる 43 地方公共団体に対して「公害保健福祉事業の活性化に向けたアンケート調査」を実施した。その結果、地方公共団体には公害保健福祉事業に関して情報共有のニーズがあり、また当該ニーズに応える情報（シーズ）も地方公共団体にあることが判明した。このため ERCA の地方公共団体専用 HP で情報共有する創意工夫を開始し、公害保健福祉事業に関する 34 件の情報共有を行った。共有した情報は、公害保健福祉事業費の 43%に相当する家庭療養指導事業において、地方公共団体が被認定者の健康状態を把握して適切な療養指導を行うことができる「療養状況アンケート（横浜市）」や「ぜん息コントロールテスト（吹田市）」の優良な取組事例などであり、地方公共団体による公害保健福祉事業費の適切な活用	また、納付義務者からの相談、問合せ、申告書類の受付等徴収関連業務への戦略的な ICT の活用、コールセンターの設置、納付書の様式変更など、受託先の変更を契機として納付義務者の利便性向上と申告・納付作業にあたる職員の超過勤務時間の削減に積極的に取り組んだ。 以上のことから、所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められ、また、困難度：高と設定されているところ、申告・納付期間の職員の超過勤務時間を前年度比で約 47%の削減を図りながら、納付義務者の利便性向上を図ったことが質的にも顕著な成果が得られていると認められ、高く評価できることから、Ｓ評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、DX を推進することで納付義務者の利便性の向上や徴収業務の効率化を進めていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし

					これまでの申告・納付期間は、日中は納付義務者からの問合せ対応に忙殺されることが長年続いていたが、新たにコールセンター（汚染負荷量賦課金事務局フリーダイヤル）を設置し、納付義務者からの相談・問合せを受け付けた。受託者とERCAとの情報共有にはクラウドサービスを活用し、速やかに問合せ対応を行った。 その結果、令和６年度のERCAフリーダイヤルへの電話問合せ件数は259件（４月～５月）となり、令和５年度（2,031件）より約87%減少したため、公健制度50周年事業の検討や申告書の点検を前倒しで進める等、業務の効率化を図ることが可能となり、４月～５月の職員の超過勤務時間は、令和５年度比約47%削減することができた。 令和６年度の問合せ内容を基に、令和７年度申告納付に向けて、AIチャットボットや汚染負荷量賦課金Q&A集を更新した。（３月） ｃ ERCA職員の人材育成・能力開発 公健制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、令和４年度から３回目となる令和６年度においても、四日市市と連携・協力のもと、「四日市公害と環境未来館」、コンビナート見学を組み入れたERCA職員を対象とする研修会を開催し、補償業務部、予防事業部のほか熱中症対策部や財務部、石綿健康被害救済部を含む14人の職員が参加した。今回は元公害認定患者の方との意見交換会、磯津地区での行政の取組状況、昨年度と異なる納付義務者の事業場内の見学、企業の対応についての元社員からの講義を組み入れ、ERCA職員として公害への理解を深める機会とした。研修前には、公健制度やERCAの前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地などについて事前勉強会を実施した。（９月） また、ERCA初の取組として、水俣病に係る研修を熊本県の団体、国立水俣病総合研究センターと連携・協力のもと、ERCA職員を対象とする研修を実施し、補償業務部、予防事業部のほか財務部、石綿健康被害救済部、熱中症対策部を含む17人の職員が参加した。研修においては、JNC株式会社水俣製造所の見学、水俣市立水俣病資料館での見学及び語り部講話の受講、国立水俣病総合研究センターでの研究成果に係る講義の受講、水俣病歴史考証館の見学を行い、国、地方公共団体、企業、市民それぞれの立場から水俣病の理解を深める機会を設けた。参加した職員からは行政のスピード感の大切さが心に残った、水俣は民主主義の実践の場であると感じた、というコメントが寄せられるなど環境行政の原点である水俣の経験及び教訓を学んだ。（12月）	に寄与する質的に顕著な成果を上げた。 ①②共通　ERCAの自主的な取組として、公健制度創設50周年事業を実施し、公健制度の意義や重要性、時代の要請に応えるための制度の変遷等について冊子（本編248頁、資料編270頁）やERCAホームページにおいて、分かりやすく取りまとめ、公表した。この結果、地方公共団体関係職員の人手不足が深刻化する中、公害医療手帳の障害程度の毎年の見直し・認定の３年ごとの更新、補償給付、公害保健福祉事業、予防事業などにおいて、長年にわたる闘病生活を続ける被認定者と直接に接する地方公共団体職員等の公健制度の現場における患者に寄り添った業務の質の向上につながる顕著な成果を上げた。 【目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与】 ①－1　汚染負荷量賦課金の徴収関連業務の受託先を制度発足50年で初めて東京商工リサーチに変更したことに伴い、納付義務者からの相談、問合せ、申告書類の受付等徴収関連業務の実施方法についての大きな変化に対応する必要性が生じた。このため、ERCAにおいて、受託者用業務マニュアルの作成、定期的な進捗確認とフィードバック、受託先とのリアルタイムの相談体制の構築や、事業者向けチャットボット化などICTを活用した戦略的な対策を講じた。これにより、賦課金の納付義務者である8,109事業者の利便性向上を図るとともに、目標策定時に想定した申告率99%以上の政策実現に対して寄与する質的に顕著な成果を上げた。 ①－2　8,109事業者による汚染負荷量賦課金の年間約11,000件のERCAへの納付を仲介する金融機関のうち、約４割に当たる約4,500件の納付を取り扱う61の地方銀行との度重なる調整を経て、公健制度発足時より約50年間に渡り複写式であった汚染負荷量賦課金納付書の様式をＡ4 両面１枚紙の納付書に変更するとともに、納付義務者のペイジーによる納付促進のための案内紙と一体化する対策を講じた。これらの結果、金融機関の利便性向上（ERCAへの領収済通知書送付廃止、収納状況確認廃止）とともに、納付義務者の利便性向上（ペイジーを活用してパソコンやスマートフォンにより24時間納付手続き可能）という、目標策定時に想定した申告率99%以上の政策実現に対して寄与する質的に顕著な成果を上げた。 ②紙資料で保管していた膨大な申告関係書類（約３万ページ）の電子化と、電子化によりキャビネットを撤去して生み出したオフィススペースを令和７年度からのERCAの新規業務のために創設した自然共生部のスペースとして活用する	

		（イ） 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査を実施し、申告内容に誤りがある場合の指導、修正又は更正など適正な処理を行う。	（ウ）限られた人的ソースで効果的かつ効率的な申告書審査を行うため、審査の迅速化の検討や業務フローの見直しなどを行う。また、申告内容に疑義等がある納付義務者に対し、適正な申告となるよう指導することにより、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。		d 公健制度に対する理解の促進 公健制度は令和６年９月に創設 50 周年の節目を迎えたことから、環境省、地方公共団体、認定患者・予防事業対象者・事業者・関係団体等のステークホルダー、ERCA 役職員における公健制度の重要性についての理解を深めることにより、ステークホルダーのエンゲージメントを高め、そのニーズに応じた事業の一層の推進を図ることを目的に、補償業務部と予防事業部において、「機構のホームページにおけるデジタルアーカイブを含むスペシャルサイトの制作」、「50 年史の制作」、「すこやかライフ（50 周年企画）の制作」の３本柱からなる 50 周年事業を実施した。（３月） （ウ）限られた人員で効果的かつ効率的な審査を行うための取組 a 申告書審査 ・申告書の検索性の向上や審査業務のテレワーク化による業務効率化を目的として、紙資料で保管している申告関係書類（約３万ページ）の電子化を行った（９月）。また電子化による変更や作業内容の可視化による業務効率の改善を目的として、作業内容や業務フローの見直しを行った（11 月）。この結果、審査担当職員の１人・一か月あたりの平均時間外勤務時間は令和５年度比 約 24%減（4.6 → 3.5[時間／人･月]）、平均テレワーク回数は令和５年度比約 109%増（1.1 → 2.3[回／人･月]）とすることができた。 ・実務経験を有する ERCA 職員の減少等により調査技術の承継が困難になっていることから審査業務の定型化の検討及び試行を行った。また、調査経験を補うため調査事例の共有による勉強会等を部内職員に対して実施した。 b 公平な賦課金申告の確保 ・未申告納付義務者に対する申告督励の実施 申告・納付期限までに申告を行わない納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、株式会社東京商工リサーチ及び ERCA において、電話及び文書等による申告督励を行った。 督励の結果、納付義務者数 8,128 事業者中、申告・納付期限時点で未申告者は 318 事業者であったが、299 事業者（うち、６事業者に対しては現地督励を実施）が申告に応じ、99.8%(8,109 件/8,128 件)の高い申告率を確保した。 また、令和７年度の申告督励に向けて、未申告が見込まれる２社に対し、令和７年３月に株式会社東京商工リサーチへ依頼し、未申告事業者の業務稼働状況、連絡先、申告に対するヒアリング等の現地調査を実施した。	オフィス改革を実施した。この結果、8,109 の事業者の過去からの申告関係書類の検索性の向上やテレワークの促進が図られ、審査担当職員の１人１か月当たりの平均時間外勤務を前年度比 24%削減しながら、審査の迅速化や実地調査時のデジタルデータの活用といった業務効率化と自然共生業務スペース増設のための費用発生の回避という、目標作成時に想定した以上の政策実現に対して寄与する質的に顕著な成果を上げた。 【重要度及び困難度の高い目標の達成】 ①第５期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている汚染負荷量賦課金に係る申告率の評価指標は、100%以上である 99.8%を達成した。 ②また、第５期中期目標において重要度が高い業務とされており、目標策定の時点では困難度を設定していなかった評価指標“地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況”については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ参加型事業の質と量の改善に向けて、令和６年８月に 43 地方公共団体に対して初めての詳細アンケートを実施した。その結果を踏まえ、就業者が多く平日に時間の取れない中壮年層の被認定者と、身体的理由により会場まで来られない高齢者層の被認定者への対応など優先順位の高い地方公共団体の課題・ニーズと、様々な創意工夫により各種の対応を重ねた経験を有する地方公共団体の情報・シーズを ERCA が情報集約してマッチングさせる困難度の高い PDCA を新たに開始することなどにより、量的及び質的の両面について顕著な成果を上げた。 ＜課題と対応＞ 課題①－１　財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 課題①－２　申告・納付の促進 新規の徴収関連業務受託先への効果的な指導や支援を行うとともに、納付義務者の利便性及び業務効率の向上に向けて、ICT を活用した対策を進め申告・納付の促進を図る必要がある。 課題②－１　脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後の SOx 排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に補償事業の実施運用を図	

					・未納の納付義務者に対する納付督励の実施 納付督励については、電話による督励を56事業者（申告・納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して実施した。その効果もあり、収納率は99.986％と高い水準を保っている。なお、４事業者は破産手続が開始されたため、交付要求を実施した。また、１事業者は自己破産申請の準備中であることから債務者代理人弁護士へ債権届出書を提出した。 ・過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和５年度以前の未納の納付義務者は、令和６年度期首時点で９事業者であった。そのうち、２事業者は過年度未納分完納となり、１事業者は破産終結、３事業者は破産手続中のため交付要求中である。また、１事業者は納付計画に基づく納付が継続中である。引き続きこれらの納付状況を確認していく。 （資料編Ｐ67_補償１　　公害健康被害補償制度の概要） （資料編Ｐ68_補償２－①　汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移） （資料編Ｐ68_補償２―②　汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移） （資料編Ｐ69_補償３　　都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況 申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況）	る必要がある。 課題②－２　制度運営の強化 被認定者の減少に伴い地方公共団体の補償給付及び公害保健福祉事業を担当する人員の確保・知見の集積が課題となっている状況において、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 〇課題への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、DXを推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。納付業務については、今後も地方公共団体の要望やニーズ・問題点を把握するとともに、効果的な情報共有を行うなど、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。	
			（エ）申告書の審査及び実地調査等を実施し、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。実地調査及び重点調査については、Web会議等を活用し、納付義務者の利便性の向上と効率化を図る。また、申告額の誤りの原因等について分析し、申告誤りを防止するための説明資料への反映やマニュアルの更新等の対策を講じる。		（エ）納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 各事業者のばい煙発生施設やSOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために実地調査を４事業者に対して実施した。（10~11月） また、納付義務者の利便性と効率性を目的として、資料及び調査票の提出による調査（重点調査）を20事業者に対して実施し、うち３事業者についてはオンライン対応で実施した。（11･２月） これらの調査の結果、不適切な申告があった場合には、指導を行い、賦課金額に変更があるものについては修更正処理を行った。 また、申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認などの申告書審査による修正又は更正処理を 43 件実施した。		

					（参考：修正処理　17 件　　301 万円、 更正処理　26 件　△1,299 万円） 誤りやすい申告内容について、納付義務者の利便性向上と効率化を図るため、マニュアルよりも分かりやすく伝える方法として、説明資料を作成し、ERCA ホームページに公開した。（１月 14 日～３月 31 日：115 ダウンロード） （資料編Ｐ70_補償４　汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果）		
	・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況 ＜目標水準の考え方＞ 賦課金を徴収するに当たり、納付義務者の理解の下、各納付義務者が自主的に申告及び納付を行ってもらう必要があることから、丁寧な対応及び適正性並びに効率性及び経済性を強化しながら、賦課金の申告率については、前中期目標期間実績の平均値99%以上を目指す設定とす	（ウ）　納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、デジタル技術等を活用して納付義務者の利便性及び業務効率の向上のための取組を実施する。	（オ）納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、オンライン申告率を伸長させる。（前中期目標期間実績：令和４年度74.3%） （カ）受託者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、デジタル技術を活用し、RPA やAI チャットボットなどの最新技術を活用した対策を進め、業務の適正性・効率性を図る。	・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況	（オ）オンライン申告の促進 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率：83.6%（令和７年３月末時点） 納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、以下の取組を実施した。 ・申告の対象となるばい煙発生施設等を有しておらず、算定様式の作成・提出が不要となる事業者を対象として、オンライン申告システム上に Web 上で直接入力することで申告が完了となる入力フォームを設け、オンライン申告（算定様式なし用）を稼働した。当該入力フォームから申告を行った事業者は 1,156 件（令和７年３月末時点）であり、令和５年度（980 件）と比較して 18%増加した。 ・申告書審査にて用紙申告で単純な計算誤り等のあった 102 事業者に対して、オンライン申告（簡易版含む）の慫慂を行った（６-12 月）。 ・令和５年度オンライン申告を行った事業者のうち、令和６年度において用紙申告へ変わった事業者を対象とした個別調査を実施した（９月） ・オンライン申告に必要な算定様式の先行ダウンロードに係る案内を行った（11 月） （カ）デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性の向上・効率性の確保 a 電子納付収納サービス（ペイジー）の利用促進 ペイジー収納件数　2,142 件　（令和７年３月末時点） 納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、令和６年４月より大分銀行が取扱いを開始し、利用可能な金融機関が 51 行となり、ペイジー収納件数が令和６年度３月末比 11%増となった。 ペイジー取扱行として、新たに山梨中央銀行、鹿児島銀行		

	る。 ＜想定される外部要因＞ 産業構造の変化が加速化する環境において、脱炭素の進展により賦課金額の計算に関係する硫黄酸化物排出量の減少に伴い、納付義務者に著しい影響が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。				を追加した（令和７年４月）。 　また、公健制度発足時より、汚染負荷量賦課金納付書は複写式であったが、令和７年４月より様式を変更するとともに、用紙削減等を目的に納付義務者のペイジーによる納付促進のための案内と納付書を一体化することとした。 　これにより、納付義務者は金融機関に足を運ぶことなくPCの画面からいつでも納付ができるペイジーによりアクセスしやすくなり、金融機関はペイジー納付の増加によって窓口業務人件費の削減、ERCAは複写式納付書３枚目にあたる領収済通知書に係る事務処理削減等、それぞれの立場でメリットがある。 b RPA・AIチャットボットの活用 　令和６年度の問合せフォーム（メール）からは2,324件（４月～５月）で、令和５年度（1,994件）より約17%増加した。なお、令和６年度の問合せフォームからの問合せ（2,324件）のうち、693件の電子申告等届出書等に関する問い合わせについてはRPA（Robotic Process Automation）を用いて返信メールを自動作成し、定型業務の作業効率化を図った。RPAではその他、令和５年度同様、納付義務者からのアンケート（1,495件）の自動集計及び官報情報検索サービスにおける自動検索に活用するとともに、新たにインターネットバンキングの入出金明細CSVの加工作業を自動化した。これらのRPA活用が約39人日の削減につながり、削減できた時間を使ってシステム改修案件の仕様書作成業務を遂行し、超過勤務削減にも寄与した。 　ERCAのシステム基盤更改に伴い、各職員の端末にRPAツールが導入された。今後は、この新たなRPAツールを活用し、今年度実施した自動化を来年度以降も実施し、更なる業務の自動化を推進する。 　また、令和５年度から導入しているAIチャットボットを令和６年度も申告期間中にERCAホームページへウィジェット搭載し、納付義務者からの問合せに24時間対応できるようにして、フリーダイヤルや問合せフォームの補完的役割を担い、納付義務者の利便性向上及び問合せ者の負担軽減に寄与した。 c 徴収・審査システムの改修等 ・禁煙治療費用助成事業の追加に係るシステム改修 　令和６年度から公害保健福祉事業に「禁煙治療の費用の助成に関する事業」が追加されたことに伴い、地方公共団体及びERCAで使用している納付業務システムに、禁煙治療費用助成事業で必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加し、福祉事業を一体で処理できるようにシステム改修を行っ		

					た。（５月） ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業の追加に係るシステム改修 　令和７年度から公害保健福祉事業に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業」が追加されることを受け、徴収・審査システム内の福祉事業システムに係る機能追加が必要となった。 　契約手続を行い（１月）、令和７年７月からの運用開始に向けシステム改修を実施している。 ・現行運用保守契約の満了に伴うシステム改修 　徴収・審査システムの運用保守業務が令和９年１月末で満了となること、並びに納付義務者の利便性向上及びERCAの業務効率化を図ることから、システム改修に向けた検討を進め、業務の適正・効率化を図る。 （キ）申告関係書類の電子化による業務効率化に向けた取組 　紙資料で保管していた膨大な申告関係書類（約３万ページ）の電子化と、電子化によりキャビネットを撤去して生み出したオフィススペースを、令和７年度からのERCAの新規業務のために創設した自然共生部のスペースとして活用するオフィス改革を実施した。この結果、8,109の事業者の過去からの申告関係書類の検索性の向上やテレワークの促進が図られ、審査担当職員の１人１か月当たりの平均時間外勤務を前年度比24%削減しながら、審査の迅速化や実地調査時のデジタルデータの活用といった業務効率化と自然共生業務スペース増設費用の発生を回避することができた。		
	【評価指標2-1-2】 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況 【モニタリング指標】 ・納付業務に係る指導調査の実施件数 （前中期目標期間実績の平均値：12 件）	イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。 （ア） 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の適正化を図るため、納付業務指	イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、指導調査を実施し、確	・地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況 ・納付業務に係る指導調査の実施件数（前中期目標期間実績の平均値：12 件）	イ．地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況：指導調査の実施件数等 （ア）納付業務に係る指導調査 　補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として３年に１回のサイクルで対象となる 45 地方公共団体に指導調査を実施していることから、14 地方公共団体に対し調査を実施した。また、指導調査で得た課題や地方公共団体のニーズ・要望について		

		導調査を実施する。	認及び指導を行う。		は、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、共有を図った（２月）。		
	・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況	（イ） 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の効率化を図るため、納付業務支援研修等を実施し、地方公共団体の満足度向上に取り組む。	（イ）地方公共団体が使用する納付業務システムについて、地方公共団体の担当者を対象に、参加しやすいオンライン形式で研修を行い、納付業務システムの操作方法の理解を促し、事務手続の適正化、効率化を図る。	・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況	（イ）納付業務支援研修等による地方公共団体の満足度向上のための取組 地方公共団体の納付業務担当者向けの納付業務システムの研修をオンライン会議により実施した。 補償給付担当者へのシステム研修については、対象となる 41 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 26 地方公共団体 30 人の担当者を対象に５月に２回開催した。また、福祉事業担当者へのシステム研修については、対象となる 43 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 27 地方公共団体 33 人の担当者を対象に、８月に２回開催した。 なお、研修後のアンケートでは、研修の満足度について担当者の96.8%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。		
	・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況 ＜目標水準の考え方＞ 地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の適正性及び効率性を確保するためには、ERCA による地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、対象地方公共団体の人事異動等に適切に対応できるよう３年に１度は指導調査することを目指し、指導調査の実施件数等による評価については前中期目標期間実績の平均値以上を目指	（ウ） 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る地方公共団体の要望及び課題、優良取組事例等を把握し、国及び地方公共団体の企画業務の参考情報となるよう提供する。	（ウ）指導調査で把握した地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新たに追加される「禁煙治療の費用の助成に関する事業」の実施状況や取組事例を把握するとともに、その他の事業についても優良取組事例等を把握し、国及び地方公共団体に情報提供を行う。	・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	（ウ）補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の取組 公害保健福祉事業については、被認定者の中壮年化、高齢化及び各地方公共団体の指定地域以外の居住者対応など、福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ事業の活性化等について検討していく必要があることから、以下の新たな試みにより福祉事業についての PDCA に取り組んだ。 ①福祉事業の活性化に向けたアンケート調査の実施 各地方公共団体の最新のニーズや課題等を共有するため「福祉事業の活性化に向けたアンケート調査」を福祉事業の対象の全 43 地方公共団体に対して実施した。（６～７月） アンケート結果では、福祉事業の課題として「中壮年層（被認定者の約 65%）は就業者が多く平日の参加型事業や自宅を訪問する家庭療養事業の実施が困難」、「高齢者層（被認定者の約 35%）は身体的理由により会場に来られないため参加型事業の実施が困難」という意見が得られた。一方で福祉事業のあり方については、「被認定者の年齢層構成や居住地域（指定地域外の居住者が約 35%）などが異なる状況を踏まえて被認定者全員に福祉事業に関する情報が提供されることが重要」、「地方公共団体間での情報共有についてはニーズがあり提供可能な情報もあること」等の今後の方向性を示す有用な意見が得られた。このため、アンケート結果について地方公共団体、環境省、予防事業部に共有を行った。（８月） ②被認定者全員に向けた効果的な情報提供の検討 今回のアンケート調査でも意見が寄せられたところであるが、今後の福祉事業の活性化のためには被認定者全員に広く		

	す設定とする。				情報提供することが重要であることから、新たな試みとして、予防事業と連携し「ぜん息・COPD　電話相談室」を全被認定者へ周知する協力依頼を地方公共団体に対して行った。特に現役世代である中壮年層や指定地域以外の居住者など、これまでERCAが十分に対応できていなかった被認定者に対する情報提供を行うことができた。（８月） ③各地方公共団体の補償制度資料の共有 　各地方公共団体の横の連携と情報共有の強化を目的に、各地方公共団体が補償給付及び福祉事業で使用している説明資料や福祉事業の優良事例となる資料等を ERCA のオンライン納付業務システムのサイト内で情報共有を図るとともに情報共有ページのリニューアルを行った。（７～９月） ④「禁煙に係る治療の費用の助成に関する事業」のアンケート調査の実施 　禁煙事業を先行実施する６地方公共団体に対して、６月に「計画編」として予算確保や準備に関するアンケート調査を行い全地方公共団体に情報提供を行った。また、２月に「実施編」として今年度の実施状況や課題について再度アンケート調査を行い情報提供した。 なお、禁煙事業の事業メニュー追加に伴い、オンライン納付業務システムで必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加するシステム改修を５月までに実施した。 ⑤「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の費用の助成に関する事業」の準備 　次年度から新たな事業として追加予定の新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成事業の準備として、福祉事業オンライン納付業務システムへの事業メニュー追加に係るシステム改修の準備を開始した。 （資料編Ｐ71_補償５－①　旧第一種地域　被認定者数の年度別推移） （資料編Ｐ71_補償５－②　旧第一種地域　補償給付費納付金の年度別推移） （資料編Ｐ72_補償６　旧第一種地域　公害保健福祉事業費納付金の年度別推移） （資料編Ｐ73_補償７－①　補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）） （資料編Ｐ74_補償７－②　補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域））		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－６	公害健康被害の予防		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ステークホルダーからの強い要望があるとともに、呼吸リハが必要な患者に対して十分に普及していない実態があることから、その普及が極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞薬物療法とは異なり、呼吸リハにおいては、医師にとどまらず看護師、理学療法士、臨床検査技師など多職種の参加が効果的な事業の実施に必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
（評価指標）							
治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合（前中期目標期間実績：平均19%）	採択割合28.5%以上	28.5% 前中期目標期間実績（平均19%）の50%増	43%				
調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況	―	―	―				
事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数（前中期目標期間実績：平均823人／年）	受講者数823 人以上	前中期目標期間実績：平均823 人	2,082 人				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	792,857				
決算額（千円）	688,992				
経常費用（千円）	694,561				

医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業の促進状況	―	―	―				
（モニタリング指標）							
調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（５段階中平均3.5 ／年）	―	５段階中平均3.5以上	3.8				
呼吸リハに係る事業の参加人数(前中期目標期間実績：611 人／年)	―	前中期目標期間実績：611 人／年	2,372 人				
医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働の取組状況	―	―	―				

経常利益（千円）	18,603				
行政コスト（千円）	714,392				
従事人員数	13				

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	（２）公害健康被害の予防 【評価指標2-2-1】 ・治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合（前中期目標期間実績：平均19%）	（２）公害健康被害の予防 ア 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）を普及し、医療サービスにデジタル技術を積極的に活用するために、以下の取組を行う。	（２）公害健康被害の予防 ア 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）を普及し、医療サービスにデジタル技術を積極的に活用するために、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ 患者に寄り添った長期的な基本方針（公害健康被害予防事業の今後の方向性）（４月）及び「呼吸リハ普及・啓発に関する将来ビジョンと今後の課題」（３月）を策定し、下記のとおり各種の事業を展開した。 ア 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）の普及及びデジタル技術の活用	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 公害健康被害の予防事業に関する業務は、第５期中期目標において重要度が高く、困難度も高い業務とされている。 その理由は次の３点である。（ⅰ）ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化の研究及び呼吸リハの幅広い普及、並びに患者ニーズに寄り添うための協働の取組を、それぞれ進めることが必要であること。（ⅱ）これらの課題については、ステークホルダーからの強い要望があるとともに、呼吸リハが必要な患者に対して十分に普及していない実態があり、その普及が極めて重要であること。（ⅲ）薬物療法とは異なり、呼吸リハの普及には、医師にとどまらず看護師、理学	＜評定に至った理由＞ 地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進するため、ぜん息及び慢性閉鎖性肺疾患（COPD）の患者、医師、看護師など様々なステークホルダーからの要望が強い呼吸リハビリテーション（呼吸リハ）を普及することや、呼吸リハをはじめとする医療ツールに係るデジタル化の調査研究を推し進めることは、第５期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 令和６年度においては、新型コロナウィルス感染症の影響によって中止・縮小された厳しい事業環境を立て直し、また、予防事業が新たな	

（ア） 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させるものとする。

（ア）治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上（28.5%以上）増加させるものとする。

治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合（前中期目標期間実績：平均19%）

（ア）調査研究の実施

令和６年度から開始する第 14 期環境保健調査研究について、公募及び評価委員による事前評価を経て、下記７件の調査研究課題を令和５年度中に採択した。その後、より調査研究内容を充実させるために、契約前の段階で事前評価の際に課題となった内容等について研究者に確実にフィードバック及び調整を行い、研究計画書に反映させた上で委託研究契約を締結した。

分野	研究課題名
小児・成人ぜん息に関する調査研究	①高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法
	②ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用
	③成人重症ぜん息における生物学的製剤の治療実態と効果予測因子に関する長期的検討
COPD に関する調査研究	④COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求
	⑤COPD 患者に対する ICT を用いた低頻度外来呼吸リハビリテーションの効果検証
気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究	⑥生物学的製剤を使用した若年成人・小児ぜん息患者の長期予後改善と生産性向上に関する調査研究
	⑦指定地域を含む地域を対象としたぜん息患者数の実数把握と予後や併存症に関する調査研究

上記７件のうち、治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題は下記３件であり、その割合は 43%となった。

研究課題名	研究概要
①ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用	デジタルピークフローと連動したスマートフォンアプリを用いて、日々のピークフローの変動や低下と関連しているアウトカムの調査などを行い、有用なツールを社会実装する。
②COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求	患者個々の歩数目標を設定できる自己管理アプリについて、その有用性の検証等を行う。歩数以外の因子の変化や６か月後の歩数変化量に関連する因子、３年後の身体活動性維持効果などを検討する。

療法士、臨床検査技師など多職種の参加が必要であること。

このような状況を踏まえ、令和６年度においては、ERCA の業績向上努力により、新型コロナウイルス感染症の影響によって中止・縮小された事業を立て直すとともに、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものになるよう、患者等との意見交換によるニーズの把握、呼吸リハの普及及び専門家の育成のための事業の重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。

その結果、①評価指標“治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合”は、中期計画値（28.5%以上の採択割合）の 120%以上である 151%となる採択割合 43%を達成した。また、②評価指標“事業従事者及びコメディカルスタッフ向けの研修受講者数”については、中期計画値(823 人)の 120%以上である 253%となる 2,082 人を達成し、昨年度に引き続き過去最大の数値を更新した。このように、２つの評価指標とも所期の目標を量的に上回る顕著な成果を上げた。

さらに、患者に寄り添った長期的な基本方針（公害健康被害予防事業の今後の方向性）（４月）及び「呼吸リハ普及・啓発に関する将来ビジョンと今後の課題」(３月)を策定し、各種事業を展開することにより、下記のとおり質的にも顕著な成果が得られた。

以上のとおり、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたことから、自己評価を「Ｓ」とした。

具体の理由としては、以下のとおり。

■所期の目標を量的に上回る顕著な成果

① 評価指標である“治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合”については、高齢ぜん息患者のデジタルデバイスを用いた自己管理手法、COPD 患者に対する自己管理アプリの使用アンケート分析、ICT を用いた呼吸リハの効

時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、患者等との意見交換によるニーズの把握や呼吸リハの普及や専門家の育成のための事業の重点化、関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。

その結果、調査研究事業の評価指標である「治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合」は、中期計画値（28.5%以上の採択割合）の 120%以上である 151%となる採択割合である 43%を達成した。また、評価指標「事業従事者及びコメディカルスタッフ向けの研修受講者数」についても、中期計画値（823 人）の 120%以上である 253%となる 2,082 人を達成し、昨年度に引き続き過去最大の数値を更新した。加えて新たな取組として、医療従事者、公害患者の会及び COPD 障害者団体等のステークホルダーと協働で肺機能測定や呼吸リハ体験会を実施した結果、モニタリング指標である“呼吸リハに係る事業の参加人数”についても、助成事業とあわせて、中期計画値（611 人）の 388%となる 2,372 人という、量的な成果を上げた。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから A 評価とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

様々なステークホルダーのニーズの確認や開拓を行い、実効性のある事業の検討を引き続き行う必要がある。

また、研究調査事業については、成果の効果的な社会還元を図るため、ステークホルダーとの連携を図ることが必要である。

＜その他事項＞

特になし。

					③COPD 患者に対する ICT を用いた遠隔呼吸リハビリテーションの効果検証 ICT を活用した低頻度介入（通常外来診療と同程度）の外来呼吸リハビリテーション（非監視下）プログラムを構築する。 （資料編Ｐ75_予防１　調査研究の評価方法について） （資料編Ｐ76_予防２　第 14 期（令和６年度）環境保健分野に係る調査研究概要）	果検証という、公害健康被害者のニーズの高い３つの調査研究を ERCA 職員の伴走支援により進め、中期計画値（28.5%以上）の 151%となる 43%を達成するという、量的に顕著な成果を上げた。 ②－1　評価指標である“事業従事者及びコメディカルスタッフ向けの研修”については、新たにクラウド型の学習管理システムの構築やより実践的な内容への改善、学会及び医療関係団体への働きかけによる周知拡大、医療関連資格の取得・更新に必要な単位取得講座として研修としての認定の追加などの取組を重ねた結果、評価指標である研修受講者数は、中期計画値（823 人）の 253%となる 2,082 人を達成するという過去最大の数値を更新する、量的に顕著な成果を上げた。 ②－2　また、新たな取組として、直轄事業により、医療従事者、公害患者の会及び COPD 障害者団体等のステークホルダーと協働で肺機能測定や呼吸リハ体験会を実施した結果、モニタリング指標である“呼吸リハに係る事業の参加人数”についても、助成事業とあわせて、中期計画値（611 人）の 388%となる 2,372 人という、量的に顕著な成果を上げた。	
・調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 【モニタリング指標】 ・調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（５段階中平均 3.5 ／年）	（イ）　調査研究の質の向上を図るため、調査研究に係る外部有識者により、公募のあった研究計画に対する事前評価と、採択後の調査研究に対する年度評価等を実施する。 また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし 、研究計画に反映させる。	（イ）外部有識者による事前評価を反映した研究計画に基づき、研究実施をサポートし、年度末には年度評価を実施する。 また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、令和６年度の研究及び令和７年度の研究計画に反映させる。	調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（５段階中平均 3.5 ／年）	（イ）調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況 それぞれの調査研究の内容に精通した ERCA 職員が、研究代表者が主催する各研究班の会議にオンラインまたは現地訪問により参加し、外部有識者評価委員による研究採択時の事前評価の内容が確実に進行しているかを確認し、研究の進捗管理を行った。 また、２月には令和６年度環境保健調査研究成果発表会を開催し、外部有識者評価委員による年度評価を実施し、全課題平均 3.8 点を獲得した。年度評価結果は、研究実施者等にフィードバックし、研究報告書及び令和７年度の研究計画へ反映することで研究成果を最大化できるよう支援を行った。 なお、令和６年度は新たな委託調査研究期間の初年度に当たることから、調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して、オンラインによる事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。加えて、経費の適正な執行を図るために、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等に係る現地調査を実施した。（４箇所）		
【モニタリング指標】 ・呼吸リハに係る事業の参加人数（前中期目標期間実績：611 人／年）	（ウ）　呼吸リハに係る事業の参加人数を増やすための取組を行う。	（ウ）呼吸リハに係る事業の参加人数を増やすために、呼吸リハの効果について科学的知見に基づく動画を制作し、地方公共団体職員及びコメディカルスタッフの理解を促す研修教材とするとともに、予防事業で活用する。	呼吸リハに係る事業の参加人数（前中期目標期間実績：611 人／年）	（ウ）呼吸リハに係る事業の実施（参加者数 2,372 人） ①　直轄事業 ・呼吸リハの普及・啓発チラシ及びポスターを制作し、（一社）日本呼吸理学療法学会など２学会、医療機関、予防事業対象地域の 56 地方公共団体、患者団体、民間事業者、環境省及び地方環境事務所、国民公園管理事務所等に約２万３千部を配布した。 また、同チラシのうち約５千部は、予防事業として初の試みとして、全国 500 か所以上の薬局を通じて配布した。 ・制作した呼吸リハの普及・啓発チラシを基にした内容にて、全国紙朝刊にて広報を実施し、呼吸リハの普及を図った。その結果、紙面で紹介した呼吸リハに関連するパンフレットの提供希望が約 1,000 件あり、ぜん息・COPD 疾患を持つ患者及び潜在的な患者に対し、広く呼吸リハの普及を行うことができた。	■所期の目標を質的に上回る顕著な成果 【自主的な取組による創意工夫】 ①　オンライン化等による呼吸リハの普及や患者ニーズに寄り添える協働の取組の拡大を計画的に進めるため、ERCA の自主的な取組として、患者に寄り添った長期的な基本方針（公害健康被害予防事業の今後の方向性）（４月）及び「呼吸リハ普及・啓発に関する将来ビジョンと今後の課題」（３月）を策定した。その上で、公害患者団体から分かりやすい・親しみやすいとの評価を得た啓発チラシ及びポスターの医療機関、初となる全国 500 か所の薬局への配布など、全体として約２万３千部の配布を行うとともに、新聞を通じた広報を進める（パンフレットの提供希望 1,000 件以上	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>・事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数（前中期目標期間実績：平均823 人／年）</td>
<td>イ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

（ア） 最新のガイド</td>
<td>イ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、デジタル技術の積極的な活用を図りつつ、以下の取組を行う。
（ア）最新のガイドラ</td>
<td>事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数（前中期目標期間実績：平均 823 人／年）</td>
<td>・公害患者の会及び COPD 障害者団体等と協働で都内（10 月 31 日）及び大阪市（１月 24 日）にて肺機能測定や呼吸リハに係る事業を実施し、２事業あわせて 104 名の参加があった。

・呼吸リハに係る効果及び読者が自宅で実践できる情報等を主に提供する「第 59 号すこやかライフ」を令和７年２月に発刊した。
同誌において、令和６年は公害健康被害補償（予防）制度発足 50 周年であることから、「ぜん息治療と予防事業のこれまでとこれから」をテーマに、理事長、医療従事者２名（ぜん息治療の変遷、COPD の問題化等での視点）、アスリート１名（自身のぜん息との向き合い方等での視点）の４名で「すこやかライフ特集座談会」を実施し、特集コンテンツとして掲載した。
また、ウェブ版すこやかライフにおいて、時季に応じた情報及びセルフマネジメントについての最新の知見等を掲載することにより、患者、家族、それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。

② 助成事業
・新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業量の減少からの回復に向けた取組として、地方公共団体へのヒアリングや指導調査等を通じて呼吸リハに係る周知を行ってきた結果、呼吸リハに係る事業が大幅に増加した。
呼吸リハに係る事業 ※（ ）内は昨年度値
<table><tr><td>実施地方公共団体数</td><td>23 団体（22 団体）</td></tr><tr><td>事業数</td><td>40 事業（37 事業）</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>2,240 人（2,008 人）</td></tr></table>・パッケージ支援事業（ERCA から事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定の機材準備等の支援）として呼吸リハに係る事業を板橋区において 12 月に実施し、28 名の参加があった。

イ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の実施
（ア）研修の実施
地方公共団体が主催するソフト３事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。
研修実施に当たっては、全６研修・32講座のうち、オンライン用に最新のガイドライン及び知見を反映させるため新規制作及び再収録を17講座行うとともに、新たに本事業用に研修本数や内容をERCA内でカ</td>
<td>の申し込みあり。）ことにより、COPD や呼吸リハの認知度・関心の向上を図る、質的に顕著な成果を上げた。

② 人手不足に悩む地方公共団体と NPO との連携による呼吸リハ等の優良事例の創出と、その横展開を促すため、ERCA の自主的な取組として、地方公共団体の実務者連絡会議において、倉敷市水島地域における患者団体・NPO とのネットワークを活用した研修事業、横浜市等の先進的な取組について発表の場を設け、昨年度に作成した「地域連携ガイドブック」の周知を行うなど、これまで構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤として、助成事業の実施方法や実施体制の強化・充実を図るなど、質的に顕著な成果を上げた。

【目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与】

① 調査研究については、公害健康被害者のニーズの高い３つの調査研究課題に着手する量的な拡大を図るとともに、それぞれの調査研究の内容に精通した ERCA 職員が呼吸器系疾病の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン等で参加し、外部有識者評価委員の意見や評価結果等を確実に研究に浸透させ、個別の相談を重ねるなど、研究管理及び研究実施の支援を確実に行った。その結果、モニタリング指標である外部有識者による年度評価結果について、中期目標の基準値である全７課題平均 3.5 点を上回る 3.8 点を獲得するという、目標策定時に想定した以上の政策実現に対して寄与する質的に顕著な成果を上げた。

② 呼吸リハなどへの事業従事者及びコメディカルスタッフ向けの研修については、実践的な研修内容の改善等を進めた結果、研修受講者へのアンケートにおいて、高い満足度（５段階評価のうち、上位２段階の評価比率：97%）を獲得するとともに、研修受講者の所</td>
<td></td>
</tr>
</table>

		ライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ、受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。	イン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ、受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。		スタマイズが可能なクラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を構築し、ERCA内の他部署（熱中症対策部及び自然共生準備チーム）に展開するなど、研修の受講管理及び進捗管理並びに事業実施に係る費用の効率化を図った。また、研修の参加募集の広報について、（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会等の各種関連学会を通じて積極的に行った。 その結果、事業従事者への研修（ソフト３事業研修及び保健指導研修等）の受講者数は222人。コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると全受講者数は、2,082人となった。 なお、事業効果をより高めることを目指して、研修受講者及び呼吸リハに係る事業の修了者（1,153名）に対し、事後アンケートを実施し、高い満足度（５段階評価のうち、上位２段階の評価比率：97%））を獲得した。さらに事業従事者向け研修受講者の所属上長（37名）に対する今後の業務に研修内容を活用できるかとの質問にも84%が活用できるとの回答があり、非常に高い評価を得ることができた。 また、過去の参加者のアンケート結果を踏まえ、呼吸ケア・リハビリテーションについては、対面による手技実習会を大阪市（９月）及び川崎市（２月）において開催した。 さらに、令和６年度の新たな試みとして、患者団体と協働で倉敷市水島地域において、行政とNPO等との連携促進をテーマにした講座を行うとともに、呼吸リハの指導に要する医学スキル向上のための研修を実施した（11月10日～11日）。 研修別の受講者数は、次表のとおりである。 <table><tr><th>研修名</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>ソフト３事業研修</td><td>27人</td></tr><tr><td>保健指導研修</td><td>67人</td></tr><tr><td>ぜん息患者教育スタッフ養成研修</td><td>一回目：366人 二回目：122人</td></tr><tr><td>アレルギー指導研修</td><td>一回目：297人 二回目：118人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修</td><td>870人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）</td><td>大阪開催：29人 川崎開催：39人</td></tr><tr><td>呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修（１泊２日参集形式）</td><td>17人</td></tr><tr><td>環境改善研修</td><td>130人</td></tr><tr><td>計</td><td>2,082人</td></tr></table>（資料編Ｐ78_予防３　令和６年度　研修事業実施状況）	属上長へのアンケート（今後の業務に研修内容を活用できるかとの質問）においても高い評価（84%が今後の業務に活用できる。）を得た。地方公共団体等は独自で保健施策推進等のために研修を行う例は少ないことから、受講者から高い評価を得たことは、予防事業推進の質の向上はもとより、地域保健活動等の質的な発展にも大きく寄与するものと考えられる。 また、高齢者のCOPDは、肺の病変のみにとどまらず心理面・社会面を含めた様々な障害を生じさせるため、これらに効果的な呼吸リハに係る事業の実施は、高齢者の健康回復を包括的に支援する地域の医療ネットワークの機能強化にも寄与するという、目標策定時に想定した以上の政策実現に対して、質的に顕著な成果を上げた。 ＜課題と対応＞ 医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行う。さらに、より一層の促進のために ERCA 自らが患者団体等に働きかけを行い、地方公共団体のモデルとなる協働事業を実施する。	

	・医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業の促進状況 【モニタリング指標】 ・医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働の取組状況 ＜目標水準の考え方＞ ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させる設定とする。 また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を維持する設定とする。 さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。	（イ） 学会及び医療関係団体との連携を強化する。 ウ 医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。 （ア） 地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。 （イ） 高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団	（イ）学会及び医療関係団体との連携を強化する。 a 研修実施に係る周知への協力を学会及び医療関係団体に働きかける。 b 研修の受講が学会及び医療関係団体の認定する資格の取得に必要な単位の対象講座として認定されるよう働きかける。 c 学会と協力し、専門家を対象としたセミナー等において、科学的知見に基づく呼吸リハの効果を周知するとともに、研修受講者の拡大を図る。 ウ 医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。 （ア）地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。 （イ）高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステーク	医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業の促進状況 医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働の取組状況 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	（イ）学会及び医療関係団体との連携強化 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修等については、以下の専門医認定取得・更新に必要な単位の対象講座として認定を受けた。 ＜専門医認定の概要（参考情報）＞ <table><tr><th>名称</th><th>認定団体</th><th>対象講座認定時期</th></tr><tr><td>①呼吸ケア指導士</td><td>（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会</td><td>平成 25 年度～</td></tr><tr><td>②小児アレルギーエデュケーター</td><td>（一社）日本小児臨床アレルギー学会</td><td>令和５年度～</td></tr><tr><td>③３学会合同呼吸療法認定士</td><td>（一社）日本胸部外科学会、（一社）日本呼吸器学会及び（公社）日本麻酔科学会の合同認定委員会</td><td>【新規】 令和６年度～</td></tr></table> これにより、予防事業の研修認知度の向上が期待でき、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上につながる成果を得られた。 ウ 医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業の促進 （ア）地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の促進 優良事例を横展開して地方公共団体の課題解決の一助とするため、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPO とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するため昨年度に作成した「地域連携ガイドブック」を、地方公共団体に周知した。 また、地方公共団体の実務者連絡会議（12 月）において、倉敷市水島地域における患者団体・NPO とのネットワークを活用した研修事業、横浜市等の先進的な取組について、発表の場を設け、地方公共団体に共有し今後の助成事業の展開を図った。 （イ）高齢者支援を行う団体との情報交換 公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する９つの NPO 法人等との予防事業に関する意見交換会を行った（12 月）。また、それらの団体のうち３団体（（公財）公害地域再生センター、（公財）水島地域環境再生財団及び NPO 法人日本呼吸器障害者情報センター）へ直接訪問し、患者のニーズや今		

	＜想定される外部要因＞ 前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で地方公共団体における事業の実施が困難となり、ぜん息患者等が事業に参加できない状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、地方公共団体の事業に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。	体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。	ホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。		後の協働事業に向けた意見交換を行った。その内容を踏まえて予防事業に有用な方法等に関する情報などを地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行った。 　さらに、団体への訪問や、意見交換会の実施時に患者団体等より別途、患者団体の意見を聞く機会の設置要望があったことから、新たな試みとして、４以上の患者団体等の参加を得て、「公害患者（認定者及び被認定者）の声を聞く会」を実施した（２月）。 （資料編Ｐ79_予防４　意見交換を実施した団体） エ その他予防事業の実施状況 （ア）助成事業の実施 ①　ソフト３事業参加者数 ・地方公共団体からの予防事業実施の要望を受け、遅滞なく交付決定を行い、助成金の交付を行った。その結果、ソフト３事業の参加者数は 99,767 人（呼吸リハに係る 2,240 人を含む。）となった。 ②　実務者連絡会議の実施 ・地方公共団体の予防事業担当者（実務者）を対象とした実務者連絡会議を 12 月に実施した。実務者連絡会議では、助成金手続きに係る案内に加え、初めて呼吸リハの専門家を招聘し、ぜん息・COPD をはじめとする呼吸器疾患患者に対する呼吸リハビリテーションの有用性について講演を行った。これにより地方公共団体による呼吸リハに係る事業の促進及び質の向上を図った。 ③　パッケージ支援事業 ・パッケージ支援事業（ERCA から事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定の機材準備等の支援）として５地方公共団体５事業を実施した。なお、そのうち３事業については、延べ５人の人材バンク登録者を派遣した。 ④　ERCA 予防事業人材バンク ・年度初めに人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認するとともに、直近１年間の活動状況も含め名簿に取りまとめ地方公共団体に提供した。また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有することで、人材バンクの更なる活用、人材バンクへの登録継続及び今後の予防事業への協力を促した。 　なお、年度末時点で人材バンク登録者数は、118 人（小児向け：28 人、成人向け：90 人）となった。 ⑤　事務指導（指導調査）の実施		

・助成金の適正な執行を図るために、支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き等に係る指導調査を実施した。併せて調査実施先の地方公共団体における助成事業の実施にあたり抱えている課題等をヒアリングし、事業の実施に係る助言を行った。（計 10 か所）

（資料編Ｐ80_予防５　令和６年度　ソフト３事業等実施状況）
（資料編Ｐ81_予防６　ソフト３事業の事業実施効果の測定･把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況）
（資料編Ｐ82_予防７　ソフト３事業の事業実施効果の測定･把握のための調査報告 －抜粋－（令和６年度本格調査結果 －中間報告－））

（イ）知識の普及・情報提供事業
①　Web・SNS を用いた情報提供
・ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を、効果的に組み合わせて行うことにより、必要な情報が確実に読み手に届くよう努めた。特に、SNS（X 旧 Twitter）については、ぜん息等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提供を 148 回／年行った。

②　パンフレット等の配布状況
・パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促して効率化を図るとともに、「モニター越しだと見づらい、文字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることにより、効果的に情報提供を行った。

パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。

配布先	配布数
地方公共団体（保健所、学校含む。）	約８万部
医療機関	約 27 万部
個人等	約５万部
合計	約 39 万部

・パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼の申し込みは、例年 100 件を超えている。令和６年度においても 123 件（令和５年度 120 件）の転載依頼があったことは、ERCA のパンフレット等が、上記の配布数をはるかに超えて、社会において幅広く活用されていることを示

					している。 ③　ぜん息・COPD 電話相談室 ・ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、966 件（令和５年度 821 件）の相談に対応した。 ④　一般向け e ラーニング ・保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について学ぶ e ラーニングに関して、動画の配信に用いるシステム変更の必要が生じたことから、研修事業で構築した学習管理システム（Learning Management System）を活用し、令和７年１月より配信を開始した（厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。 （資料編Ｐ84_予防８　令和６年度　知識の普及事業実施状況）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７	石綿による健康被害の救済		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第４号）第４条、第５条、第７条、第９条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の２ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第３条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第７号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞救済制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、因果関係を問わず、社会全体で石綿健康被害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として制度化されたものであることから、被認定者が安心して医療を受けられることが極めて重要であるため。 ＜重要度：高＞中皮腫等石綿による疾病の予後が悪いことを特に考慮し、石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、認定申請から認定等決定までの処理が速やかに行われることが極めて重要であるため。 ＜困難度：高＞救済制度への申請は、大幅に増加した前中期目標期間と同水準で推移又は更なる増加が想定されるとともに、認定等決定までの処理日数には環境省における医学的判定に係る処理日数が含まれることも考慮しつつ、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－３．石綿健康被害救済対策 （予算事業 ID：017942）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
＜評価指標＞							
被認定者の医療の受けやすさに関する満足度	前中期目標期間実績の平均値である 82%以上とする。	前中期目標期間実績：平均 82%	82%				
療養中の方及び未申請死亡者の遺族	前中期目標期間実績の平均	前中期目標期間実績：平均 164	111 日				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
予算額（千円）	6,243,178				

	からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内とする。	日											
	＜モニタリング指標＞								決算額（千円）	5,989,351				
	認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数	―	前中期目標期間実績：平均 17 日	16 日					経常費用（千円）	6,021,429				
	医療従事者向けセミナー等実施回数	－	前中期目標期間実績：平均７回／年	８回					経常利益（千円）	－				
	最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数	－	前中期目標期間実績：2,036 病院	2,196 病院					行政コスト（千円）	6,021,585				
	電話・窓口相談の件数	－	前中期目標期間実績:平均 6,537 件／年	6,011 件										
	救済制度の広報回数	－	前中期目標期間実績：平均 594 回／年	690 回					従事人員数	29				
	労災保険制度等の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	－	前中期目標期間実績：平均 12 回／年	12 回										
	保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数	－	前中期目標期間実績：平均５回／年	６回										

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（３）石綿による健康被害の救済 【評価指標2-3-1】 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度（前中期目標期間実績：平均82%）	（３）石綿による健康被害の救済 ア 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を前中期目標期間実績の平均値である82%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア） 医療手帳の交付を受けた被認定者が医療を受けやすいように、医療機関等に対して、救済制度の医療費負担の仕組みについて周知を行うとともに、各種問合せにも丁寧に対応する。	ア 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を前中期目標期間実績の平均値である82%以上とするために、以下の取組を行う。 （ア）医療手帳の交付を受けた被認定者が医療を受けやすいように、被認定者に対して、医療手帳の利用に関する案内を丁寧に行う。また、被認定者が受診する医療機関等に対して、医療手帳の交付の前後で異なる医療費の請求や支給の流れ等、救済制度の医療費負担の仕組みに関するパンフレット等を配布するとともに、各種問合せにも丁寧に対応する。	＜主な定量的指標＞ 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度（前中期目標期間実績：平均82%）	＜主要な業務実績＞ ア 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度 制度利用アンケートにおいて、医療手帳の交付を受けて、手帳使用前よりも医療が受けやすくなったとの回答を得られた割合は、82%となった（回答対象者数 1,224 人）。 被認定者への取組については以下のとおり。 （ア）医療の受けやすさに資する取組 ① 医療手帳の使い方等のご案内 医療手帳の交付を受けた被認定者に対して、手帳の使い方や手帳交付前の医療費請求に関する案内資料を送付し、丁寧に説明を行った。 従来から、救済制度の取扱い実績のなかった医療機関に対しては、留意事項とパンフレットを送付し、協力を依頼してきたところ、令和６年度は、被認定者の療養に係る関係先の協力が拡がるよう、薬局・訪問看護ステーションへも同様の取組を行い、各種問合せに丁寧に対応するとともに、自治体と連携して救済制度の仕組みや医療手帳の使い方について講演を行うなど、被認定者がより医療を受けやすい環境整備を図った。 ② 医薬品の自己負担の新たな仕組みのご案内 また、令和６年 10 月に導入された医薬品の自己負担の新たな仕組み（※）による混乱が生じないよう、ホームページ等で周知するとともに、医療手帳交付時に個別にお知らせしたなか、被認定者等からの問合せに丁寧に対応して、安心や感謝の声を頂いた。 ※ 後発医薬品の存在する先発医薬品の処方を希望する場合は、医療上の必要がある場合等を除き、医療手帳を所持していても、価格差の一部について自己負担が発生することとなったもの。 ③ 他制度を運用する機関との意見交換 加えて、医療の受けやすさの観点から他制度の運用を参考にするため、医薬品副作用被害救済制度を運用する独立行政法人医薬品医療機器総合機構と情報交換を行った（11 月）。 （資料編Ｐ86_石綿１ 被認定者等アンケート概要（令和６年	＜評定と根拠＞ 評定：A 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請･請求から認定等決定までの処理日数について､当中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間実績の平均値より 20%以上短縮した平均 131 日以内とする業務は、重要度が高く、困難度も高い業務とされている。令和６年度においては、中期目標期間の最終年度の設定値 131 日を達成し、さらに 15%縮減する 111 日で処理できた。 また、重要度が高い業務とされている評価指標“被認定者の医療の受けやすさに関する満足度”については、前中期目標期間実績の平均値を 100%達成する 82%となった。 以下のとおり､中期計画における所期の目標を量的に上回る成果が得られたと考えることから、自己評価を「A」とした。 ① 認定等決定までの処理日数 救済制度への申請が増加傾向にある中においても､判定申し出前に申請者に代わって判定に必要な資料の収集に努め、認定等決定までの処理日数は､令和５年度の処理日数 173 日から大幅に短縮して、中期目標期間の最終年度の設定値 131 日を初年度に達成し、さらに 15%縮減する 111 日で処理できた。 ② 医療の受けやすさに関する満足度 医療手帳の交付を受けた被認定者や医療機関､薬局等に対する継続的な取組として､医療手帳の使い方などについて丁寧に説明を行っており、制度利用アンケートにおいては、被認定者の医療の受けやすさに関する満足度について､前中期目標期間実績の平均値を 100%達成する 82%となった。 ③ 制度周知 石綿健康被害者やご家族に対して､隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオなど、広報媒体を効果的に組み合わせて広報を行った。 保健所等において申請書の受付業務等が適切に実施されるよう、救済制度及び申請･給付の手続に関する説明会を開催し、また、要望に応じて、地方公共団体主催の石綿関連研修会において、制度説明を実施した。	評定 A ＜評定に至った理由＞ 石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、被認定者が安心して医療を受けられること、認定申請から認定等決定までの処理が速やかに行われることが極めて重要である。 また、認定等決定は、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため、その処理日数を短縮することは困難度が高いものである。 【評価指標 2-3-1】の定量的指標である「被認定者の医療の受けやすさに関する満足度（前中期目標期間実績：平均 82%）」については、業務実績が 82%であり、目標を達成（100%）している。 これは、被認定者に対しての丁寧な説明に加え、医療機関や薬局・訪問看護ステーションへのパンフレット等の送付、各種問い合わせへの対応等を行い、被認定者がより医療を受けやすい環境整備を行ってきたためと考えられる。 【評価指標 2-3-2】の定量的指標である「療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内)」については、業務実績は 111 日であり、目標を上回る成果

	【モニタリング指標】 ・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数（前中期目標期間実績：平均17日） ＜目標水準の考え方＞ 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度は、被認定者の制度利用アンケート調査において、医療手帳の交付を受けて以前よりも医療が受けやすくなったとの回答を得られた割合とし、前中期目標期間実績の平均値82%以上を目指す設定とする。 【評価指標2-3-2】 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内）（前中期目標期間実績：平均164日）	（イ） 認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。 イ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数を前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内とするために、以下の取組を行う。 （ア） 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備	（イ）被認定者の経済的負担の軽減につながるように、認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。 イ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数を前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内とするために、以下の取組を行う。 （ア）申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、判定申出前から医学的判定に関	・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数（前中期目標期間実績：平均17日） 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内）（前中期目標期間実績：平均164日）	度）） （イ）速やかな支給のための取組 令和６年度は、被認定者等に対し51億9,790万円（令和５年度：48億889 万円：前年度比108%）の支給を行った。 初回療養手当に係る認定から支給までの処理日数については、認定後速やかに支給手続きを進めたほか、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明する取組を継続し、基準値より短縮した平均16日となった。 （資料編Ｐ88_石綿２ 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成18 年度～令和６年度）） イ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 令和６年度の平均処理日数は、令和５年度の173 日から大幅に短縮して、中期目標期間の最終年度の設定値131 日を達成し、さらに15%縮減する111 日となった。 令和６年度の申請・請求件数は、大幅に増加した前中期目標期間と同水準の1,337 件（令和５年度：1,308 件）を受け付けた。業務負荷が大きくなるものの審査検討会の追加開催を働きかけるなど環境省と密に連携を取り、７～９月の３ヶ月間は月当たり１回増の月４回開催により、新型コロナウイルス感染拡大以来、令和５年度まで発生していた医学的判定の滞留案件の処理を大きく進めた。これにより、９月には判定の滞留を完全に解消することができた。その結果、令和６年度の認定等処理件数は、前年度を上回る1,549 件（令和５年度：1,536 件）となった。 （ア）医学的判定に必要な資料の整備の早期化のための取組 環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等の医学的資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申し出までの期間を短縮するなどし、認定等決定までの	④ 医学的判定の周知、技量向上・維持に向けた取組 医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知や医師･医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等の取組について、引き続き着実に実施した。 また、医学的判定に必要となる石綿小体計測、細胞診断について、臨床検査技師を対象に研修を実施した。 ⑤ 医学的判定の滞留案件の早期解消 環境省と密に連携を取り、７月～９月は月４回の審査検討会の開催により、新型コロナウイルス感染拡大以来、令和５年度まで発生していた医学的判定の滞留案件の処理を大きく進め、９月には判定の滞留を完全に解消することができた。 ＜課題と対応＞ 医療手帳の交付を受けた被認定者がより医療を受けやすい環境整備を図っていくため、被認定者に対して、医療手帳の利用に関する案内を丁寧に行う取組を継続する。また、医療機関等に対しても、救済制度の医療費負担の仕組みを説明するとともに、石綿健康被害者が医療費請求等の手続を行う際の配慮についても依頼する。 迅速な認定を行うため、引き続き環境省と連携して医学的判定に必要な資料の速やかな整備に取り組み、現状の処理日数を維持できるよう努める。 令和７年度中にシステム構築を完了し、オンライン申請の受付を開始する。併せて、オンライン以外の申請手続についても円滑に行えるよう、オンライン申請で導入予定の申請手続案内の仕組みを転用して、ウェブサイトを充実させる。	（118%）が得られている。 これは、新型コロナウイルス感染拡大により、それまで対面で行っていた医学的判定のための審議が遅延したことにより生じた滞留案件を解消するため、委員のご協力の下、環境省と連携して令和６年７月から９月の審査検討会の回数を増やす取組を行った結果であり、救済制度の目的である、石綿による健康被害の迅速な救済に大きく貢献するものである。 また、【モニタリング指標】の「認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数（前中期目標期間実績：平均17 日）」については、業務実績は平均16 日であり、目標を達成（106%）しており、着実に実施されているほか、１項目のみ（電話・窓口相談の件数）前中期目標期間実績を下回ったものの、その他５つのモニタリング指標は前中期目標期間実績と同数又は上回った。 この他、環境省への医学的判定申出前に必要な資料を取り寄せる等の取組、制度周知のための取組、救済制度に関する相談への対応等を着実に実施した。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められ、また、「困難度：高」と設定している認定等決定までの処理日数については、目標を超えて118%達成し、救済制度の目的である、石綿による健康被害の迅速な救済に大きく貢献した点

		に努める。	する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色の結果や病理標本の提出を求めて、医学的判定に必要な資料の整備の早期化に努める。		処理を可能な限り迅速に進めた。 　また、収集した医学的資料の内容を精査し、医学的判定に関する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色の結果が不足している場合は、判定申出前に事前に外部検査機関に染色を依頼し、検査結果を添付した上で判定申出を行うなどして、環境省での案件ごとの審議回数を減らし、早期かつ円滑に判定結果が出るように努め、処理期間が可能な限り短くなるように取り組んだ。 （資料編Ｐ89_石綿３　申請書等の受付状況及び認定等状況（令和６年度）） （資料編Ｐ92_石綿４　審査中の案件に係る状況（令和６年度）） （資料編Ｐ93_石綿５　認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和６年度）） （資料編Ｐ94_石綿６　認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和７年３月 31 日までの累計）） （資料編Ｐ95_石綿７　医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和６年度）） （資料編Ｐ96_石綿８　医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和７年３月 31 日までの累計）） （資料編Ｐ97_石綿９　認定等に係る処理日数（令和６年度））		が評価できることから、A 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・医学的判定の申請に当たっては、医療機関から可能な限り事前に資料を収集し、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・医療手帳の交付を受けた被認定者が必要な医療を受けられるよう、救済制度の医療費負担の仕組みを医療従事者等に周知するため、また、認定申請を行う方に必要な情報が届くよう、患者が最初に接触するだろう医療従事者等への制度周知が重要であると考えられるため、指定疾病の診断等に関する知見の提供をより効果的な方法で行えるよう検討する必要がある。 ・オンライン申請の受付開始に当たっては、書面での申請同様に利用者への説明等を丁寧に行うなど、不安や利用のハードルを下げ、利用促進に努める必要がある。 ・救済制度を国民に幅広く周知する方法について、その方法や頻度について費用対効果を含めて検討する必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。
	【モニタリング指標】 ・医療従事者向けセミナー等実施回数（前中期目標期間実績：平均７回／年）	（イ）　医師の他、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。	（イ）医師のほか、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、救済制度の認定基準や指定疾病の診断・治療についての最新の知見を提供する。	・医療従事者向けセミナー等実施回数（前中期目標期間実績：平均７回／年）	（イ）医療関係団体等との連携による制度周知 　指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため、医療従事者が多く参加する学会でのセミナーを８回開催した。参加された医療従事者のおよそ９割の方から「石綿関連疾患や救済制度について理解が深まった」との回答を頂いた。 　また、石綿健康被害者の診断等に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等３団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会）の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。 （資料編Ｐ99_石綿 10 学会等におけるセミナー実績（令和６年度））		
	・最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある	（ウ）　救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的	（ウ）救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的	・最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある	（ウ）医療機関等への制度周知等 ①　医療機関等への制度周知 　救済制度とともに最新の医学的判定の考え方等について医		

	医療機関数（前中期目標期間実績：2,036 病院）	判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。	判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 また、指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業及び中皮腫細胞診実習研修会を引き続き実施する。	医療機関数（前中期目標期間実績：2,036 病院）	療機関等に周知することにより認定等処理の迅速化を図るため、令和５年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 2,196 病院に対して、医師、医療機関向け手引を送付した （６月）。 ②　検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 　認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、また、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するため、以下の事業を実施した。 ア．石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業検討会を２回実施した（５月、1 月）。毎年度およそ２割の方が石綿小体計測で認定に至っており、当該事業は石綿による肺がんの医学的判定に貢献しているものである。 イ．医療従事者を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を２回開催した （７月、12 月。延べ 70 名参加）。毎年度およそ１割の方が細胞診断で認定に至っており、当該事業は中皮腫の医学的判定に貢献しており、また、侵襲性の高い組織診断が行えない場合の細胞診断実施の普及にも貢献しているものである。		・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会等の委員、環境省、環境再生保全機構にて使用していたシステムが令和６年度で使用終了となったことに伴い、内製的に行う作業が発生しているところ、医学的判定を着実に進めるため、引き続き、環境省と密に連携を図り適切に取り組んでいく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし
	・電話・窓口相談の件数（前中期目標期間実績：平均6,537 件／年）	（エ）　救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。	（エ）救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。取扱う個人情報等の管理を適切に行うため、情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、申請者の負担軽減のため、申請のオンライン化に向けてシステム構築を進めるとともに相談対応の今後の在り方について検討する。	・電話・窓口相談の件数（前中期目標期間実績：平均6,537 件／年）	（エ）救済制度に関する相談への対応等 ①　救済制度に関する相談への対応 　救済制度に関する相談に適切に対応するため、無料電話相談ダイヤル及び窓口相談に丁寧に応対した。また、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応している。さらに、TVCM 期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して電話相談等に対応した。 ア．窓口相談件数 31 件 イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）5,980 件 計 6,011 件 （資料編Ｐ100_石綿 11　窓口相談・無料電話相談件数（令和６ 年度）） ②　認定・給付システムの確実な運用 　情報セキュリティの確保及び障害予防に取り組みながら、認定・給付システムを確実に運用した。また、申請者等へのサービス向上、業務効率化及び関係機関との情報共有の推進を図るため、システム改修を実施した（３月）。具体的には、		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>・救済制度の広報回数（前中期目標期間実績：平均594 回／年）</td>
<td>（オ）　都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携しながら、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。</td>
<td>（オ）救済制度の周知を図るため、都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携してポスターやチラシを配布するとともに、広報効果を分析した上で、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。</td>
<td>・救済制度の広報回数（前中期目標期間実績：平均 594 回／年）</td>
<td>電話問合せ時の対応をより円滑に行えるよう、申請者の履歴情報等を一覧で参照できる画面表示へと変更するなどの改修を実施した。
③　申請のオンライン化等
ア．申請者の負担軽減のため、オンライン申請システムの検討を進め、令和７年度中のオンライン申請の受付開始に向けた調達を実施し、12 月から構築を開始した。
イ．マイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認開始に向けて、デジタル庁の自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）へのデータ連携システムの構築及び認定・給付システムの改修等の検討を行った。
ウ．申請者の負担軽減のため、オンライン申請で導入予定のＱ＆Ａ方式の制度利用案内を転用した仕組みについて、令和７年度中に、有効性を確認しながら導入する方向で検討を進めた。

（オ）救済制度の効果的な周知
石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、TVCM（１月）などの広報媒体を効果的に組み合わせて広報を行った。また、引き続き保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を依頼した。なお、TVCM 実施期間の令和 7 年 1 月 14 日～31 日（14 営業日）では、電話相談を 505 件（平均 36 件／日）、うち TVCM がきっかけのものを 173 件（34%）受け付けた。CM 実施後の救済制度の認知度は、全体で 48%となり、60 代以上では男性は 69%、女性は 60%であった。

＜主な周知実績＞
<table><tr><th>広報の手法</th><th>件数</th></tr><tr><td>TVCM</td><td>626 回</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>４紙</td></tr><tr><td>ラジオ CM</td><td>５回</td></tr><tr><td>医療専門誌</td><td>６誌</td></tr><tr><td>学会セミナー</td><td>８回</td></tr><tr><td>その他</td><td>41 回</td></tr><tr><td>計</td><td>690 回</td></tr></table>（資料編Ｐ101_石綿 12 主な広報実績（令和６年度））
（資料編Ｐ105_石綿 13 ホームページアクセス数（令和６年度））
（資料編Ｐ106_石綿 14 特別遺族弔慰金等の周知実績（令和</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

					６年度））		
	・労災保険制度等の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回／年）	（カ）　労災保険制度等の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口等）との定期的な情報共有を行う。	（カ）労災保険制度等の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口等）との情報共有を毎月実施する。	・労災保険制度等の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回／年）	（カ）厚生労働省（労災保険窓口等）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に 12 回の情報提供を行った。 また、建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に 41 回の情報提供を行った。 さらに、建設アスベスト給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行える場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けた。この情報により、建設アスベスト給付金制度の認定者７名の方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進め、速やかに認定を行った。		
	・保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数（前中期目標期間実績：平均５回／年） ＜目標水準の考え方＞ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（特殊な事情を有する案件を除く。）について、救済制度への申請が増加傾向にある中においても、医学的判定に用いられる資料を確実に収集する必要があること等を踏まえ、当中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間実績の平均値より20%以上短縮した平均131 日以内とすることを目指す設定とする。	（キ）　申請・請求窓口である保健所等においても適切に申請等の受付及び相談対応がなされるよう、環境省及び厚生労働省とも連携を図り、保健所等受付業務担当者説明会を実施する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。	（キ）申請・請求窓口である保健所等においても適切に申請等の受付及び相談対応がなされるよう、環境省及び厚生労働省とも連携を図り、保健所等受付業務担当者説明会を実施する。説明会については、オンライン開催を併用するとともに、説明会動画を随時閲覧できるよう、資料とともにウェブサイトで公開する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。	・保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数（前中期目標期間実績：平均５回／年） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	（キ）保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 ①　保健所説明会等 受付業務等が適切に実施されるよう、救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会を令和５年度から回数を増やして関東（８月）、近畿（６月）及び九州（６月）の３ブロックで現地開催した。なお、関東ブロックではオンラインでもライブ配信した（延べ 397 名参加）。参加された保健所等担当者の方からは、「受付業務等について理解が進み、また、不明な点も気軽に相談できる体制を整えていただいており、安心した」などの声を頂いた。 さらに、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した（８月）。 ②　地方公共団体研修会 地方公共団体主催の石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）において、制度説明を実施した（９月・埼玉県（動画）、11 月・大阪府、１月・群馬県（オンライン）。延べ 122 名参加）。 （資料編Ｐ107_石綿 15 保健所説明会等実績（令和６年度））		

	＜想定される外部要因＞ 前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により認定等の決定までの処理日数が増加する状況が生じたことと同様、災害や感染症の蔓延等、社会情勢や医療機関に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。						

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲8.125%以上	令和５年度予算	▲23.5%					除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	▲５%以上	令和５年度予算	▲21.8%					除く人件費、効率化除外経費等

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。	（1） 経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。	（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。	＜主要な業務実績＞ ①　一般管理費 一般管理費（令和６年度計画予算額→令和６年度実績額） ▲18 百万円（83 百万円→64 百万円） ※令和５年度と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。 ア．一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125％以上:令和６年度の削減水準は令和５年度比▲1.681%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和６年度予算（83 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和６年度実績額（64 百万円）は第４期中期目標の最終年度（令和５年度）比で▲23.5%となり、目標を上回る水準を達成した。 その際、管理部門が主導し、改正電子帳簿保存法等への対応を踏まえた費用対効果を含めて効率的・効果的な事務処理手順の検討を進めるとともに、理事長のリーダーシップの下、令和６年８月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、ERCA 全体で契約事務に関する事務	＜評定と根拠＞ 評定：A ERCA が担う業務が拡充していく中、求められる役割を的確にこなしていくため、理事長のリーダーシップの下、新たに業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、効率的な予算執行に努めたことなどにより、一般管理費、業務経費ともに中期目標に定めた達成目標を上回る削減値となった。 これは、達成目標に向けた令和６年度における削減値の目安である一般管理費▲1.681%、業務経費▲1.021%を大きく上回る成果であった。 また、令和６年度予算執行計画の執行状況について四半期毎に理事会へ報告を行ったほか、執行状況も踏まえて組織横断的に次年度以降の予算の検討を行うなど、適切に経営管	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、理事長のリーダーシップの下、新たに業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、効率的な予算執行に努めたことなどにより、中期目標達成に向けた令和６年度における削減値の目安である一般管理費▲1.681%、業務経費▲1.021%を大きく上回る成果であった。 また、積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する ERCA 内の優良事例の収集及び共有を行う仕組みを導入し、令和７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施するなど、適切な経営管理を行った。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努めること。 ＜その他事項＞		

	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。 ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。 ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。 ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和７年度以降毎年度、前年度比1.021％以上の効率化を図るものとする。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に	処理手順の見直し及び電子化に向けて取り組み、令和６年度中に事業実施伺等の電子決裁化等を実現した。それにより、ERCA が担う業務の範囲が拡充している中、業務効率化による事務時間の創出及び業務の質の向上、ペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。 イ．年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和６年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。また、令和６年度の執行状況も踏まえ、組織横断的に次年度以降の予算の検討を進めた。 この他、従来以上に積極的かつ継続的に、業務改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、ERCA 内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に１度、理事会へ報告の上、ERCA 内で共有する取り組みを構築し、運用を開始した。また、６年度においては半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で、７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施した。 ② 業務経費 業務経費（令和６年度計画予算額→令和６年度実績額） ▲208 百万円（1,380 百万円→1,172 百万円） ※令和５年度と比較するため、物価上昇等による増額影響額を除いた計数としている。 ア．業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（令和５年度比▲５％以上：令和６年度の削減水準は令和５年度比▲1.021％）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和６年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和６年度実績額は、第４期中期目標の最終年度（令和５年度）比で▲21.8％（公健▲43.0％、石綿▲17.9％、研究▲25.3％、	理を行った。 さらに、積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する ERCA 内の優良事例の収集及び共有を行う仕組みを導入し、７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施した。 以上により、経費の効率化について十二分に取り組んだものと評価し、自己評価をＡとした。 ＜課題と対応＞ ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	特になし。

	業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和７年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和８年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。 ＜目標水準の考え方＞ 新たに取り組む業務の着実な実施が期待されること及びこれまでも経理の効率化に着実に取り組み目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標水準を堅持する設定とする。	は、令和７年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和８年度以降毎年度、前年度比 1.021%以上の効率化を図るものとする。		掲げた経費の効率化が行われているか。	基金▲13.6%）となり、目標を上回る水準を達成した。 　具体的には、公害健康被害補償業務において、第５期中期目標期間の契約となる徴収関連業務について、第４期目の民間競争入札の競争性を高めるため、令和４年度から５年度にかけて 10 を超える事業者に対して行ったヒアリングの内容を踏まえ、全国約 100 箇所での申告・納付説明・相談会を Web 会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICT を活用した徴収関連業務委託の効率化が図れるよう民間競争入札実施要項を作成した。この結果、３事業者による競争性が働き、第４期中期目標期間の契約（7.8 億円）比で約 44%（3.4 億円）経費を大幅削減した上で、50 年弱続いた委託先と異なる新たな委託先との間で、4.3 億円で契約することができた。本契約の削減効果等により、令和６年度において、大幅な目標達成を果たしている。 　また、理事長のリーダーシップの下、令和６年８月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、ERCA 全体で契約事務に関する事務処理手順の見直し及び電子化に向けて取り組み、令和６年度中に事業実施伺等の電子決裁化等を実現した。それにより、ERCA が担う業務の範囲が拡充している中、業務効率化による事務時間の創出及び業務の質の向上、ペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。（再掲） イ．業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。また、令和６年度の執行状況も踏まえ、組織横断的に次年度以降の予算の検討を進めた。（再掲） 　この他、従来以上に積極的かつ継続的に、業務改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、ERCA 内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に１度、理事会へ報告の上、ERCA 内で共有する取り組みを構築し、運用を開始した。また、６年度においては半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で、７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施した。（再掲） （資料編Ｐ108_共通１　経費削減及び効率化目標との関係）		

					（資料編Ｐ109_共通２　計画額及び実績額（令和６年度））		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

（単位：件、百万円）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	(67.7%) 44	(78.3%) 631									
うち競争入札等	－	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	(53.8%) 35	(54.8%) 442									
うち企画競争・公募	－	(10.3%) 4	(6.7%) 125	(13.9%) 9	(23.5%) 189									
競争性のない随意契約	－	(33.3%) 13	(3.7%) 69	(32.3%) 21	(21.7%) 175									
合計	－	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	(100.0%) 65	(100.0%) 806									
②一者応札・応募の状況														
２者以上	－	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	(93.2%) 41	(95.9%) 605									
１者	－	(23.1%) 6	(7.5%) 135	(6.8%) 3	(4.1%) 26									
合計	－	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	(100.0%) 44	(100.0%) 631									

（注１）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）各年度の上段（　）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（２）調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27 年５月25 日総務大臣決定）に基づき、ERCA が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜モニタリング指標＞ ・競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合 ・一者応札・応募実績の対前年度比 ・契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価結果等	（２） 調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 ERCA が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、ERCA 内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。 ② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27 年５月25 日総務大臣決定）に基づき、ERCA が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会よる点検等、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 ア 調達等合理化計画	（２）調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 ERCA が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、ERCA 内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。 ② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27 年５月25 日 総務大臣決定）に基づき、ERCA が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会よる点検等、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 ア 調達等合理化計画	＜主な定量的指標＞ ・競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合 ・一者応札・応募実績の対前年度比	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和６年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、ERCA における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ア．随意契約の状況 令和６年度においては、契約件数 65 件、契約金額 806 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 21 件、175 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 イ．一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施している。【実施割合:100%】 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 ウ．入札参加機会拡大のための取組み （ア）環境省ホームページの入札等情報に ERCA の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、ERCA ホームページに入札公告や発注見通し	＜主要な業務実績＞ 評定：A ERCA が担う業務が拡充していく中、中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施した結果、一者応札・応募実績の対前年度比として、一者応札・応募件数の低減（▲16.3%（件数：６件⇒３件、割合：23.1%⇒6.8%））により、競争性のある契約に占める２者以上の応札割合について、対基準値比 121.2%（件数：20 件⇒41 件、割合：76.9%⇒93.2%）という困難度の高い成果を達成した。 さらに、新規業務の追加に伴う契約取扱件数の大幅な増加に対応するとともに、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達の実施を前提に置き、限られた人員体制でありながらも、契約手続きにおける持続的かつ効率的・効果的な調達事務を進めるため、様々な業務改革を計画的に検討・準備をすることにより、６年度中に運用を開始するという困難度の高い取組みについても積極的に実施した。 これらの結果、調達事務に関する事務事故を発生させることなく、以下を達成したことから、量的・質的の両面から調達の合理化に十二分に取り組んだものと評価し、A評価とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 新規業務の追加等による契約件数の増加に対応する必要があったが、人員体制の拡充がない中で各種の業務改革を通じ、調達等合理化計画に掲げた取組を確実に実施した。その上でさらに、次のとおり、契約総件数の大幅な増加（件数:＋26 件、増減率：＋66.7%）という状況	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 令和６年度においては、契約件数 65 件、契約金額 806 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 21 件、175 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施している。 一般競争入札にあたっては、一者応札・応募実績の対前年度比として、一者応札・応募件数の低減（▲16.3%（件数：６件⇒３件、割合：23.1%⇒6.8%））により、競争性のある契約に占める２者以上の応札割合について、対基準値比 121.2%（件数：20 件⇒41 件、割合：76.9%⇒93.2%）という困難度の高い成果を達成している。 さらに、新規業務の追加に伴う契約取扱件数の大幅な増加に対応するとともに、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達の実施を前提に置き、限られた人員体制でありながらも、契約手続きにおける持続的かつ効率的・効果的な調達事務を進めるため、理事長のリーダーシップの下、様々な業務改革を計画的に検討・準備をすることにより、６年度中に運用を開始するという困難度の高い取組みについても積極的に実施されている。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 引き続き公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	

		の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 イ 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 イ 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	・契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価結果等 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	を掲載した都度ERCAのトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 （イ）発注入札関係アンケートをERCAホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。 エ．効率的かつ効果的な調達 ERCA内で共通使用するコピー用紙について、スケールメリットの観点から一括調達を実施するとともに、さらなる拡大に向けて部を跨ぐ検討を行った。また、新規事業の追加等により事業部門の人員体制が拡充されたことに伴い、執務エリアの縮小、会議スペースの削減等によるオフィススペースの有効活用が急務となったことから、什器の調達を主導していた部署が、業務効率化のため、同じく調達を予定していた複数部署間の計画をまとめ一括調達を行い、契約手続に係る事務コストを低減した。 ② 調達等合理化の取組の推進 ア．積極的な業務改革等について 新規業務の追加により大幅な業務の増加が見込まれる一方、国内の労働力不足等を背景として経理部門人材の採用が思うように進まない状況を踏まえ、現状の人員体制により継続的かつ持続的に業務を進めることとなる事態を見越し、随意契約に関する内部統制を維持した上で、ERCAにおける契約手続きに関する事務の見直しを計画的に進めた。具体的には、従前の取組に加えて、主に次の業務改革の取り組みを積極的に行うこと等により、従前よりもさらに効率的かつ効果的な調達事務が実施できたことによって、契約件数の大幅な増加にも対応しつつ、調達等合理化への取組のみならず、調達事務における事務事故を発生させることなく適切な調達事務を実施した。 （ア）審査・相談体制に関する運用の見直し （イ）調達事務に関する効率的かつ効果的な審査体制への見直し ａ）契約手続審査委員会による審査体制の維持及び運用の見直し ｂ）少額随意契約案件の審査・点検方法の見直し （ウ）調達事務に係る電子化の推進 （エ）一者応札改善努力の深化及び一者応札・応募	がありながらも、競争性のない随意契約割合の低減（増減率：▲１％）、１者応札・応募件数割合の減（増減率：▲16.3％）を達成した。 ・契約総件数26件増への対応（件数：39件⇒65件、基準値比：166.7％） ・契約総件数に占める競争性のある契約割合の１％増加（件数：26 件⇒44件、割合：66.7％⇒67.7％） ・契約総件数に占める競争性のない随意契約割合の１％低減（件数：13件⇒21件、割合：33.3％⇒32.3％） ・競争性のある契約に占める１者応札・応募件数の16.3％低減（件数：６件⇒３件、割合：23.1％⇒6.8％）（再掲） （注）いずれも対基準値比較 ② 調達等合理化の取組の推進 限られた人員体制の中、新規業務の追加による契約件数の大幅な増加に対応するため、調達事務に係る内部統制を維持した上で、現状の人員体制により ・従前から検討を進めていた効率的・効果的な審査・点検体制を構築し、６年度中に運用を開始 ・理事長のリーダーシップの下、令和６年度に新たに立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと管理部門が連携し、新たな審査・点検体制を踏まえた効率的な事務処理手順を検討し、役職員間の意思疎通を図りつつ、新たな事務処理手順へ見直すとともに電子決裁化と合わせて６年度中に運用を開始 ・ERCA 内における調達事務の理解促進への取り組みを継続させたことによって、一部の案件においては、調達等合理化への取り組みをさらに深化させ一者応札を解消 ・その上で、調達事務に関する事務事故を発生させることなく、適正な調達事	

					件数割合の低減 （オ）調達事務に関する事務事故ゼロの達成 （カ）経費の効率化、調達の合理化等に関する優良事例の収集及び横展開の取り組み （キ）「予算決算及び会計令」の改正に準じた内規の改正準備 （ア）審査・相談体制に関する運用の見直し ERCA の契約手続きについては経理部門が総括しているが、限られた人員の中で通常業務に加えて ERCA 全体の調達事務の審査や相談を行っており、契約件数の増加によって、審査以外の業務に割くべき時間の確保が困難となっていたことから、事務の見直しを進めるための土台作りや職員のボトムアップへの取り組み等、それらに向けた事務時間の創出等を目的として、各部からの相談等に係る予約相談制の仕組み（曜日及び時間帯を制限し、その範囲で日時・相談枠を予約）を導入。当該仕組みにより、効率的に相談を受けつつ、充実した指導・助言等を行うとともに、それ以外の業務に当てるべき時間を生み出すこととした。また、今後は、事務マニュアルや研修機会の充実等を通じて、更なる職員のボトムアップを図ることとしている。 （イ）調達事務に関する効率的かつ効果的な審査体制への見直し 調達事務の適正性・透明性を確保しつつ、業務効率化による ERCA 全体の事務時間の創出や業務の質の向上を目的として、契約手続審査委員会の運用の見直し、少額随意契約の審査・点検に係る運用見直し等を行うことによって、現状の経理部門をはじめ各部においても限られた人員体制により持続可能と考えられる新たな調達事務手続きを構築し、６年度中において運用を開始した。それにより、業務効率化による ERCA 全体における事務時間の創出を通じ、ERCA 業務の質の向上に大きく貢献した。 ａ）契約手続審査委員会による審査体制の維持及び運用の見直し 契約手続審査委員会においては、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となるすべての契約について審査することとしお	務を実施 ・積極的かつ継続的に業務改善等を行い、より質の高い業務を行うこと等を目的として、経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する ERCA 内の優良事例の収集及び共有を行う仕組みを導入し、７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施した。	

					り、調達案件の事前審査等を通じて、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。 ６年度においては、効率的かつ迅速的な調達事務に向け、５年度の夏以降から検討を進めていた契約手続審査委員会の運用の一部を見直した上で、定例開催を主としつつ、弾力的な開催が可能となるよう積極的な随時開催を行った。具体的な見直しについては、審査に当たり、一般競争（最低価格落札方式）は公共調達における原則的な調達方法であり競争性も確保されていることから、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項が判明した場合には、その点検結果を速やかに反映する PDCA の仕組みとした。 以上を踏まえ、令和６年度において、契約手続審査委員会を 36 回開催し、計 65 件（基準値比：39 件⇒65 件、＋26 件）の審査を実施した。 ｂ）少額随意契約案件の審査・点検方法の見直し 少額随意契約案件（少額随意契約の基準金額以下）については、適正性の確保と事務手続きの効率化を両立させるため、経理課が全件を事前確認する仕組みから、各部が調達を行った後、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項があった場合には、その点検結果を反映する PDCA の仕組みへと見直した。 その上でさらに経理課においては、随意契約による適正性確保のため、従来以上に ERCA 職員への積極的な指導・助言を行ったほか、より慎重に特命随意契約を取り扱うべく、事前相談や随意契約理由等の確認を行い、調達事務における適正性確保に向けた取り組みを充実させた。 （ウ）調達事務に係る電子化の推進 管理部門が主導し、改正電子帳簿保存法等への対応に係る費用対効果を含めて効率的かつ効果的な事務処理手順の検討を進めるとともに、理事長のリーダーシップの下、６年８月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロ		

					ジェクトチームと連携し、適切に役職員の意思疎通を図りつつ、ERCA 全体で契約事務に係る事務処理手順の見直し及び電子化に向けて取り組み、令和６年度中に事業実施伺等の電子決裁化等を実現した。それにより、業務効率化による事務時間の創出及び業務の質の向上、ペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。 （エ）一者応札改善努力の深化及び一者応札・応募件数割合の低減 一者応札・応募については①イの改善への取り組みを継続しているが、従前１者応札となっていた案件の解消に向け、一部の案件においてはさらに ・前向きに応札への参加が見込めそうな複数業者へ積極的にヒアリングを実施 ・これまで応札実績があった業者だけではなく、積極的に新規業者への声掛けを実施 ・参加業者の事務繁忙期に配慮するとともに、参加業者の提案書作成の十分な準備期間を設けるため、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やした ・総合評価の評価項目及び配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施 したことによって一者応札を改善するとともに、競争性を働かせたことにより経済性についても改善した。さらに、当該取り組みを通じて、ERCA の事業に対する理解促進や調達の参加機会の拡大にも寄与した。 このように調達案件ごとに①イに掲げる取り組みを継続するとともに、案件に応じた改善努力を実施したことによって、競争性のある契約に占める１者応札・応募件数の割合を 16.3％低減（基準値比：23.1％⇒6.8％）した。その結果、競争性のある契約に占める２者以上の応札割合について、対基準値比 121.2％（件数：20 件⇒41 件、割合：76.9％⇒93.2％）という困難度の高い成果を達成した。なお、６年度においては、６月以降、一者応札は発生していない。		

					（オ）調達事務に関する事務事故ゼロの達成 これら業務の合理化・効率化に資する取り組みを積極的に推進し、充実させながらも、年度内における調達事務に関する事務事故を１件も発生させることなく適正に実施した。 （カ）経費の効率化、調達の合理化等に関する優良事例の収集及び横展開の取り組み 従来以上に積極的かつ継続的に、調達改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、ERCA 内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に１度、理事会へ報告の上、ERCA 内で共有する取り組みを構築し、運用を開始した。また、６年度においては半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で、７年３月に第１回目となる優良事例の理事会報告、ERCA 内共有を実施した。 （キ）「予算決算及び会計令」の改正に準じた内規の改正準備 随意契約による場合の予定価格等の取扱いについて、職員の業務負担を早期に軽減するため、「予算決算及び会計令」の改正と同様に７年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう、ERCA の内規の改正準備を行った。 イ．従前からの取り組みの適切かつ着実な実施 （ア）1,000 万円以上の予定価格の設定 1,000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務部担当理事の審査を実施した。 （イ）契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （ウ）契約監視委員会による審査 随意契約等に係る次の自主的取り組みを前提に調達を実施し、７年５月に開催した契約監視委員会において、６年度の契約の状況に係る報告及び「令和６年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和７年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けＡ評価を達成した。		

					・令和６年度における競争性のない随意契約21 件のうち新規の案件について、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を実施した。 ・一者応札発生時における再発防止策について、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受けた。また、この取り組みを継続させたこと等によって、一部の案件においては、調達改善への取り組みの深化（再掲）に繋げることができた。 ウ．不祥事の発生の未然防止等のための取組 （ア）研修機会の提供 令和６年度は、政府関係法人会計事務職員研修を受講した職員から、他の ERCA 職員に対し、上記研修を参考として、ERCA 業務と密接に関連する内容の研修を実施した。【実施結果：国・政府関係法人の契約制度、入札談合等関与行為防止法等（令和６年 10 月）、最近の検査報告について（令和６年 11 月）】 （イ）事務事故ゼロの達成（再掲） 調達事務の適正性の確保及び事務コストの低減を企図して、契約手続審査委員会及び少額随意契約の契約手続きに係る運用の見直しを実施するなど合理化に資する取組みを積極的に推進し、充実させながらも、年度内における調達事務に関する事務事故を１件も発生させることなく適正な調達事務を実施した。 （資料編Ｐ128_共通３　令和６年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和６年６月末公表値：109.1					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（３）　給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年12 月24 日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 【モニタリング指標】	（３）　給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年12 月24 日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	（３）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年12 月24 日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等	＜主要な業務実績＞ 令和５年度の給与水準及び検証結果について、令和６年６月 28 日に ERCA のホームページ上に公表した。 令和５年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 109.1（令和４年度指数 105.2）であり、対前年度と比較し上昇したものの、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材の積極的な確保等によるものであり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をＢとした。 ○給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。 ＜課題と対応＞ ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評定	Ｂ
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、109.1（令和４年度指数 105.2）となっており、対前年度と比較して上昇したものの、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材の積極的な確保等によるものであり、大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考える。 役員報酬について、機構における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、令和５年度業務実績評価結果が Ｂ 評価であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 ＜今後の課題＞ 引き続き、国家公務員に対する人事院勧告や業務見直し等の状況を踏まえて、業務の実績等を考慮しつつ、社会一般の情勢に適合した水準を維持する措置を講ずる		

	役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等			について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。			こと。 <その他事項> 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－４	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
＜モニタリング指標＞								
ＰＭＯの設置及び支援実績	－	－	支援実績：計13件 ※令和６年度構築、令和７年度稼働開始案件を含む。					
PMO 人材の育成状況	－	－						
情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等	－	－	３回：91人(第１回)、42 人(第２回)、37 名（第３回）					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	A
（４）　情報システムの整備及び管理 環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率	（４）　情報システムの整備及び管理 環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率	（４）情報システムの整備及び管理 ① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12 月24 日 デジタル大臣決定）に基づき設置したPMO を中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量的指標＞ ・PMO の支援実績等 ・PMO 人材の育成状況 ・情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．令和６年度は、以下の情報システムの整備、更改（改修を含む。）に対応するため、PMO の役割を担う情報システム課が原課から情報システム企画書が提出された各整備、更改等の案件に参画し、仕様書策定から稼働開始までを支援した。公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS（予防事業部、熱中症対策部）については、当初各々調達する予定であったが、要件を確認したところ、共通する要件であったため、合同で調達することとした。これにより、費用や事務手続きが削減できた。 改修案件においては各部担当者から仕様、要件の詳細を聴取し、不必要な改修を抑制することで仕様、要件の精度を上げた。また、各部担当者と業者の間に入	＜評定と根拠＞ 評定：A 各部が所管する情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能をスリム化するなどして合理化を図った。また、基幹 LAN システムにおいては、「PC インフラ基盤システム（200 万 SDR。令和７年４月時点。以下同じ。）」、「仮想基盤サーバ（100 万 SDR）」、「データセンター及びネットワーク回線・関連機器(80 万 SDR)」、「川崎執務室基幹ネットワーク(10 万 SDR)」の４つの政府調達を１つの調達に統合し更改したものである。	＜評定に至った理由＞ 各部が所管する情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能をスリム化するなどして合理化を図っている。 また、基幹 LAN システム更改では、４つの政府調達を統合し事務コストを低減しつつ、多様な働き方を考慮しながら高度なセキュリティ構成や情報システム部門の負担を大幅に軽減した運用設計を行い、業務に支障を生じさせる短期間で構築・移行を実施するなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われている。 さらに、基幹 LAN システムの構築にあたり、単にクラウドサービスを採用するだけではなく、マネージドサービスの活用や運用構成の抜本的な見直しを通じて、オンプレミ		

	化に継続的に取り組む。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12 月24日 デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、 ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行うことにより、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 【モニタリング指標】 ・PMO の支援実績等 ・PMO 人材の育成状況 ・情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等	化に継続的に取り組む。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12 月24日デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行う等により、情報システムの適切な整備及び管理を行う。			り、仕様の詳細を伝え、両者間の認識の齟齬をなくすことで後戻り工程等、不要な工数を削減できた。 整備、更改（改修以外）案件においては、各部担当者と実現したい機能/非機能要件を整理し、提案事業者と折衝するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策となるよう、調達仕様を確認し、要件の漏れがないよう努めた。 【整備案件】 （新規構築） ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係るLMS（予防事業部、熱中症対策部）※令和６年９月稼働開始。 ・熱中症警戒情報等管理システム（熱中症対策部）※令和６年10月稼働開始 ・人事管理システム（総務部）※令和７年２月稼働開始。 ・採用管理システム（総務部）※令和７年３月稼働開始。 ・石綿健康被害救済制度に係るオンライン申請システム（石綿健康被害救済部）※令和７年11月稼働開始予定。 （改修） ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和６年 11 月稼働開始及び令和７年５月稼働開始。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和６年11月稼働開始。 ・勤怠管理システム（総務部）※令和７年２月稼働開始。 （更改） ・ERCA ウェブサイト（総務部）※令和６年４月稼働開始。 ・例規システム（総務部）※令和６年４月稼働開始。 ・ぜん息・COPD 電話・メール相談システム（予防事業部）※令和６年４月稼働開始。 ・基幹LAN システム（総務部）※令和６年11月稼働開始。 ２． 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援を行っている。	さらに、基幹LAN システムの仕様策定時に「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針(令和４年 12 月 28 日。デジタル社会推進会議幹事会決定)」に基づいた仕様として令和５年度に調達し、令和６年度は詳細設計、構築、移行を行ったものである。構築にあたり単にクラウドサービスを採用するだけではなく、マネージドサービスの活用や運用構成の抜本的な見直しを通じて、オンプレミス環境からクラウドシフトを推進した。これらを９カ月という限られた期間で以下のような困難な要素を克服し、業務に支障をきたすような重大な障害を発生させることなく、単なる IT インフラの更新にとどまらず、業務継続性・セキュリティ・運用効率のすべてを向上させながら、計画どおりに刷新を完了したことから自己評価をＡとした。 ・各部門が長年にわたり蓄積してきた膨大な業務データを、文書管理の実態を踏まえた構成としながら、安全性を確保しつつ、利用者が違和感なく業務を継続できる形で新基盤へ移行した。 ・業務継続性を確保するため、並行運用期間を設けるなど、移行計画を綿密に設計した。 ・不測の事態等によりスケジュールに遅延が生じた際には、工程管理・タイムマネジメントおよびリソースの振り分けを再調整するなど、即座に体制を立て直し、遅延をリカバリーして確実な移行を実現した。 ・全職員を対象に事前説明会を実施し、IT リテラシーに依存しない移行手順マニュアルを整備・配布した。 ・構築、移行作業を並行しながら、即応可能な内製ヘルプデスク体制を構築した。	ス環境からクラウドシフトを推進するなど、限られた期間で困難な課題を克服し、業務に支障をきたすような重大な障害を発生させることなく、単なる IT インフラの更新にとどまらず、業務継続性・セキュリティ・運用効率のすべてを向上させながら、計画どおりに刷新を完了している。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

			② 令和６年12 月更改予定の情報システム基盤等の更改について、現行システムの課題並びにデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づきプロジェクト管理を行い、新しい情報システムへの移行を遅滞なく遂行する。		３．令和６年１月にERCA の基幹 LAN システムの更改における構築・運用保守業者を決定し、同年 11 月に構築を完了し既設システムとの並行稼働並びに同年 12 月に運用開始した。 なお、更改した基幹 LAN システムは、役職員の意見を反映し、端末の軽量化、在宅勤務における執務室勤務者との円滑なコミュニケーションツール導入等、多様な働き方に対応できる仕様とした。 グループウェアやPC 環境、セキュリティ要件等が新旧の環境で大幅に変更があり様々な課題があったが、業務が停止するような大規模障害も発生せず、遅延なく運用切替まで完了することができた。 ４．一部情報システムの更改に向けて仕様策定前から関与し、各担当から業務フロー等、業務要件の聞取りを開始している。 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では次期の更改の仕様策定に向け、業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を行った。研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）では改めて現在の業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaS を活用する移行方針とし、試行している。要件を満たすことができれば費用の大幅な削減が出来る見込みである。 ５．情報リテラシー研修は、SharePoint・Teams・OneDrive（第一回）の基本的な使い方、Power Automate・Forms（第二回）の基本的な使い方、Microsoft 365 Business Premium の機能概要（第三回）を研修内容とし、基礎知識を習得することでグループウェアの利活用を促進した。 ６．AI アシスタントツールを一部の職員に導入し、業務における AI 活用の検証を開始した。	＜課題と対応＞ PMO がより精緻な情報システム投資計画を立てられるようにするため、次年度予算要求前の情報システム企画書の提出を徹底する。 情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える PMO 要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第３」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－１	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）　財務運営の適正化 自己収入・寄附金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守	（１）　財務運営の適正化 自己収入・寄附金の確保に努め、「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算計画及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 予算、収支計画、資	（１）財務運営の適正化 予算、資金計画等については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ ・勘定別の総利益や利益剰余金 ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）財務運営の適正化 (A)　適切な予算、資金計画等の作成 ①　令和６年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額 446 億円に比し実績額 458 億円と＋13 億円となった。また、法人総計としての支出は、計画額 516 億円に比し実績額 468 億円と▲48 億円となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 ［収入］ 計画予算 30,578 百万円 実績 30,527 百万円 差額 ▲51 百万円 収入は、賦課金収入が見込みを下回ったこと等により、▲51 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 35,699 百万円 実績 31,300 百万円 差額 ▲4,400 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこ	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度については、第５期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 承継業務については、年度計画に基づく取り組みを実施した結果、附帯債権を含め着実な回収が図られた。 また、債務者の事業再生支援を積極的に推進した結果、１件の事業再生計画を成立させることができた。 ＜課題と対応＞ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 承継業務については、年度計画に基づく取り組みを実施した結果、附帯債権を含め着実な回収が図られた。 また、債務者の事業再生支援を積極的に推進した結果、１件の事業再生計画を成立させることができた。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。		

	し、引き続き適正な会計処理に努める。	金計画については、別紙のとおり。			と等により、▲4,400 百万円となった。 ・石綿健康被害救済業務勘定 ［収入］ 計画予算 4,777 百万円 実績 5,135 百万円 差額 357 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、＋357 百円となった。 ［支出］ 計画予算 6,419 百万円 実績 6,136 百万円 差額 ▲283 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲283 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 ［収入］ 計画予算 6,875 百万円 実績 7,300 百万円 差額 ＋425 百万円 収入は、BRIDGE 業務に係る運営費交付金の追加交付等により、＋425 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 6,965 百万円 実績 7,172 百万円 差額 ＋207 百万円 支出は、BRIDGE 業務に係る運営費交付金の追加交付による研究費の増等により、＋207 百万円となった。 ・基金勘定 ［収入］ 計画予算 1,644 百万円 実績 1,865 百万円 差額 ＋221 百万円 収入は、受託収入の増等により、＋221 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 2,331 百万円 実績 2,052 百万円 差額 ▲279 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込みを上回ったこと等により、▲279 百万円となった。 ・承継勘定 ［収入］ 計画予算 708 百万円	画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。	

					実績 1,016 百万円 差額 ＋308 百万円 　収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+308 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 227 百万円 実績 162 百万円 差額 ▲65 百万円 　支出は、仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを下回ったこと等により、▲65 百万円となった。 ②　運営費交付金債務の発生状況 　当期の運営費交付金債務について、66 百万円が発生したため、令和６年度末残高は 66 百万円となった。 　なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 運営費交付金債務なし。 ・環境保全研究・技術開発勘定 令和５年度末残高 －百万円 当期発生額 66 百万円 当期取崩額 －百万円 令和６年度末残高 66 百万円 （主な要因） 研究費等の翌期への繰越。 ・基金勘定 運営費交付金債務なし。 ③　財務の状況 ア．当期総利益 　令和６年度の総利益は 823 百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 　各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 64 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 （主な要因）－ （注）石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 147 百万円 （主な要因）		

				業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 166 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 447 百万円 （主な要因） 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 イ．利益剰余金 利益剰余金は、令和５年度末の 14,509 百万円に対して、令和６年度は、国庫納付金の支払額 13,258 百万円、繰越積立金取崩額 100 百万円、当期積立額 823 百万円を計上し、令和６年度期末時点では 1,975 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 640 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 152 百万円 ・基金勘定 166 百万円 ・承継勘定 1,017 百万円 （資料編Ｐ108_共通１　経費削減及び効率化目標との関係） （資料編Ｐ109_共通２　計画額及び実績額（令和６年度））		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、回収の早期化、最大化に努める。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。

【モニタリング指標】
・勘定別の総利益や利益剰余金
・債権残高、回収額等</td>
<td>承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。なお、一般債権については第５期中期目標期間中に回収を終了させる。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。</td>
<td>承継業務については、債権管理を適切に行い、一般債権は着実な回収を図る。
一方、一般債権以外の債権は、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。また、当年度の期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとに回収額、償却額等の状況を明らかにする。</td>
<td>＜主な定量的指標＞
・債権残高、回収額等</td>
<td>（B）承継業務に係る適切な債権管理等

債権残高の変動状況は以下のとおりである。
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>債権区分</th><th>令和５年度末残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和６年度末残高①-②-③+④-⑤</th></tr>
<tr><td>一般債権</td><td>473</td><td>383</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>90</td></tr>
<tr><td>一般債権以外</td><td>247</td><td>15</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>232</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>720</td><td>398</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>322</td></tr>
</table>
（注１）附帯債権の回収額は 608 百万円である。
（注２）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
・一般債権については、適切に債権管理を行った結果予定どおりの回収が図られた。
・一般債権以外については、協議中であった３件の事業再生計画のうち１件の事業再生計画を成立させることができた。
・昨年度から係属していた訴訟３件については、２件が終結し２億円を上回る回収が図られた。

債権残高の推移　（単位：億円）
 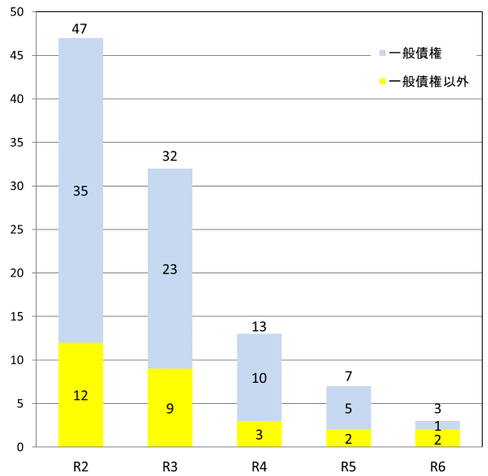

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－２	基金の運用等		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

（単位：%、百万円）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
金融資産の普通預金以外での運用割合		93.7%（前中期目標期間平均値）	95.67%					
公害健康被害予防基金の運用益		501百万円（前中期目標期間平均値）	553百万円					
地球環境基金の運用益		90百万円（前中期目標期間平均値）	118百万円					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	A
（２）　基金の運用等 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 【モニタリング指標】 ・金融資産の普通預金以外での運用割合	（２）　基金の運用等 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行うこととする。 また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、	（２）基金の運用等 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を最優先するとともに、その使途が環境負荷の低減その	＜主な定量的指標＞ ・金融資産の普通預金以外での運用割合 ・公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (A)　適切な資金運用 ①　「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ②　日銀の利上げにより、金融機関の預金の引き受けが活況である中、効率的な資金運用を図る観点から、 ア．預金引き合いにおいては、金融機関のニーズを確認し、より有利な利率の提示が見込まれる預入期間・金額を設定する等の調整をした。 イ．公害健康被害予防基金において、９銘柄、32億円の債券を購入した。（令和５年度取得11銘柄、28億円） ウ．地球環境基金において、４銘柄、６億円の債券を購入した。（令和５年度取得５銘柄、10億円）	＜評定と根拠＞ 評定：A 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、効率的に基金の運用等を行い、以下のとおり高い成果をあげたため、自己評価をＡとした。 ○　弾力的な預金運用及びフレキシブルな債券取得により、普通預金残額の圧縮（金融資産に占める普通預金以外での運用割合を基準値比 1.97 ポイント増）を図った。 ○　ERCA の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和６年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド	＜評定に至った理由＞ 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用を行っている。 また、弾力的な預金運用及びフレキシブルな債券取得により、普通預金残額の圧縮（金融資産に占める普通預金以外での運用割合を基準値比 1.97 ポイント増）を図っている。 さらに、ERCA の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和６年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を83.3%まで引き上げ、環境保全等に資金面から貢献している。 加えて、日々の金利変動が大きく金利状況の見極めが困難な中、適切なタイミングで公害健康被害予防基金の一部の保有債券の入れ替えを行った。この新たな取り組		

	・公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益	安定的な事業実施の財源の一部とするため、資金の運用益の確保に努める。	他社会的課題の解決等に資するグリーンボンド等での運用も推進する。 なお、保有債券のうちERCA において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。 また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意して中長期での運用を行い、資金の運用益の確保に努める。		エ．維持管理積立金において、21 銘柄、65 億円の債券を購入した。（令和５年度取得 21 銘柄、74 億円） オ．石綿健康被害救済基金において、14 銘柄、65 億円の債券を購入した。（令和５年度取得 16 銘柄、64 億円） これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。 ③　環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンド等（SDGs 債）については、ERCA の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和６年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 140 億円購入（令和５年度取得 141 億円）した。 ④　公害健康被害予防基金では、市場金利の動向を踏まえ、償還財源の平準化と運用収入の最大化を図るため、資金管理委員会において、独法会計基準を踏まえ新たに運用方針を策定し、一部の保有債券を売却し、売却債券より利回りの高い債券を同額購入（額面 10 億円：平均利回り 1.173%→2.110%）することで、自己収入の増加を図りかつ年度ごとの償還額の偏りを是正した。 （資料編Ｐ132_共通４　令和６年度運用方針） （資料編Ｐ134_共通５　利回りの高い債券への入れ替え（令和６年度臨時資金管理委員会） （資料編Ｐ135_共通６　令和６年度公害健康被害予防基金債券運用状況） （資料編Ｐ136_共通７　令和６年度地球環境基金債券運用状況）	等の比率を 83.3%まで引き上げ、環境保全等に資金面から貢献するように努めた。 債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和２年度　20.8% 令和３年度　46.5% 令和４年度　57.1% 令和５年度　80.1% 令和６年度　83.3% ○　日々の金利変動が大きく金利状況の見極めが困難な中、適切なタイミングで公害健康被害予防基金の一部の保有債券の入れ替えを行った。この新たな取り組みにより、自己収入の増加と年度ごとの償還額の偏りの是正を図ることができた。 ＜課題と対応＞ ○　金融市場の見通しが難しい状況であるが、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	みにより、自己収入の増加と年度ごとの償還額の偏りの是正を図ることができた。 以上のことから、目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、効率的に基金の運用等を行い、所期の目標を上回る高い成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 金融市場の見通しが難しい状況であるが、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていくこと。 ＜その他事項＞ 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ－１	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
（モニタリング指標）								
職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況								
体制強化及び組織の活性化等の取組状況								
職員研修の実施状況								
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比	令和 12 年度までに平成 25 年度比 50%の排出削減		45.5%削減					
広報イベント・社会連携等の実施状況	－	－	イベント出展回数：８回					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（１）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ① 適切な人材の確保と戦略的な育成環境政策の変化やERCA に求	（２） 職員の人事に関する計画 ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、	（２）職員の人事に関する計画	＜主な評価指標等＞ ・職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況 ・体制強化及び組織の活性化等の取組状況	＜主要な業務実績＞ （２）職員の人事に関する計画 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律案」の閣議決定（令和６年３月５日。４月 12 日成立）を受け、同法附則第７条の独立行政法人環境再生保全法の改正（令和７年４月１日施行）に基づく新たな生物多様性増進業務に対応するため、４月から総務部企画課に専業の職	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和７年度から追加されることとなった生物多様性増進業務に対応するため、体制の整備と充実を１年かけて最優先事項として行いつつ、体制の強化・改善等の取組を積極的に行った。新規業務に向けた対応で困難度が高くなった中でも目標達成でき、アウトプットの充実が伴っている	評定	A

	められる社会的要請に柔軟に対応し、業務運営を的確に行う必要があること及び民間環境保全活動・研究等の伴走支援や人材育成、資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務等、ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図る。 具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員研修の内容を不断に見直すとともに、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自	「人材の確保・育成に関する方針」を定める。 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	① 人材確保・育成 ア 「人材の確保・育成に関する方針」の策定 イ 人事評価制度の見直し	・職員研修の実施状況	員を置くなど準備を進めつつ、令和６年度の自然共生サイト認定を担う（一社）自然環境研究センターに職員を派遣した。また、10 月には自然共生準備チームを発足させ、業務を行う職員数を増強しつつ、民間企業から自然共生サイトの認定業務に精通している３名の出向者を受け入れる準備を進め、業務開始に向けて十分な体制強化を図った。このように、新規業務開始に向けた体制整備を重要課題として優先的に取り組んだ結果、令和７年４月に新部署を立ち上げて業務を開始することができた。 一方、ERCA 内部では、既存業務を含む ERCA 全体における人材の確保と育成も重要課題であることから、的確かつ良好な採用活動と戦略的かつ効果的な人材育成を図り ERCA の発展に資することを目的とした「人材の確保・育成に関する方針」の策定を進めるとともに、人事評価制度や研修計画の見直しを積極的に行った。 ①人材確保・育成 ア　人材の確保・育成に関する方針の策定 人材の確保・育成に関する基本的な視点や方策、その実行において重要な視点や必要な考え方などを示し、的確かつ良好な採用活動と戦略的かつ効果的な人材育成を図り、ERCA の発展に資することを目的とした「人材の確保・育成に関する方針」を令和６年度中に策定した。（３月） （資料編Ｐ137_共通８　ERCA 人材の確保･育成に関する方針） イ　人事評価制度の見直し 職員の士気向上や人事評価の円滑な運用のための人事評価マニュアル（改正案）を作成し、職員に向けて２回の説明会を実施するとともにアンケートを実施した。アンケートによる職員からの意見も踏まえ、職員の能力や業績をより評価に反映するための評価区分の細分化を行うとともに、評価の甘辛を調整するための調整者を設置するといった改正を行い、令和６年度人事評価の実施方針をとりまとめた（６月）。 ７月より管理職向けに改正内容の説明を行い、同月に期初目標の設定及び期初面談を開始し、その後中間面談（10～11 月）、期末評価（３月）を行った。なお、改正後初の評価であり適切に行われるようにするため、期末評価前に評価者（管理職）向けの説明会を実施した。（２月） また、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上を図る制度となるように、令和７年度から業績評価機会を年２回に増やすこととして、	ことから自己評価をＡ とした。 ○　目標策定時に想定した以上の政策実現に対して寄与する新規業務を円滑に開始するために、令和６年４月の生物多様性増進業務準備担当職員の指名、６年度まで自然共生サイト認定事務局を担った（一社）自然環境研究センターへの職員派遣による審査実務の習得や連携体制の構築、10 月からの自然共生準備チーム立ち上げや民間企業３社から ERCA への実務経験を有する職員の出向準備、新規予算の確保、中期目標・計画の変更、申請者用資料の作成、ウェブサイト・GIS データの整備を行うなど、実現困難度は高かったものの、審査知識・技能を備えた２課からなる「自然共生部」の体制整備と環境整備を質的に顕著な成果が得られたと自己評価できる形で着実に行うことができた。 また、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与するため、ERCA の自主的な取組による創意工夫として、令和６年度後期の審査対象外となった 140 件について、令和７年３月までに全申請者とコンタクトを取り、申請資料の事前確認と不備照会、新様式への転記して提供する支援を行い、実現困難度は高かったものの、４月の施行開始とともに速やかに申請が進むよう量的に顕著な成果が得られたと自己評価できる形での申請者支援を前倒しで実施することができた。 ○人材の確保・育成に関する基本的な視点や方策、その実行において重要な視点や必要な考え方などを示し、的確かつ良好な採用活動と戦略的かつ効果的な人材育成を図り、ERCA の発展に資することを目的とした「人材の確保・育成に関する方針」を策定した。方針では、職員の能力発揮を最大化するマネジメントの実行と、業務専門性の獲得、蓄積、発揮等を実現するため、ERCA 入職後のキャリアステップ整理及び職制を整理し、人材育成のイメージを共有した。 ○人事評価制度や令和６年度からの研修計画とその実施については、着実な運用に努めるとともに、人事評価については、より職員の士気向上につながるよう今年度に入ってからも職員に対して説明会やアンケートを行って、見直しを行ってから実施した。	＜評定に至った理由＞ 令和７年度から追加されることとなった生物多様性増進業務に対応するため、体制の整備と充実を１年かけて最優先事項として行いつつ、体制の強化・改善等の取組を積極的に行っている。 また、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、職員の能力発揮を最大化するマネジメントの実行と、業務専門性の獲得、蓄積、発揮等を実現するため、ERCA 入職後のキャリアステップ整理及び職制を整理し、人材育成のイメージを共有し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図っている。 さらに、業務運営に係る環境保全等に関する取組については、環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 45.5%の削減を図ることができ、令和 12 年度までに 50%以上削減の目標を達成できる見込みである。 以上のことから、令和７年度からの新規業務に向けた対応で困難度が高くなった中でも目標の水準を満たしていることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 新規業務の拡充等を踏まえ、引き続き業務運営の体制強化・改善等の取組を着実に進めるとともに、「人材の確保・育成に関する方針」に沿って、新卒・中途採用の実施、研修計画の策定と実施などの人事体制の強化を着実に進めること。 ＜その他事項＞

	律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努める。 また、働き方改革等の取組を通じて、ワークライフバランスに配慮した柔軟で働きやすい環境の整備、ダイバーシティ・インクルージョンの観点から多様な人材が活躍できる環境の整備等を推進し、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図るとともに、人事評価制度を活用し、適切な処遇と職員のエンゲージメントの向上を図ること等を通じて、組織の活性化を図る。 ＜モニタリング指標＞ ・職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況 ・体制強化及び組織の活性化等の取組状況		ウ 人事評価制度の着実な運用 エ 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施 ② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進 ア 女性活躍の推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会等の実施）		人事評価マニュアル等の修正を行った。（３月） ウ　人事評価制度の着実な運用 　年度内に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度に係る説明会を実施（年 11 回）するとともに、人事異動があった際の人事評価の実施について、対象者及びその上長に対し依頼するなど、制度の着実な運用に取り組んだ。 エ　環境省など他の機関への出向や人材交流の実施 　自然共生サイト認定業務の実施準備として、４月から環境省自然環境局に１名の出向を行いつつ、他業務においても施策の連携強化のため新たに２名の出向を行うなど、新たに計３名（令和６年度末時点全出向者数６名）の出向を行い、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和５年度末時点全出向者数８名） 　また、令和６年度中に環境省の出向から帰任した２名の職員より、役職員及び令和７年度新卒採用内定者に対し、出向経験について発表する出向者報告会を行い、自身のキャリアパスを考える機会を提供した。（２月） ②DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進 ア　女性活躍推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会の実施） 　女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している。女性活躍に関しては「えるぼし」の認定（３段階目）、次世代育成支援に関しては「くるみん」の認定（２回目）をそれぞれ取得済で、令和６年度も取組を進めている。女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性活躍に関する情報については、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」において公表しており、年度内に更新作業を行った。また、外部機関が実施する「女性キャリア検討会」に参加させるなど、研修の機会を提供した（１名）。 　なお、第５次男女共同参画基本計画（令和５年 12 月 26 日一部変更閣議決定）において、管理職（課長級以上）に占める女性割合を令和７年度末までに 18%以上、役員に占める女性割合を令和７年度末までに 20%以上と定められており、令	○女性活躍の推進について、一般事業主行動計画で定めている管理職に占める女性の割合の目標値 18%以上に対し、19.4%（令和６年度末時点）と達成している。また、女性のキャリア形成に関する研修会への参加など、女性活躍推進に資する取組を進めることで、ERCA 内における意識醸成を図ることができた。次年度においては新たな一般事業主行動計画を策定し、取組を一層推進する。 ○職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備の一環として、フレックスタイム制導入に向けた制度設計と関連規程の整備とシステム改修を行い、令和７年４月からの運用開始に係る整備を行った。また、ワークライフバランスに配慮した働き方をさらに推進するため、ひと月あたりのテレワーク回数の上限を８回から 10 回に見直し、令和７年４月から適用することで規程改正を行った。 ○前中期目標期間における研修内容及び実績を鑑みて、職員に求められる能力を整理し、令和６年７月に「第５期研修計画（令和６年度 ERCA 研修計画を含む）」を策定した。計画では特に、人事評価マニュアルで定める「期待される役割」に基づき、それぞれの等級毎に研修テーマ（３～４項目）を定め、毎年度テーマを変えて受講必須の研修として実施することとしたうえで、令和６年度は「リーダーシップ」や「マネジメント」に関する研修テーマでとして実施した。 ○現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的とした「採用協力チーム」を令和５年度に引き続き設置した。チーム員が面接官となって、令和７年４月に入職する新卒採用職員６名、10 月以降に入職する中途採用職員３名を採用した。また、これから行う令和８年度新卒採用についても同じく議論し、採用過程の検討などを行った。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 45.5%の削減を図ることができ、令和 12 年度までに 50%以上削減の目標達成に向けた道筋をつくることができた。	特になし。

	・職員研修の実施状況				和６年度末時点では、女性管理職 19.4%、女性役員 16.6%となっている 。	＜課題と対応＞ ○人事評価制度 職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上を図る制度となるように、令和７年度から業績評価機会を年２回に増やして実施する。 ○「人材の確保・育成に関する方針」に沿って、新卒・中途採用の実施、研修計画の策定と実施などを着実に進める。 ○令和７年度から開始するフレックスタイム制については、着実な制度運用を図りつつ、職員の意見を聞きながら必要に応じて制度見直しを行う。 ○採用協力チームによる採用や職員定着の検討については、継続して行うことが重要であり、令和７年度も引き続き実施する。	
			イ 障害者雇用の確保		イ　障害者雇用の確保 　障害者雇用数については、令和６年度も法令に定める ERCA の基準５名を上回る６名の雇用を、継続して達成している（３月）。		
			③ 職員のキャリア形成 ア （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備		③　職員のキャリア形成 ア　（職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備 （ア）フレックスタイム制導入に向けた整備 　働き方改革の一環として、多様かつ柔軟な働き方を可能とし労働生産性の効率化を図ることを目的として、フレックスタイム制導入に向けた制度設計と関連規程の整備を実施した（９月）。また、勤怠管理システムの改修を行い（１月）、令和７年４月からの運用開始に係る整備を行った。 （イ）テレワークの推進 　ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方をさらに推進するため、ひと月あたりのテレワーク回数の上限を８回から 10 回に見直し、令和７年４月から適用することで規程改正を行った（３月）。 （ウ）時間外労働削減の取組 　働き方改革の一環として、時間外労働の削減を図るため、業務効率等の改善に資する取組（業務の平準化や電子化、業務の削減等）を推進した。その結果、今年度から熱中症対策業務が開始となり、かつ、令和７年度から新たに開始する生物多様性増進業務の準備チームを現員から捻出してきた状況の中、令和６年度は、令和５年度平均時間外労働時間 17 時間/人/月を下回る 15 時間/人/月に抑制できた。 　また、改善に資する取組の推進に当たっては、８月に部署横断的に業務改革プロジェクトチーム（（４）①イ（イ）にて後述）を立ち上げ検討を進めた。 （エ）人事管理システムの運用 　人事管理システムを構築し（７月）、人事情報のデータベース化並びに各種手続きの電子化に係る規程改正等を行い、令和６年度中にその運用を開始した。		
		（４） その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等環境政策における ERCA の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすため必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。					
			イ 研修内容の見直		イ　研修内容の見直し（第５期研修計画の策定と実施）		

			し（第５期研修計画の策定と実施）		前中期目標期間における研修内容及び実績を鑑みて、職員に求められる能力を整理し、令和６年７月に「第５期研修計画（令和６年度 ERCA 研修計画を含む）」を策定した。 主な変更点として、公的機関で環境保全に携わる職員として求められる基礎能力を有する研修を基礎研修として整理したこと、職制別研修の見直し（毎年度受講の必須化、新任部長研修や人事評価研修の追加など）が挙げられる。 なお、ERCA で研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 （資料編Ｐ150_共通９ 令和６年度実施研修）		
			ウ 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供		ウ　職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供 （ア）資格取得奨励の実施 令和６年 10 月より第５期研修計画に基づき「資格取得支援策」を実施し、ERCA が認めた資格について取得に係る費用の一部を支援することで、業務に必要な知識・技能を自主的に習得できる自己研鑽の機会を提供した。 （イ）多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、マネジメント方針（アクションプラン）の作成などを行った（12 月～３月）。 （ウ）職制別研修の充実 人事評価マニュアルで定める「期待される役割」に基づき、それぞれの等級毎に研修テーマ（３～４項目）を定め、毎年度テーマを変えて実施することとし、該当する等級の職員は毎年度受講することを必須とした。 令和６年度のテーマは、非管理職である５等級及び４等級職員で「リーダーシップ」、３等級職員で「マネジメント基礎」、管理職である２等級職員で「マネジメント」として実施した。（１～２月）		
			（４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等		（４）その他当該中期目標を達成するために必要な事項 ① 業務実施体制の強化・改善等		

			ア ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論の継続 イ 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備 ウ 専門人材の確保と育成の強化		ア ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論の継続 令和４年度に示した、「2050 年の ERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像について、令和６年度も引き続き議論・検討を行い（５回）、第５期中期目標計画期間における新規事業及び人事戦略について議論を行っている（WG 会合６回）。 イ 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備 （ア）新規業務に対応する組織の整備 令和６年度及び７年度に追加されることとなった２つの新規業務について、それぞれ対応する組織変更を行った。 ・気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行に合わせて、ERCA に熱中症対策部を設置し、新たな業務を開始した（４月）。 ・地域生物多様性増進法が制定され、令和７年４月から新たに自然共生サイトの認定等に関する業務が追加されることとなったことから、業務開始に向けて人員体制や事務スペース、関係規程等の整備に向けた検討など、各種準備を進めた（～３月）。 （イ）業務改革プロジェクトチームの発足・運営 上記（ア）のとおり新規業務を開始するとともに既存業務についても新しい要素が組み込まれている状況から、限られたリソースで業務に柔軟に対応できるよう、業務プロセスの見直し等を図り、組織のパフォーマンスを向上させることを目的に、組織横断的な組織として「業務改革プロジェクトチーム」を発足した。（８月） プロジェクトチームでは、事業実施伺いの電子化、仕様書付帯事項の統一化、生成 AI を活用した業務マニュアルの整備といったテーマで検討を進め、業務の効率化、印刷の削減といった成果を上げている。 ウ 専門人材の確保と育成の強化 （ア）採用活動における体制強化（新卒及び中途採用） 新卒採用及び中途採用の実施に当たっては、総務課員４名の他、各事業部門の第一線で活躍する総務課以外の課長級及び課長代理級職員 12 名で構成した「採用協力チーム」を、令和６年度も４月に立ち上げ、４月～６月に実施した令和７年度新卒採用及び５月～７月に実施した令和６年度中途採用において、書類選考及び面接をチーム全体で行った。なお、チームの関与により、令和７年４月に入職する新卒採用職員６名、10 月以降に入職する中途採用職員３名を採用した。		

					また、令和８年度以降の新卒採用に向けて、ERCA の業務や就労環境等をよく知ってもらうことで人材確保につなげるため、主に大学３年生を対象として、大学個別に就職説明の機会を設けた（計３大学）。 （イ）専門人材の早期確保に向けた取組（有期雇用職員採用） 現場の業務内容にマッチした優秀な人材を早期に確保するため、有期雇用職員（任期付職員）の採用選考にかかる業務を、総務部から各現場の部署にて実施するよう業務フローの見直しを行った（10 月）。 （ウ）職位とキャリアステップの明確化 職員の能力発揮を最大化するマネジメントの実行と、業務専門性の獲得、蓄積、発揮等を実現するため、ERCA 入職後のキャリアステップ整理及び職制を整理し、人材育成のイメージを（２）①ア「人材の確保・育成に関する方針」により職員に共有した（３月）。 （エ）新たに開始する業務へ向けた職員の育成 下記②イ（ア）b の令和７年度から新たに開始する生物多様性の維持・回復・創出に資する増進活動実施計画の認定並びに地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供業務の準備のため、環境省自然環境局に職員を１名出向させるとともに、自然共生サイト認定事務局である（一社）自然環境研究センターへ令和６年４月から ERCA 職員を研修派遣した。 10 月には ERCA 内に職員７名からなる自然共生準備チームを結成、協力職員として５名を追加した 12 名の体制を整備した。 環境省職員による勉強会を毎週行いながら審査のポイント等の把握に努め、人材育成を行った。 また、自然共生サイト認定に資する専門知識を有する人材を確保するために、民間企業で関連業務に携わる人材を３名出向にて受け入れるための各種調整や準備を行い、体制強化に努めた。 （オ）熱中症対策業務に関する専門知識の習得 令和６年度より ERCA で開始した熱中症対策業務の知識習得のため、職員向けの熱中症対策セミナーを開催した。セミナーでは、「熱中症業務の全体像について」や「熱中症警戒情報等について」といった基本的な内容から、「熱中症対策地域モデル事業について」や「自治体向け熱中症対策研修」といった業務内容や状況について、さらに「データでみる熱中症」や「認知症について（熱中症患者搬送・死亡との関係）」といった専門知識まで幅広い内容で実施した（11 月）。		

					さらに熱中症患者の搬送と死亡に大きく影響を与える認知症について、さらなる理解を深めるために、川崎市幸区役所の講師を招いて「認知症サポーター養成講座」を ERCA 内部で開催した（１月）。		
			エ （必要に応じて）人員配置の見直し		エ （必要に応じて）人員配置の見直し 各職員の適性を把握し、適材適所となる人員配置を随時行うとともに、将来取り組みたい業務や部署に関する希望を伺いつつ、上記ウ（ウ）に関するキャリアステップの意向の確認し、将来の人員配置等に活用するため、一般職員全員を対象とした人事意向調査を実施した（12 月）。		
② 業務運営に係る環境保全等に関する取組環境政策の実施機関として、業務運営全般において環境負荷の低減、環境保全について配慮するとともに、組織全体として環境配慮の意識向上と実践に努める。また、ERCA は我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針や保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA 法第10 条第１項第13 号及び同条第２項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応	② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、公表する。	② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 （ア）「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組の実施 （イ）業務における環境配慮等の状況の取りまとめと公表	・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比 ・広報イベント・社会連携等の実施状況 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	② 業務運営に係る環境保全等に関する取組 ア 業務における環境配慮 ERCA では、政府の実施計画を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、2030 年度（令和 12 年度）までの目標値（平成 25 年度比 50%削減）を設定し取組を進めている。 業務における環境負荷の低減を図るため、令和６年６月に策定した「令和６（2024）年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。また、実施計画で定めた、2030 年度までに LED 照明を導入割合 100%にするといった目標に対し、前倒して入替え工事を実施し、一部を除きほぼ 100%まで導入を進めた（９月）。さらに、引き続き事務所内の区画別の使用状況をまとめて把握し公表することで、電気使用量の削減を促進した。令和６年度の電気使用に伴う温室効果ガスの排出量は、９月以降の LED 照明導入の効果から平成 25 年度比 45.5%まで削減できており、令和７年度以降に目標達成できる見込みとなった。 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和６年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和７年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（２月）。令和５年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和５年度事業報告書」にとりまとめ、ERCA のホームページに掲載し公表した（６月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び		

	じて実施する。 さらに、国民のERCA の業務に対する理解を増進し、環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、業務全体において、プレスリリース、Web、SNS及びイベント等最適なメディア等を効果的に活用した広報や社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に取り組む。 ＜モニタリング指標＞ ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比 ・広報イベント・社会連携等の実施状況	イ 環境保全及び社会貢献に関する取組 （ア） 我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針やERCA が保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA 法第10 条第１項第13 号及び同条第２項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施する。	イ 環境保全及び社会貢献に関する取組 （ア）環境政策推進への貢献等 a 災害時における災害廃棄物対策業務への協力 b ERCA 法第10 条第１項第13 号及び同条第２項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施		温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告した。 　また、職員の意識啓発としてERCA内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、10月と３月の計２回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 （資料編Ｐ152_共通 10 令和６（2024）年度環境配慮のための実行計画） イ　環境保全及び社会貢献に関する取組 （ア）環境政策推進への貢献等 災害時における災害廃棄物対策業務への協力 a　発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要請に備え、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同研修を行った。（７月） 研修は、実際の作業内容や令和６年能登半島地震の対応・現状を盛り込んだ内容で行った。 b　ERCA法第10条第１項第13号及び同条第２項の規定等による、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務 　令和６年４月に成立した地域生物多様性増進法に基づき令和７年度から開始する生物多様性増進進業務の施行準備として以下の取組を実施した。 ・　環境省職員との定期勉強会・相談会やERCA内部の勉強会を実施することにより、ERCA職員の審査案件の疑問点の解消を図るとともに認定審査に係る知識技術の向上を図った。 　・環境省との勉強会・相談会　37回 　・内部勉強会　15回 　・自然研相談会　５回 ・　令和６年４月から職員１名を環境省に出向させるとともに、環境省からの民間委託による自然共生サイトの認定事務局に１名（10月からは２名に増員）を研修派遣し、令和６年度自然共生サイトの審査実務を担当することにより、審査ノウハウを取得した。 ・　10月には自然共生準備チームを組織し、職員７人（研修派遣含む）に増員。審査協力者５名の12人体制を整備した。 ・　環境省の民間委託による自然共生サイトの認定審査のう		

					ち、令和６年度前期の申請２件の審査を認定事務局との勉強会において実務に即して学び、後期の申請案件のうち環境省が審査担当する６件の申請においてはERCAが実際に審査を行うことで、審査のポイントや申請者の間違えやすい点の把握を行った。 ・ 民間委託により認定された自然共生サイト及び有識者マッチング等の現地訪問（サイトビジット）を通じて企業やNPO等との意見交換を行い、サイトの管理方法や申請上の課題等について情報収集した。 サイトビジット　　計 15 か所 ・シャトー・メルシャン椀子ヴィンヤード ・パナソニック草津工場「共存の森」 ・神戸の里山林・棚田・ため池 ・湘南国際村めぐりの森 ・横浜国立大学ときわの森 ・三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館 ・東京ガーデンテラス紀尾井町光の森 ・ホトリア広場 ・大手町の森 ・九段会館テラス ・日比谷パークフロント ・東京ポートシティ竹芝 ・他３件（有識者マッチング、審査中案件） ・ 民間委託による令和６年度後期審査に至らなかった申請案件（140 件）について、申請者全員とコンタクトを取り、令和７年度申請に向けた事前相談、提出された申請書の内容の予備的審査、新様式へのデータ流し込み等を行い、４月からの法律に基づく申請が速やかに行われるよう支援した。 ・ 施行準備として、３月末までの間に上記と並行して、令和８年度概算予算要求作業、中期目標・計画変更に向けた関係省庁との調整、新制度に関する申請者向け資料の制作・普及、審査委員会委員の人選、申請や問合せに対応した自然共生サイト専用ウェブサイトの整備、申請区域と保護地域等の重複を確認するための GIS データの収集整備、有識者マッチング制度試行状況の確認等の準備作業を実施した。 ・GIS データの収集整備　計 844 件 ・旧自然共生サイト 328 件 ・国有林、河川区域、砂防区域、漁港区域など 396 件 ・国立公園、国定公園、鳥獣保護区など 21 件		

		（イ） 国民のERCA の業務に対する理解を増進するため、業務全体において、ターゲット毎に最適なメディア等を効果的に活用した広報を実施する。	（イ）組織的な広報の展開 a ソーシャルメディアを活用した情報発信 b イベントへの出展		・重要里地里山、重要湿地、重要海域など 97 件 （イ）組織的な広報の展開 ERCA 有志職員による広報・イベント協力隊の人材を有効活用しながら、下記の広報に取り組んだ。 a ソーシャルメディアを活用した情報発信 内外のイベントや内部研修の様子など SNS により積極的に呼びかけた。 Facebook 投稿数：35 回（フォロワー数 598 人）（R７．３末時点） YouTube 投稿数：228 本（登録者数 11,066 人）（R７．３末時点） b イベントへの出展 （主な出展イベント） ・8/7-8 こども霞ヶ関デー　小学生及びその保護者 120 組参加 ・8/20 東京新聞主催「こども SDGs 教室」小学生及びその保護者 15 組（31 名）参加 ・9/28-29　きょうと☆いきものフェス 2024 ・11/2-3　GTF グリーンチャレンジデー2024 in 新宿御苑 ・11/13-14　第 17 回川崎国際環境技術展　ブース来場者 139 名 ・12/8　かわさき環境フォーラム ・12/4～6　エコプロ　ブース来場者 1,622 名 ・12/8　かわさき環境フォーラム　小学生 30 名参加 c 広報研修の実施 各部署の広報担当者を中心に、主に広報・情報発信を行う上での注意点に関する内容で研修を行った。(12 月　44 名参加)		
		（ウ） 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に積極的に取り組む。	（ウ）ステークホルダーとの連携 a 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携		（ウ）　ステークホルダーとの連携 a 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携 ・環境省、自然共生サイト認定事務局、ERCA の３者で定期的な勉強会を開催する際には、ERCA 自然共生準備チームの職員に限らず ERCA 職員が受講できるようにすることにより、ERCA が今後行う業務内容を組織内に浸透させた。 　また、地域の生物多様性保全活動を行っている「きょうと生物多様性センター」との意見交換を行い（５月）、同センターとの繋がりにより環境イベント「きょうと☆いきものフェス 2024」へ出展し、参加者に自然共生サイト認定制度の周知を行った。		

			b ERCA 創設20 周年記念事業の実施 c 韓国環境公団との定期交流の実施		・上記（イ）ｂの「東京新聞主催「こども SDGs 教室」」においては、小学生向けに気候変動及び生物多様性についての講義・ワークショップによる環境教育を行った。 ｂ ERCA20 周年記念事業の実施 ERCA の設立 20 周年を記念し、「ERCA20 年の歩みと未来への約束」をテーマに、これまでの ERCA の振り返りとこれからの役割について、ERCA 職員や制度設立時の関係者による座談会を３回開催し、「機構 20 周年記念誌」に取りまとめた。 また、イベント等で設立 20 周年を周知したほか、設立 20 周年特設サイトを制作し、記念動画を公開した。 c 韓国環境公団との定期交流の実施 「科学技術の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」に基づく、ERCA と韓国環境公団（k-eco）とで定期会議及び実務者会議について、令和６年度は韓国を開催地として実施予定であったが、韓国側の受け入れ態勢が整わない状況であったため、次年度の開催に延期をした。		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ－２	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況	－	年２回	２回					
外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等		年１回	１回					
内部統制研修等の実施回数		年１回	１回					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（２）　内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26 年11 月28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制・リスク管理委員会」等を活用し、取組状況の	③ 内部統制の強化 ア 内部統制・リスク管理に関する取組 毎年度、内部統制・リスク管理委員会が内部統制の取組を推進し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	③ 内部統制の強化 ア 内部統制・リスク管理に関する取組 （ア）内部統制・リスク管理委員会の開催（半期毎） （イ）内部統制担当理事による職員面談 （ウ）インシデント事例の共有	＜主な定量的指標＞ ・内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況	＜主要な業務実績＞ ア　内部統制・リスク管理に関する取組 （ア）内部統制・リスク管理委員会 内部統制・リスク管理委員会を開催（12 月、３月）し、令和６年度の取組状況について確認を行った。 （イ）　内部統制担当理事による職員面談 ERCA の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の実情を把握するため、内部統制担当理事と職員との面談を実施（３～６等級職員 20 名）し、業務遂行上の課題や職員のエンゲージメント、ワークライフバランス推進への意見を聴取した。 （ウ）インシデント事例の共有 ERCA による事務事故は 14 件（前年度 13 件）発生しており、発生状況を共有することで他部署への注意喚起を行って	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施し、事務事故の発生を抑制する仕組みの構築が出来たため、自己評定をＢとした。 ○内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取り組みを推進し、ERCA 内部での進捗確認、外部有識者による検証を受ける等の取組を行った。 ○外部委託先でのインシデント発生を防止するため、事前に委託先候補における誤送信防止措置を確認する運用への見直しを行った。 ＜課題と対応＞ ・インシデント発生後の再発防止策において、安易にダブルチェックや職員意識の向上に依存する防止策の策定が散見	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取り組みを推進し、ERCA 内部での進捗確認、外部有識者による検証を受ける等、適正な運用を行っている また、外部委託先でのインシデント発生を防止するため、事前に委託先候補における誤送信	

	共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 【モニタリング指標】 ・内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況 ・外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等 ・内部統制研修等の実施回数	イ 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ウ 内部統制研修の実施 毎年度、全職員を対象に、内部統制やリスク管理に関する研修を実施する。	イ 内部統制等監視委員会による検証等 （ア）内部統制等監視委員会の開催 ウ 内部統制研修の実施 （ア）内部統制研修の実施 （イ）コンプライアンス研修の実施	・外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等 ・内部統制研修等の実施回数 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	いる。 この他、外部委託先によるインシデントが 12 件発生しており、インシデント事例を分析したところ、メールの誤送信が増加していることから、委託業務仕様書に誤送付防止措置を記載とするとともに、事後に行う委託先個人情報管理調査において当該措置の実施状況について確認する運用見直しを行った。 内部統制等監視委員会での指摘（下記イ）での指摘を踏まえ効果的な再発防止策の策定の推奨を行った。 イ　内部統制等監視委員会による検証等 （ア）　内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者を含めた委員により検証を行った（９月）。 外部委員からは、ダブルチェックに頼る再発防止策は個人の能力に依存するものであり、ルールが守られない可能性もあることから、ダブルチェックに安易に頼らない効果的なインシデントの再発防止策の推奨があり、内部統制・リスク管理員会や内部統制研修を通して ERCA 内にも周知を行った。 ウ　内部統制研修の実施 （ア）内部統制研修の実施 内部統制の基本的考え方、業務上のリスクについて、全職員を対象に内部統制研修を行った（１月）。 業務の適正かつ効果的な遂行のための体制や、リスクの認識、リスクを認知した際の速やかな報告、有効な再発防止策、事例研究などの内容で行い、研修後には理解度テストを行った（正答率 92.1%）。 理解度テストの結果は各部長へフィードバックし、各部署の内部統制意識醸成を促した。 （イ）コンプライアンス研修の実施 全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施し（１月）、コンプライアンス遵守に対する意識向上を図った。	され、個別に効果的な再発防止策の検討を促した。 引き続き、研修や内部統制・リスク管理員会等で定期的に事務事故等の発生状況、リスク及び参考となる再発防止策の共有等を行い、効果的な再発防止策の検討を行う。	防止措置を確認する運用への見直しを行うなど、適正な運用を行っている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

			（ウ）コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施		（ウ）コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施 　全職員を対象としたコンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し（２～３月）、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることや ERCA 職員としての言動についての振り返りを行うことで、コンプライアンス遵守に対する再確認を行い、意識喚起を図った。 （資料編Ｐ157_共通 11　内部統制の推進に関する組織体制（R7.3～））		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ－３	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（予算事業 ID：004998）

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	２回・100%	２回・100%					
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実施状況	－	２回	１回					
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修状況（回数・参加率）	－	文書管理担当者を対象とした研修：１回･100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%					

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和６年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（３）　情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26 年11 月12 日法律第104 号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時	④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ア 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改訂状況等を踏まえ、ERCA として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報	④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ア 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、ERCA として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	＜主な定量的指標＞ ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況 ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況	＜主要な業務実績＞ ｉ）情報セキュリティ対策の強化 ア　情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和６年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、ERCA の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ア）情報システム管理委員会の開催 情報システム管理委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施したことから、自己評価をＢとした。 ＜課題と対応＞ 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。 そのため、研修機会を増やして標的型攻撃に関する手口や被害、復旧に係るコスト等を繰り返し伝え、リスクの大きさを	評定　B ＜評定に至った理由＞ 令和６年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施している。ている。 また、文書管理については、公文書管理研修に参加するほか、新入職員向け、全職員向け、

	適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 【モニタリング指標】 ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況 ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況	セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。	ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和６年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	等を共有した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、ERCA 内で同様のインシデントが再発しないよう啓発を図った。情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有並びに情報セキュリティ対策基準の改定を協議、決定した。（７月、12 月、３月実施）。 （イ）情報セキュリティ対策基準の改定、情報セキュリティ実施手順書の改正 業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（11 月、１月）。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員に訓練を行い、情報セキュリティ実施手順書に定めたルール通りの対応が確認できなかった職員及びその上長に対して追加でフォローアップ研修を行った（７月）。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面及びオンラインのハイブリッド形式で行い、不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（５月実施）。 また、研修後に全問正解するまで理解度テストを繰り返し行い、研修内容の理解をより深めた（５月実施）。 情報リテラシーに関する理解度が低い傾向にある入職１年目職員に対し、情報システム課がフォローアップ研修を行い、PC 操作及びセキュリティ意識の向上を図った（８月、10 月実施）。 下記（カ）の取り組みで外部機関主催の研修に参加した結果、技術的な知見の習得だけではなく、役職員に有用な内容のオンライン研修を発見したことから、当該研修を役職員全員受講させ、サイバーセキュリティに関する基礎的な知識を習得することができた（１月実施）。 外部講師を招き、入職１年目の役職員に対し、サイバー攻撃の情勢や手法を理解するとともにサイバー攻撃のデモンストレーションを行った。実際の攻撃手法を体験することで役職員の情報セキュリティ意識について、より一層の向上を図った（２月実施）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況等確認のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を行った（２月実施）。	浸透させていく。また、情報システム管理委員会において、最高情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者へ配下の職員への情報セキュリティの意識づけと日ごろの管理徹底の指示を行ったため、正しく管理ができているか継続して確認と支援を行う。	文書管理者・文書管理担当者向けの各研修を実施することで、文書管理に関する意識向上と知識習得を図るとともに、新規業務開始に伴う規程改正など必要な対応を行うことで、適切な文書管理の確保に努めている。 以上のことから、自己評価をＢとした。 ＜今後の課題＞ 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。

					（オ）情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を行った（１月）。 （カ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 民間企業が主催するセミナーやNISC主催の研修等へ参加し最新技術や動向等を追うことで、技術的な知見を広めた。 情報システム基盤の更改によりMicrosoft365を導入したため、外部のセミナー等に参加し、技術等を習得した。 （キ）サイバー攻撃への対応 情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を行った。また、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。ERCA が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織に対して、正しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 イ　情報システム基盤等の更改及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システム基盤等の更改について、以下の観点に基づき仕様を定め、令和６年１月に構築・運用保守業者を決定し、構築を完了した(11月)。 ・現行システムで抱えている課題の改善。 ・政府方針に基づいたクラウドサービス導入の推進。 ・システム管理の効率化。 ・新しいセキュリティ技術の導入。 ・構築、運用に係るコスト並びにセキュリティ対策コストの低減。 更改に伴い、近年サイバー攻撃対象となっているERCA外から基幹LANへ接続するVPN機能をクラウドサービスへ移行したことで、セキュリティリスクを低減することができた。また、Microsoft 365を導入したことでメールサーバのセキュリティ機能が向上し、フィッシングメール等の受信が激減したことにより、役職員の誤操作によるウイルス感染、フィッシングサイトへのアクセスリスクを低減することができた。 ⅱ）　適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、令和５年度より文書管理システムの運用を開始し、電子決裁を含む文書の電子的管理を順次進		
		イ 適切な文書管理及び情報公開	イ 適切な文書管理及び情報公開			文書管理については、公文書管理研修に参加するほか、新入職員向け、全職員向け、文書管理者・文書管理担当者向け	

		文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21 年７月１日 法律第66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12 月５日 法律第140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする研修を実施することで、周知徹底を図る。	（ア）文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21 年７月１日 法律第66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13 年12 月５日 法律第140 号）等に基づき、適切に対応 （イ）法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直し （ウ）関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修の実施 （エ）文書管理システムの運用		め、適正かつ効率的な文書管理に努めている。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和６年２月９日内閣総理大臣決定）」の内容確認、令和６年度からの熱中症対策業務開始に伴う必要な規程類の改正を行うなど、見直しを適時行った（４月）。 文書の作成、保存、廃棄等が適正に行われるよう、新入職員向けの研修（４月）、全職員向けの研修（２月）及び文書管理者向けの研修（３月）を実施し、文書管理に対する意識の向上を図った。 情報公開については、開示請求７件の開示を適正に行った。 個人情報の保護については、個人情報の取扱いに従事する職員全員を対象として個人情報保護管理者・担当者向けの内容を加えたカリキュラムで実施した（10 月）。後日ビデオによる受講した者に対しても LMS（Learning Management System）を活用し受講管理を行い、全対象者の受講を確認した。 また、業務委託先での個人情報の漏えいを防止するための仕組みを検討・運用開始した。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正等に伴い、ERCA の個人情報保護管理規程においても改正の準備を行った。（令和７年４月改正） 今後特定個人情報（マイナンバー）の取り扱いが想定されることから、個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価の手続きのための準備を進めた。	の各研修を実施することで、文書管理に関する意識向上と知識習得を図った。また、新規業務開始に伴う規程改正など必要な対応を行うことで、適切な文書管理の確保に努めた。	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報